

令和5年度環境省重点施策集

令和4年12月
環境省



令和5年度環境省重点施策集目次

事 項	令和5年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和4年度 当初予算額 (百万円)	令和4年度 第2次 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
＜重点施策掲載事業＞					
1. 時代の要請への対応 ～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～					
1－1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組					
(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進					
① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施の加速化					
地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)【エネ特】 【一部GX】	35,000	20,000	5,000	大臣官房地域脱炭素事業推進課	1
地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)【エネ特】	800	800	2,200	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	3
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援 (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】	2,000	2,000	2,000	大臣官房地域脱炭素事業推進課	7
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援 (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】	4,260	3,800	9,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	8
② 民間資金を活用した脱炭素型社会インフラの整備、中小企業をはじめとするサプライチェーン全体での脱炭素経営促進					
(新) 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進(株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進事業)	71	0	0	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	19
(新) サプライチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化 (サプライチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業)【エネ特】	1,401	0	0	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	20
中小企業をはじめとするサプライチェーン全体の脱炭素移行に向けた工場・事業場における先導的な脱炭素化取組の推進 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業))【エネ特】	3,685	3,700	4,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	24
(新) コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進 (コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業)【エネ特】	7,000	0	0	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	25
物流に関わる空港、港湾、海事などの脱炭素化の促進(空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業)【エネ特】	1,715	1,715	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	26
(新) グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備 (グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業)【エネ特】	400	0	0	大臣官房環境経済課環境金融推進室	30
ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信(ESG金融実践促進事業)【エネ特】	450	300	0	大臣官房環境経済課環境金融推進室	31
③ くらしの転換を通じた需要側からの経済社会システムの変革					
住宅のZEH・省CO2化促進(集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)【エネ特】	10,000	11,000	1,390の内数	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	32
断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援【GX】 ※補正のみ	0	0	9,967	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	34
建築物のZEB・省CO2化促進(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】	5,894	5,900	6,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 他	35
(新) 商用車の電動化促進事業【GX】	13,599	0	0	水・大気環境局自動車環境対策課	42
再エネ×電動車の同時購入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】 ※補正のみ	0	0	1,000	水・大気環境局自動車環境対策課	43
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進(食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費)	152	127	0	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	44
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 (使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業)	102	82	0	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室	45
脱炭素型ライフスタイルへの転換促進 (ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業、ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業)【エネ特】	2,900	2,900	0	地球環境局地球温暖化対策課炭素ライフスタイル推進室	46

事 項		令和５年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和４年度 当初予算額 (百万円)	令和４年度 第２次 補正予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
④ 自立した国産のエネルギー源である再エネ導入推進のための基盤づくり						
再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備 （再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業）【エネ特】		889	889	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 他	50
事業性評価等を通じた浮体式洋上風力発電の早期普及促進 （浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業）【エネ特】		350	350	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	51
洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等 （洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業）【エネ特】		450	450	0	大臣官房環境影響評価課	52
⑤ 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素移行に必要な先導技術の早期実証・社会実装の推進						
(新)	化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】	4,672	0	0	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、循環型社会推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室	53
再エネ等から製造した水素の利活用推進（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）【エネ特】		6,579	6,580	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局自動車環境対策課	57
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築 （CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業）【エネ特】		7,500	8,000	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	60
潮流発電の実用化技術確立や商用展開に向けた実証（潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業）【エネ特】		650	650	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	61
ボトムアップ型の脱炭素技術シーズ開発・実証（地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業）【エネ特】		4,980	5,000	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	62
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化 （革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業）【エネ特】		3,800	3,800	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	63
脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証 （地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業）【エネ特】		1,900	1,900	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	64
（２）成長志向型カーボンブラISINGの取組						
カーボンブラISING調査（カーボンブラISING調査事業）【エネ特】		250	250	0	大臣官房環境経済課市場メカニズム室	65
J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】		984の内数	985の内数	0	地球環境局地球温暖化対策課 他	66
（３）森林吸収源対策等の推進						
温室効果ガスインベントリの管理（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】（再掲）		984の内数	985の内数	0	地球環境局地球温暖化対策課 他	66頁 参照
J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】（再掲）		984の内数	985の内数	0	地球環境局地球温暖化対策課 他	66頁 参照
30by30達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進（国立・国定公園新規指定等推進事業費）		81	63	0	自然環境局国立公園課	67
民間取組の認定等によるOECM促進（OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業）		194	231	0	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室	68
（４）熱中症対策を始めとした適応施策の推進						
熱中症対策の推進（熱中症対策推進事業）		230	122	0	環境保健部環境安全課	69
気候変動影響評価・適応の推進（気候変動影響評価・適応推進事業）		732	810	0	地球環境局総務課気候変動適応室	70
1－2．炭素中立型経済社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成						
（１）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化						
(新)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化（プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業）【エネ特】	4,991	0	3,000の内数	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	71
(新)	化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】（再掲）	4,672	0	0	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、循環型社会推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室	53頁 参照
プラスチック資源循環の推進（プラスチック資源循環等推進事業費）		260	260	0	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	72
リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務		38	32	0	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	73
食品ロス削減及び食品廃棄物等の３R推進（食品ロス削減及び食品廃棄物等の３R推進事業費）（再掲）		152	127	0	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	44頁 参照
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 （使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業）（再掲）		102	82	0	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室	45頁 参照

事 項	令和５年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和４年度 当初予算額 (百万円)	令和４年度 第２次 補正予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
（２）レジリエントな廃棄物処理体制の構築					
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	333	305	0	環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室	74
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	49,442	49,442	45,628	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	75
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413	10,413	500	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	76
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	4,055	4,138	3,332	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	78
産業廃棄物の不法投棄等の原状回復措置の推進（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金）	72	60	190	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	79
デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創成実証事業 （デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業）【エネ特】	235	235	0	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	80
１－３．炭素中立型経済社会と自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成					
（１）生物多様性国家戦略に基づく30by30目標や自然資本に配慮した経営等の実現					
30by30達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進（国立・国定公園新規指定等推進事業費）（再掲）	81	63	0	自然環境局国立公園課	67頁 参照
国立公園等内の自然環境保全上特に重要な民有地の国有地化（特定民有地買上事業費）	472	509	0	自然環境局国立公園課	81
民間取組の認定等によるOECM促進（OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業）（再掲）	194	231	0	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室	68頁 参照
生物多様性「見える化」（自然環境保全基礎調査費）	87	87	0	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	82
自然生態系を活用した社会課題への対応推進（自然生態系を活用した社会課題への対応推進費）	34	67	0	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	83
経営に関する生物多様性・自然再興の国際的枠組推進（生物多様性と経済に係る国際枠組みに関する実施及び交渉支援費）	45	45	0	自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	84
生物多様性国家戦略に基づく取組の推進（生物多様性国家戦略推進費）	55	49	0	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	85
（２）自然を活用した地域活性化の推進					
国立公園満喫プロジェクト等の推進（自然公園等事業費を含む）【一部エネ特】【一部旅客税】	13,246	13,022	5,721	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、自然環境整備課	86
IoTを活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進 （地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業）【エネ特】	210	250	0	自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	88
里山未来拠点の形成支援（生物多様性保全推進支援事業）	36	36	0	自然環境局自然環境計画課	89
(新) 良好な水循環・水環境創出活動推進事業	25	0	0	水・大気環境局水環境課、自然環境局自然環境計画課	90
豊かさを実感できる海の再生（豊かさを実感できる海の再生事業）	171	171	0	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室、自然環境局自然環境計画課	91
１－４．GXと相乗効果を発揮する重点投資分野での取組					
○ GX×「人への投資」					
地域脱炭素のための人材づくり支援（地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業の一部） 【エネ特】（再掲）	800の内数	800の内数	2,200の内数	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	3頁 参照
(新) 地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材の育成（サプライチェーン全体での脱炭素経営実践普及・高度化事業の一部） 【エネ特】（再掲）	1,401の内数	0	0	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	20頁 参照
○ GX×「科学技術・イノベーションへの投資」					
環境政策への貢献・反映を目的とした研究開発の推進（環境研究総合推進費関係経費）	5,308	5,308	0	大臣官房総合政策課環境研究技術室	92
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化 （革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業）【エネ特】（再掲）	3,800	3,800	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	63頁 参照
脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証（地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業） 【エネ特】（再掲）	1,900	1,900	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	64頁 参照

事 項	令和５年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和４年度 当初予算額 (百万円)	令和４年度 第２次 補正予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
○ GX×「スタートアップへの投資」					
イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発の支援 （イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）	100	100	0	大臣官房総合政策課環境研究技術室	93
環境政策への貢献・反映を目的としたスタートアップによる技術開発の実証・実用化の推進 （環境研究総合推進費関係経費の一部）（再掲）	5,308の内数	5,308の内数	0	大臣官房総合政策課環境研究技術室	92頁 参照
脱炭素化を目指すスタートアップへの支援（地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部） 【エネ特】（再掲）	4,980の内数	5,000の内数	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	62頁 参照
○ GX×「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」					
デジタル技術を活用した工場等のリアルタイムモニタリングの推進（ICT等を活用した公害防止管理のスマート化検討費）	31	24	0	水・大気環境局総務課	94
デジタル田園都市国家構想に資するデータセンターの再エネ活用等推進 （民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の一部）【エネ特】（再掲）	4,260の内数	3,800の内数	9,000の内数	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	8頁 参照
１－５．G7日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs達成への貢献					
（１）G7日本開催を契機とした環境外交での主導的な役割の発揮					
（新）2023年G7気候・環境関連大臣会合開催経費	325	0	0	地球環境局国際連携課	95
生物多様性条約等拠出金（SATOYAMAイニシアティブ等）	465	403	0	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	96
海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備（海洋プラスチックごみ総合対策費）	238	213	0	水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室	97
GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化（GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等） 【一部エネ特】	3,005	2,705	2,017	地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室	98
パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施（国連大学拠出金の一部）	160の内数	150の内数	0	大臣官房総合政策課環境教育推進室	99
（２）「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援					
脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進（脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業） 【エネ特】	13,674	14,474	2,500	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	100
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備（アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業）【エネ特】	1,199	1,066	0	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、国際連携課気候変動国際交渉室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局大気環境課、総務課国際協力推進室	104
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進（環境国際協力・インフラ戦略推進費）	493	498	0	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	112
国際メタン排出削減拠出金 ※補正のみ	0	0	400	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	113
循環産業の海外展開支援基盤整備（循環産業の海外展開支援基盤整備事業）	395	396	0	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	114
アジア・アフリカ諸国における３Rの戦略的実施支援事業拠出金	118	93	0	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	115
気候変動影響評価・適応の推進（気候変動影響評価・適応推進事業）（再掲）	732	810	0	地球環境局総務課気候変動適応室	70頁 参照
２．不変の原点の追求 ～公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～					
２－１．人の命と環境を守る基盤的取組					
（１）公害等の健康被害対策と生活環境保全					
水俣病総合対策関係経費	11,075	11,126	0	環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	116
石綿飛散防止総合対策の推進（石綿飛散防止総合対策費）	68	87	0	水・大気環境局大気環境課	117
石綿読影の精度確保等に関する調査の推進（石綿読影の精度確保等調査事業）	159	159	0	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	118
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	5,569	5,579	600	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	119
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援（化学物質の環境リスク低減対策強化費の一部）	215の内数	215の内数	0	環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室	120
（新）水・土壌環境中の有害物質（PFAS等）対策の推進（水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費）	139	0	0	水・大気環境局水環境課、土壌環境室	121

事 項	令和５年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和４年度 当初予算額 (百万円)	令和４年度 第２次 補正予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
（２）良好な環境の創出					
(新) 良好な水循環・水環境創出活動推進事業（再掲）	25	0	0	水・大気環境局水環境課、自然環境局自然環境計画課	90頁 参照
豊かさを実感できる海の再生（豊かさを実感できる海の再生事業）（再掲）	171	171	0	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室、自然環境局自然環境計画課	91頁 参照
ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョンの推進（海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費）	208	207	0	水・大気環境局水環境課海洋環境室	122
海岸漂着物等に関する地域対策の推進（海岸漂着物等地域対策推進事業）	170	170	3,525	水・大気環境局水環境課海洋環境室	123
（３）外来生物対策や鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等					
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）	845	771	250	自然環境局野生生物課外来生物対策室	124
ニホンジカ・イノシシの捕獲事業支援（指定管理鳥獣捕獲等事業費）	200	200	2,300	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	126
離島における希少種の保全対策の推進（離島希少種保全対策事業費）	99	99	0	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	127
動物収容・譲渡対策に関する施設整備の支援（動物収容・譲渡対策施設整備費補助）	174	174	0	自然環境局総務課動物愛護管理室	128
２－２．東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組					
（１）環境再生に向けた取組等の着実な実施					
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等（中間貯蔵関連事業）【復興特】	178,646	198,106	0	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	129
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施（除去土壌等適正管理・原状回復等事業）【復興特】	16,929	27,087	0	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	130
特定復興再生拠点の整備に必要な除染等の実施（特定復興再生拠点整備事業）【復興特】	43,579	44,461	0	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	131
放射性物質汚染廃棄物の処理等（放射性物質汚染廃棄物処理事業等）【復興特】	72,993	63,776	0	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	132
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査（ALPS処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む）【復興特】	851	755	0	水・大気環境局水環境課、海洋環境室、地下水・地盤環境室	133
（２）未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～					
放射線の健康影響の風評払拭を目指した取組の推進（放射線健康管理・健康不安対策事業費）	1,153	1,171	0	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	135
「脱炭素×復興まちづくり」の推進（「脱炭素×復興まちづくり」推進事業）【エネ特】	500	500	0	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付福島再生・未来志向プロジェクト推進室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	136
国立公園満喫プロジェクト等の推進（自然公園等事業費を含む）【一部エネ特】【一部旅客税】（再掲）	13,246の内数	13,022の内数	5,721の内数	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、自然環境整備課	86頁 参照

（参考）令和５年度環境省重点施策 SDG s 17のゴールとの関連一覧

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省

【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

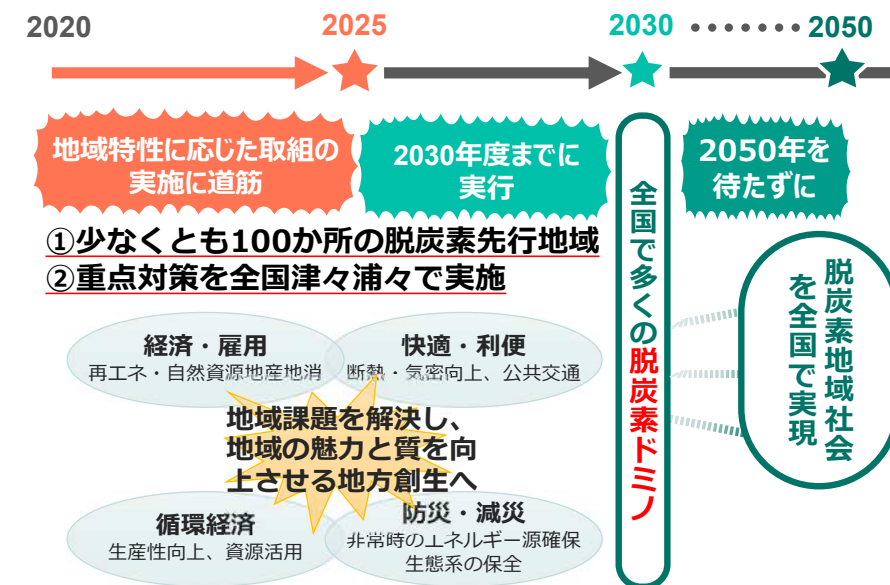
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

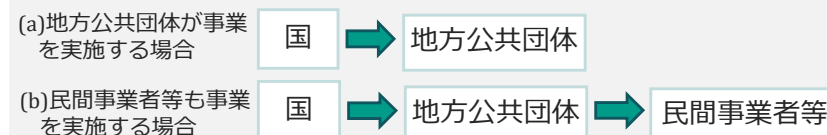
3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金	交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3 ※ (1) ② 2/3 ~ 1/3 等
■ 交付対象	地方公共団体等	※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
■ 実施期間	令和4年度~令和12年度	

4. 事業イメージ



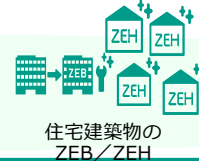
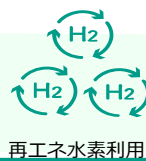
<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行 加速化交付金
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る 〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕	民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算（案） 800百万円（800百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

（2）地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態 (1)間接補助（定率；上限設定あり）(2)(3)委託事業

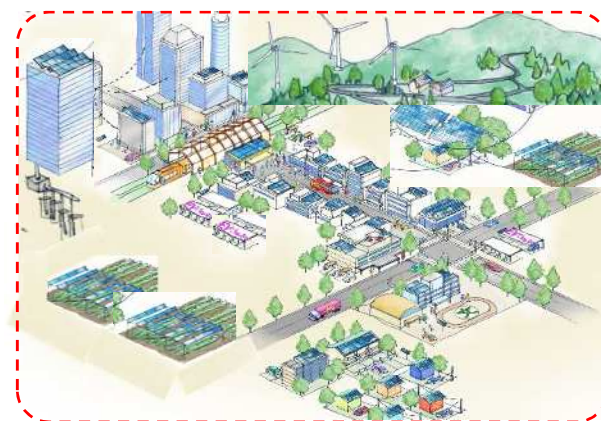
■補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)(3)民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～、（2）②は令和4年度～、
（2）③は令和5年度～、（3）②③は令和5年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

（1）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



（2）地域の脱炭素化実装加速化支援事業

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助	定率	① 3/4、2/3、1/2 ② 3/4 ④ 2/3、1/2、1/3
		上限	① 3,800万円、② 2,500万円、④ 2,000万円
■ 補助対象	① ② 地方公共団体、③ ④ 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）		
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～		

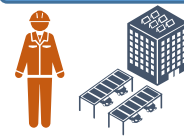
4. 事業イメージ



② ゾーニング支援



③ 導入調査支援



④ 体制構築支援



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業



地域再エネ事業の実施に必要なガイドラインの作成、地域の企業や有識者との連携による地域に根ざした脱炭素取組を推進します。

1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。また、地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等を行う。さらに、ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及等により再エネ導入の加速を図る。

2. 事業内容

① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等をガイドラインとして取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業

各種支援事業（計画策定支援、人材育成支援、重点対策加速化事業等）を活用して企画立案・施行された施策の実施状況を継続的・横断的に確認・評価する。脱炭素先行地域について、取組の進捗状況と地域課題解決のKPIとして設定された事項について確認・評価を行い、有識者の助言等を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、必要な措置を講じる。

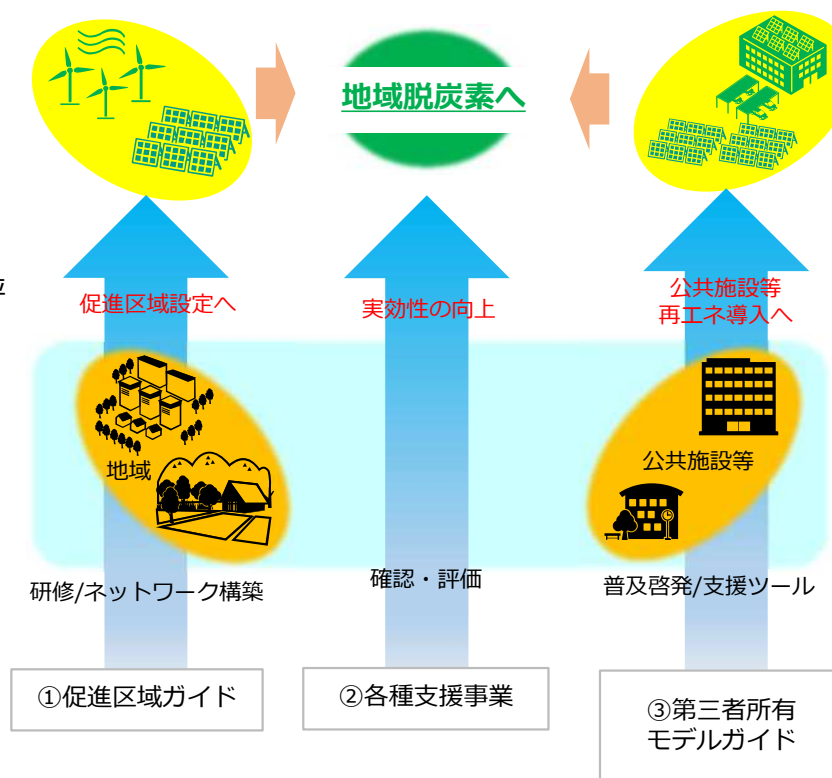
③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託対象 | 民間事業者、団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和4年度～、③は令和5年度～ |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、地域での人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

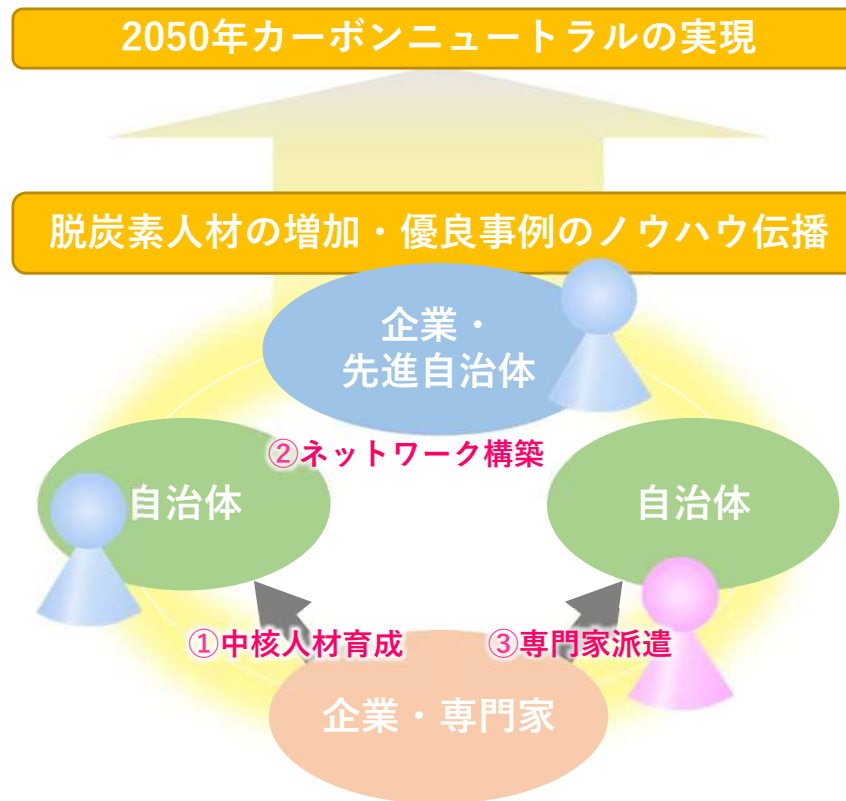
③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3) ②③は令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算（案）2,000百万円（2,000百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



省エネルギー設備等



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度予算(案) 4,260百万円(3,800百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

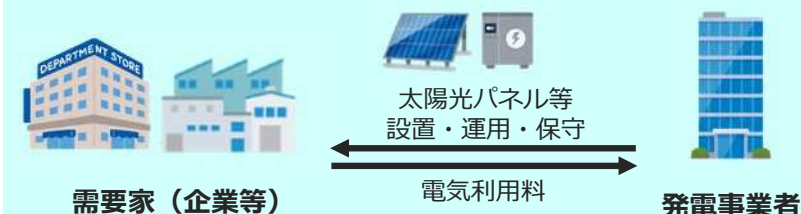
* EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

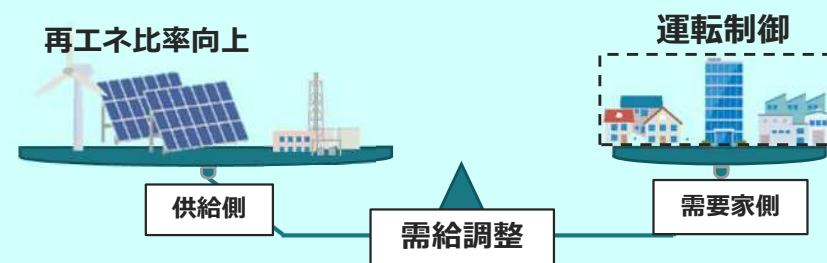
- 事業形態 間接補助事業／委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- ①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

- ②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

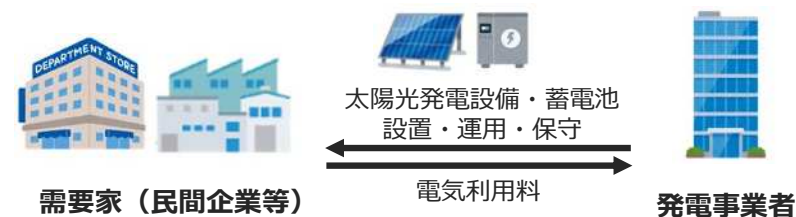
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

* EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			—

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- ・地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- ・再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

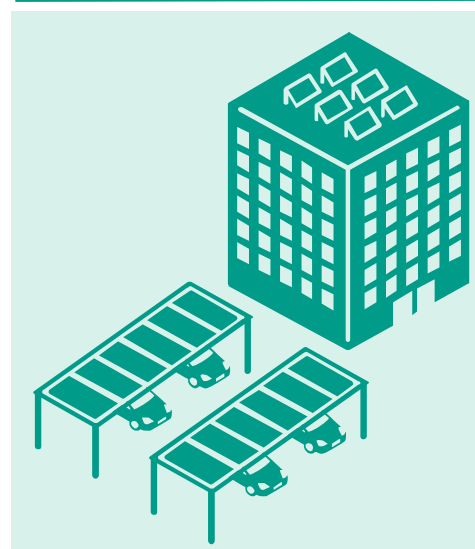
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
②③ 令和4年度～令和7年度

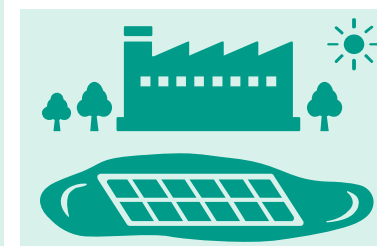
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進します。

2. 事業内容

⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業

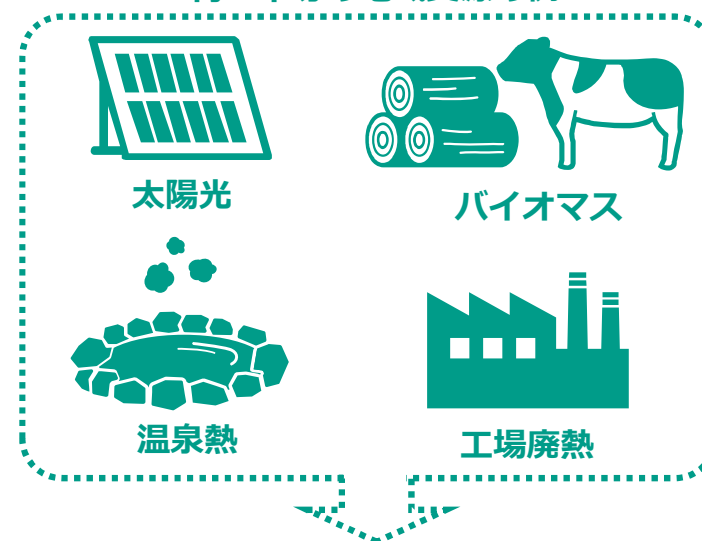
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現には、電気の脱炭素化だけでなく、熱の脱炭素化も進めていく必要があるが、熱エネルギーは利用形態や利用温度が多様なため、需要施設に応じて適切な形での脱炭素化を進める。
- ・ 寒冷地では、暖房用途で石油由来の熱エネルギーを多く消費しているが、地域資源である再エネ等を効果的に活用することで、地域の脱炭素化に加えて、燃料価格高騰の影響を低減につなげる。
- ・ 地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、①熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、②寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

再エネ等の地域資源の例



熱分野でのCO2ゼロ & 寒冷地の脱炭素化へ

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3)－1 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネルギー管理や省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。地域の屋外照明について、更なる省CO2化を図りつつ、地域の需給調整力の向上に必要なデータを収集する。

2. 事業内容

① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来の車から買換えする場合に限る（上限あり）

② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

③ 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

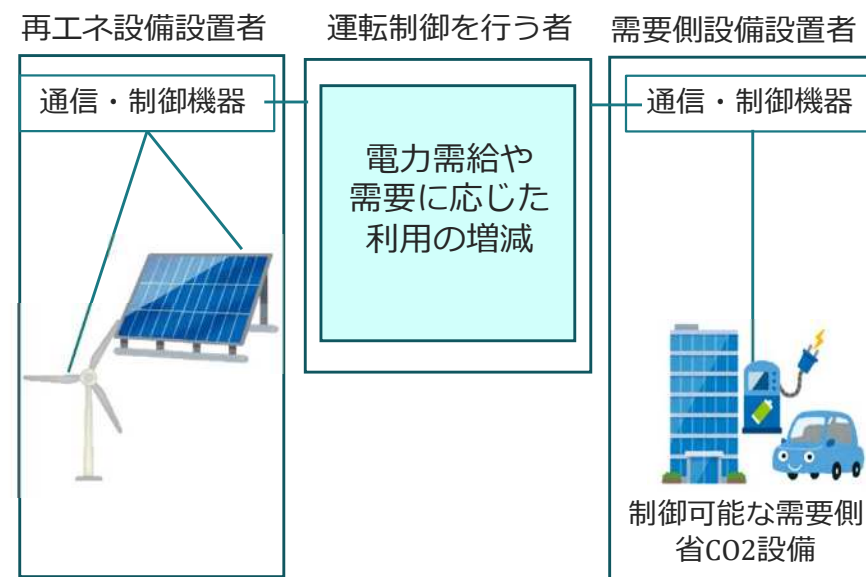
スマート街路灯（通信ネットワーク化したLED街路灯）やソーラー街路灯について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3*、③3/4、1/3、1/4）
③：委託事業 * 電気事業法上の離島は1/2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③ 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）



民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3)－2 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業



再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

1. 事業目的

- 離島において、再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

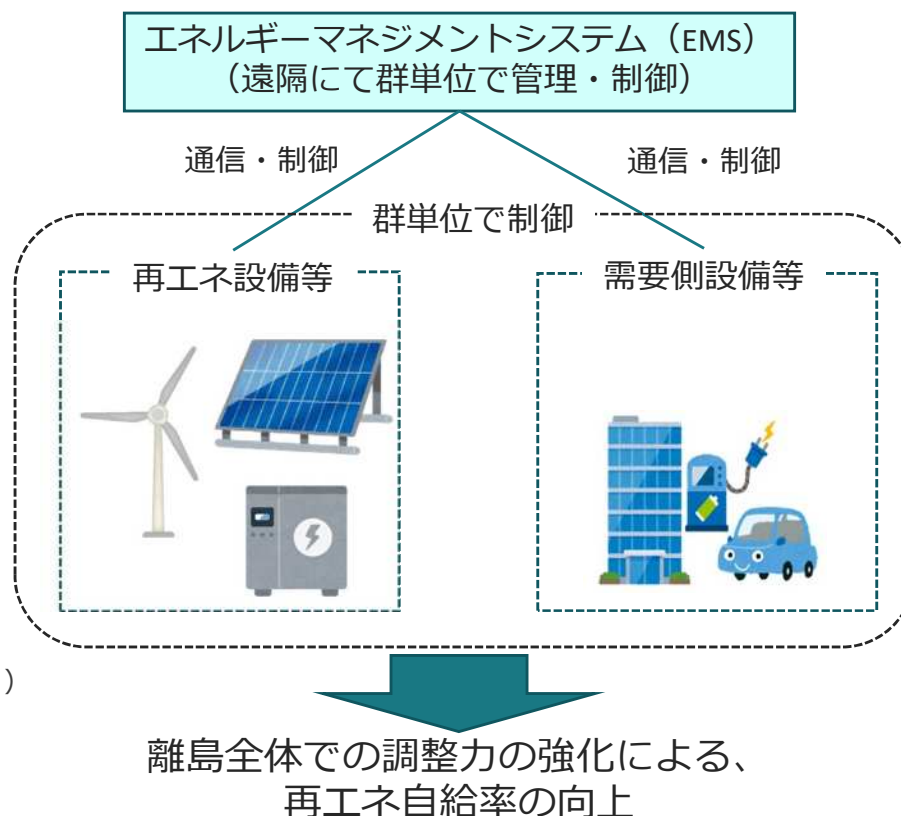
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：2／3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO2と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援する。

2. 事業内容

①直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

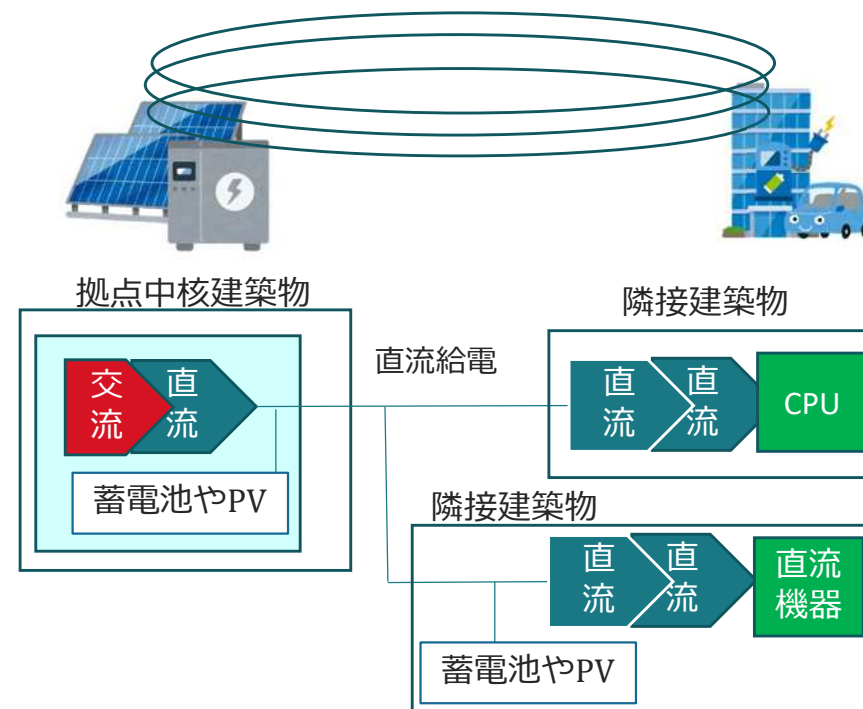
本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

直流給電システムの構築



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

民間企業等によるTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援する。

2. 事業内容

②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

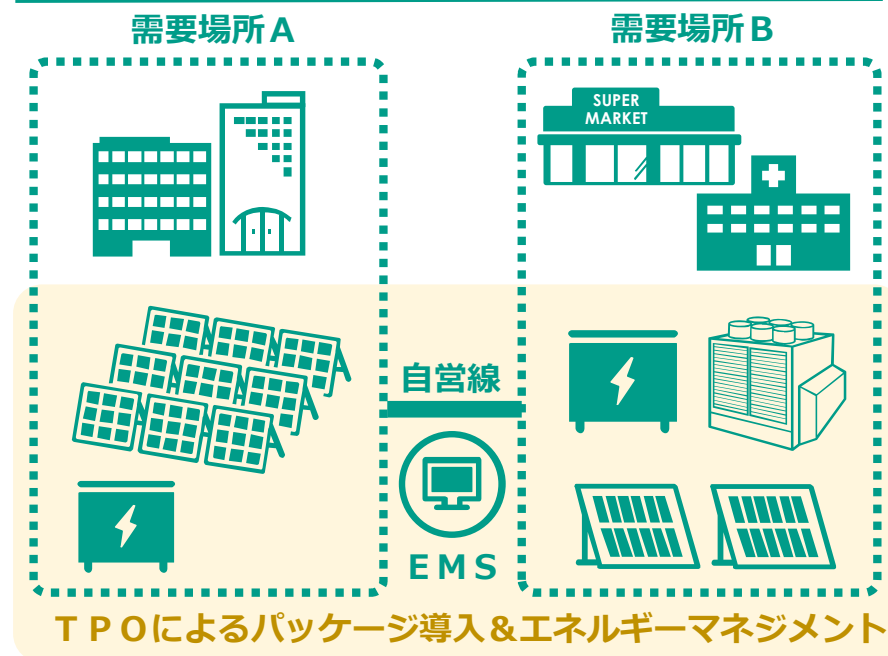
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3／4（上限1,000万円）、設備等導入：1／2、2／3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

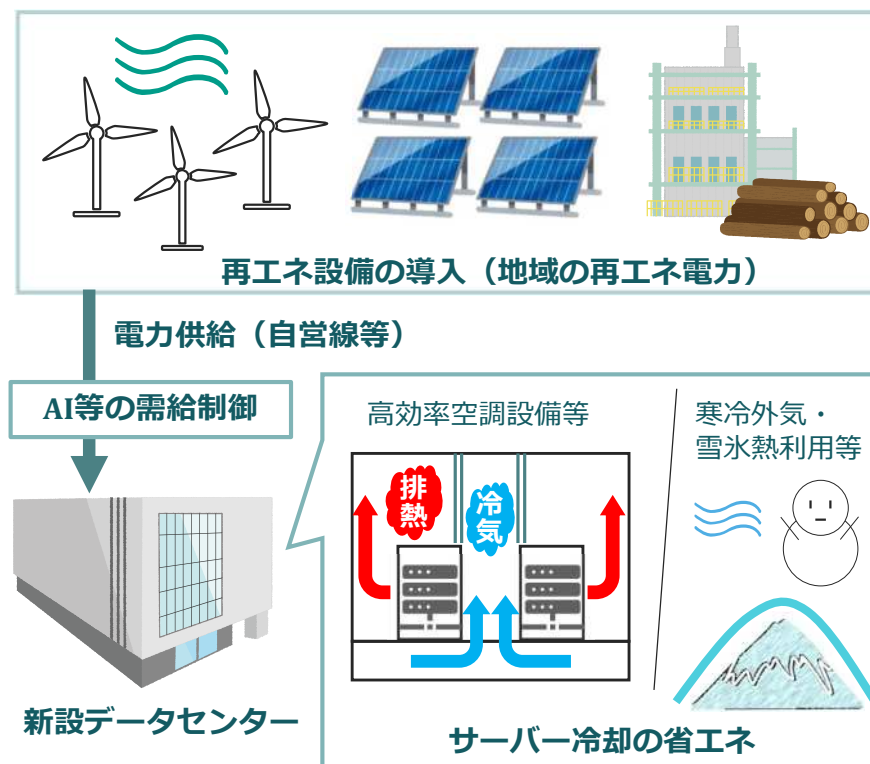
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけでなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業（補助率1/2、1/3*）
- 補助対象 民間事業者・団体等 * 太陽光発電設備、省エネ設備は1/3
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルの急速なデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

②既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

③省CO2型データセンターへのサーバー等移設促進事業

省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO2性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。

④地域再エネの効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

⑤再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業

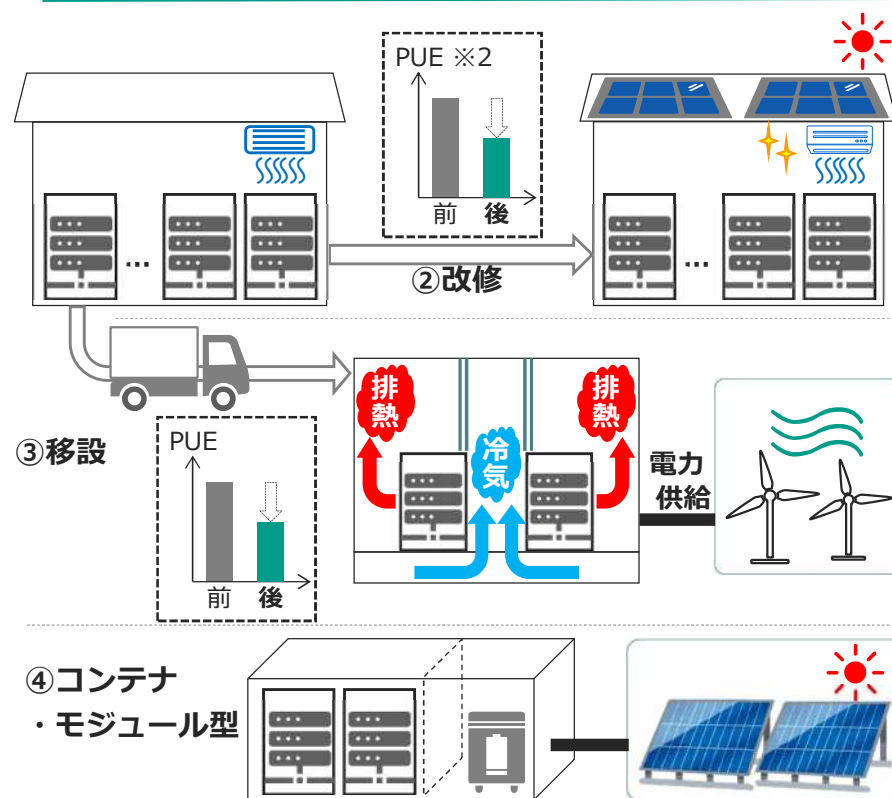
再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ②～④間接補助事業（補助率1/2、1/3*） ⑤委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

* ②：太陽光発電設備、
省エネ設備は1/3
③④：一律1/3

4. 事業イメージ



※2 Power Usage Effectiveness: データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6)公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

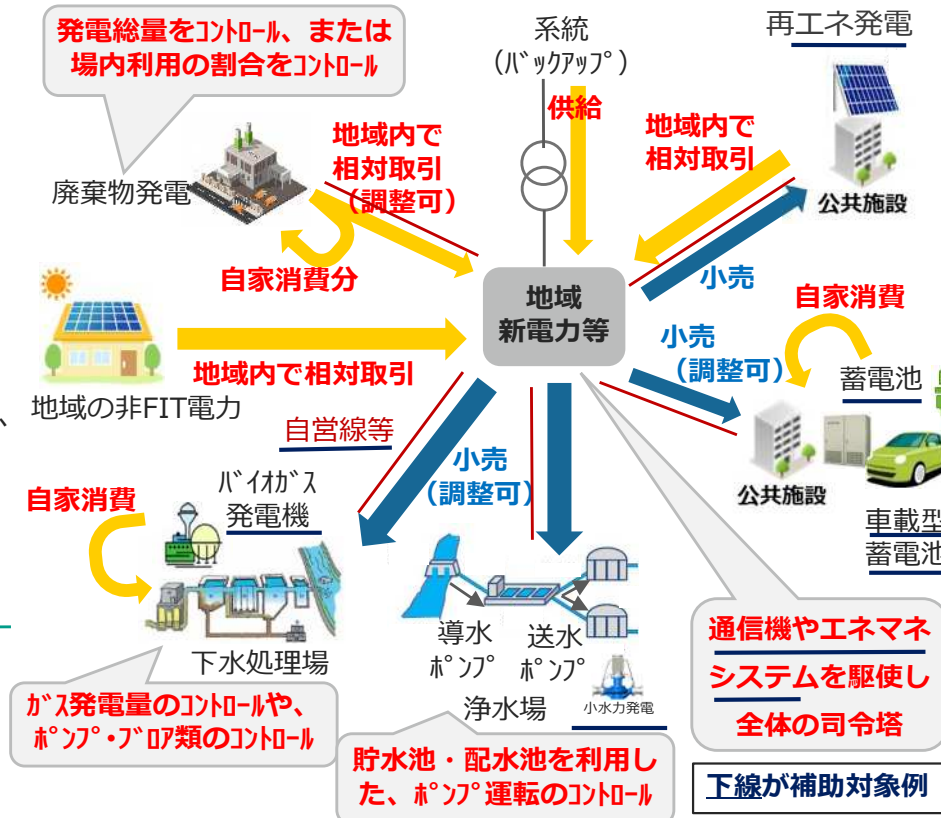
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和5年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※）（※一部上限あり）
- 補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業



【令和5年度予算（案） 71百万円（新規）】



株式会社脱炭素化支援機構と連携して、地域脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ①2050年カーボンニュートラル実現に貢献しつつ、環境配慮や地域共生にも取り組む地域脱炭素事業を創出するため、地域コンソーシアムの形成等を通じて地域脱炭素投融資を促進する。
- ②株式会社脱炭素化支援機構等が行う脱炭素投融資の評価・検証基準等を策定し、投融資案件の効果を評価・検証する。

2. 事業内容

（1）地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資の促進

株式会社脱炭素化支援機構の出資者である地域の金融機関を核として、国（地方環境事務所等）や経済団体等からなる地域コンソーシアム等を各地域において形成し、株式会社脱炭素化支援機構等の官民ファンドや政府系金融機関等との連携の下、脱炭素投融資に係る資金ニーズの調査、プロジェクトを組成するためのFSの支援等の実施を通じて、脱炭素投融資案件の形成を支援する。また、脱炭素投融資に繋がる事業構築支援等を行い新規案件の創出につなげる。さらに重要な配慮事項の一つである地域共生及び環境配慮の取組の事例調査、情報発信を行い、ノウハウの蓄積・気運の醸成を図ることで、優良な地域脱炭素投融資案件の形成を支援する。

（2）地域脱炭素投融資案件の評価・検証

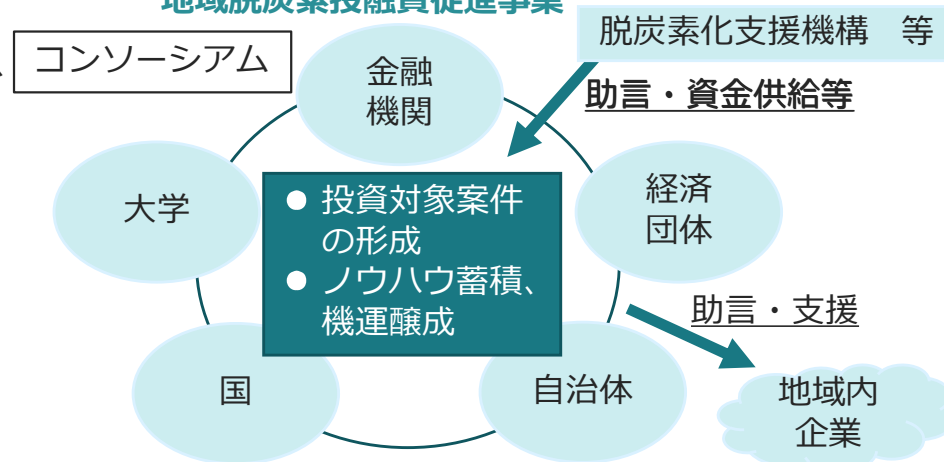
株式会社脱炭素化支援機構が行う投融資案件について、政策性及び収益性を確保するとともに、脱炭素化への貢献及び地域共生を確保するため、評価・検証基準の検討を行うとともに、有識者ヒアリング及び現地調査を踏まえて「評価・検証ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、投融資案件の評価検証を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

（1）地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資促進事業



（2）地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業

投融資した後も各案件が適切な効果を発揮しているか等について、評価・検証を行う。

- 脱炭素効果
- 地方創生
- 環境配慮
- 収益性 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業



【令和5年度予算（案） 1,401百万円（新規）】



モデル事業支援やガイドブック作成により、サプライチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、サプライチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を取り入れた企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むサプライチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（1）サプライチェーンの脱炭素化促進事業

- ① サプライチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② 中小企業の排出削減計画策定支援事業

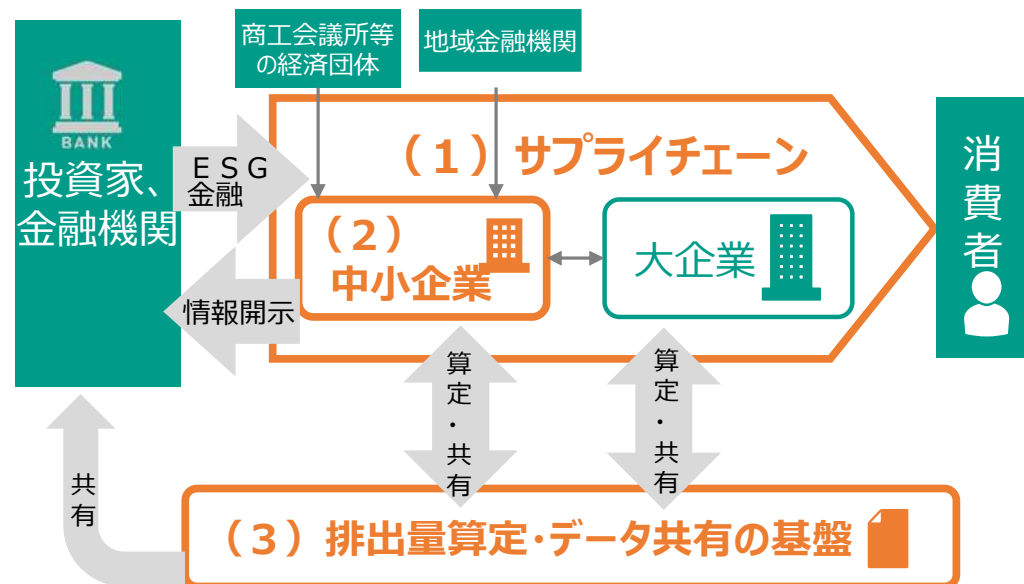
（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240
自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (1) サプライチェーンの脱炭素化促進事業



モデル事業支援やガイドブック作成により、サプライチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

サプライチェーンにおける自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量算定方法や製品単位での排出量算定方法の検討やサプライチェーン全体での脱炭素化促進に向けての情報発信が重要。また、TCFD提言に沿ったシナリオ分析の実施に必要なデータ収集が企業にとって負担となっている。これらの課題に対して、モデル事業の実施による支援及びそれらから得られた知見や取組事例等をガイドブックとして作成することにより、サプライチェーンの脱炭素化を支援し、情報発信を通じて企業の脱炭素化と競争力強化を図り、裾野を広げていく。

2. 事業内容

① サプライチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

サプライチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量の算定方法を検討・整理するとともに、サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向けての情報発信を行う。

② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

製品・サービス単位で排出量を算定・表示する（カーボンフットプリント）モデル事業を実施し、その成果も踏まえ、カーボンフットプリントに係るガイドブックを作成する。また、各業種内でのカーボンフットプリントの取組拡大に向けて、各業種内での算定方法・データ共有方法、消費者へのインセンティブ導入等の在り方等について検討する。

③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

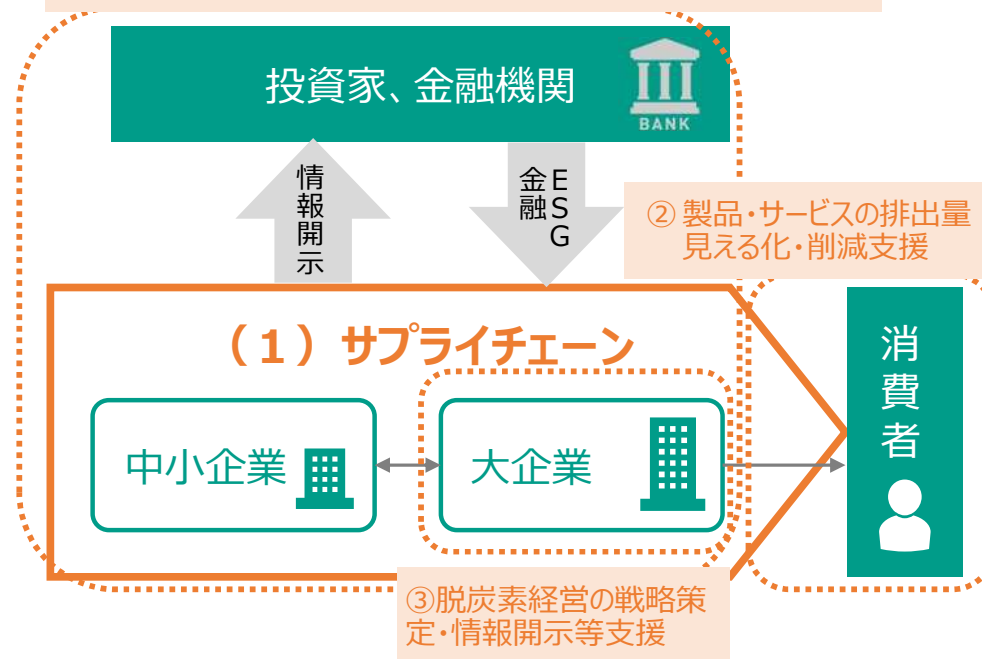
TNFDの観点を含め、TCFD提言に沿ったシナリオ分析に係る調査及びモデル事業を実施し、シナリオ分析に係るガイドブックを作成する。また、インターナルカーボンプライシング（ICP）の導入事例を調査しつつ、ICPに係るガイドブックを作成する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

① サプライチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249
自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業



中小企業を支援する支援機関向けにモデル事業による支援やガイドブック作成により、地域ぐるみの企業の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められつつある中、脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組の第一歩となる排出量算定についてもノウハウやリソースが不足している、といった中小企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による支援人材の育成を通じて、中小企業の排出量算定を始め脱炭素経営の実践を支援し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業

地域金融機関・商工会議所等の経済団体等に対して、中小企業の脱炭素経営に関するセミナー開催支援・普及啓発・情報提供をパッケージで行うとともに、これらの機関における環境経営体制構築支援に係る実証や新たに創設する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材を育成する。

② 中小企業の排出削減計画策定支援事業

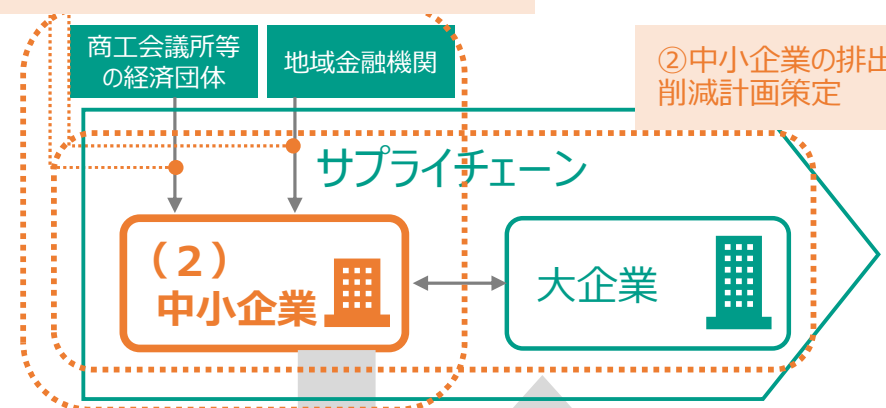
①のセミナーを活用する等により排出量算定を行い、かつ中小企業支援体制構築に協力し、地域でモデルとなり得る中小企業を対象に、当該企業の排出削減計画を策定するモデル事業や自社とそのサプライヤーが連携して行う（サプライヤーエンゲージメント）モデル事業を実施し、それらを踏まえて、中小企業等が排出削減を進める上での技術的なポイントをまとめたガイドブックを作成する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築



排出量算定・データ共有の基盤



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240

サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がしやすい環境を整備する。

2. 事業内容

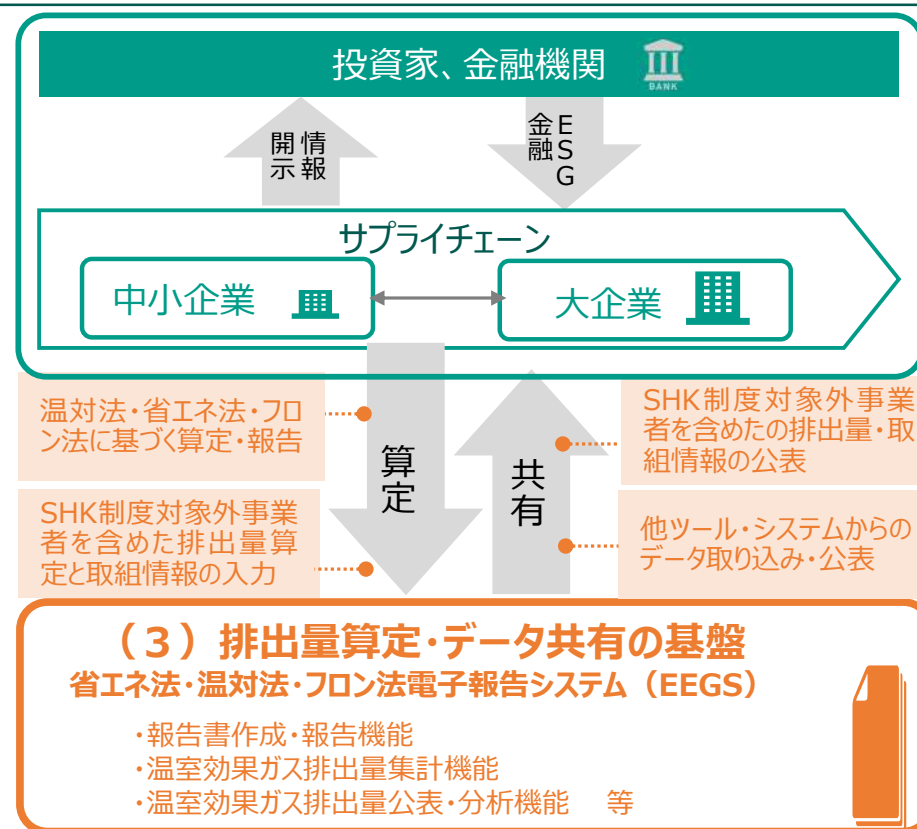
① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS) について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。
 - ・ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度) の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加 (国家インベントリを踏まえた算定方法の変更等を想定)
 - ・ SHK制度の対象外である事業者が、EEGSを使って排出量算定や削減取組情報の入力を行い、それらを公表する機能の追加
 - ・ EEGS外の各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加 等
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和5年度予算（案） 3,685百万円（3,700百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 4,000百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**
中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※CO₂排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO₂型設備更新支援**
 - 標準事業** 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO₂削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：1億円）
 - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム単位でi) ii) iii) の全てを満たすCO₂削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：5億円）
 - 電化・燃料転換
 - CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減
 - CO₂排出量を30%以上削減
 - 中小企業事業** 中小企業等によるCO₂削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii) のうちいずれか低い額を補助（補助上限：0.5億円）
 - 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂（円）
 - 補助対象経費の1/2（円）
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助上限5億円）**
Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2カ年以内で行う取組を支援（金融機関も参画の場合は重点支援）
- 補助事業の運営支援（委託）**
CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和5年度予算(案) 7,000百万円(新規)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出量の大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業(間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業(委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等による代替フロン排出削減効果・エネルギー起源のCO2排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2) 委託事業

■ 補助・委託対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間

令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業

事業スキーム



コールドチェーン



脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー



中央方式冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵ショーケース

自然
冷媒

×

省エネ・再エネ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話: 0570-028-341

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



【令和5年度予算（案） 1,715百万円（1,715百万円）】



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、空港・港湾・海事分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネ拠点化・CO2排出削減、港湾区域の脱炭素化に配慮した機能強化、海事分野の脱炭素化に必要な不可欠な先進的な航行システムの実用化や鋳物製造工程の省CO2化により、空港・港湾・海事分野の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

（1）空港における脱炭素化促進事業

- ①空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援
- ②空港における再エネ活用型GPU等導入支援

（2）港湾における脱炭素化促進事業

- 再エネ電源等を用いた港湾施設設備導入支援

（3）海事分野における脱炭素化促進事業

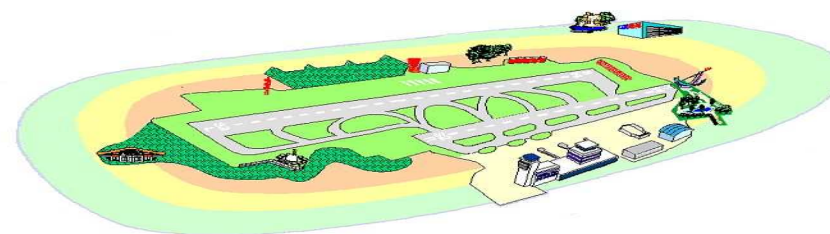
- ①LNG燃料システム等導入支援
- ②エネルギー多消費型の船用部品に係る省CO2製造プロセス導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業／直接補助事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和7年度

4. 事業イメージ

空港分野



港湾分野



海事分野



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

0570-028-341

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち、 (1) 空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した、太陽光発電・蓄電池の導入等による再エネ拠点化及び空港施設・空港車両や航空機の省エネ化を組み合わせることで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待されるため、各空港の特性に応じた計画策定等を支援する。また、駐機中の航空機の電気・冷暖房の供給に伴うCO2の大幅排出削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援する。

2. 事業内容

空港では、2030年に太陽光パネル2,300ha設置を目標としており、我が国の再エネ主力化にも大きな貢献が期待できる分野である。この太陽光発電を軸として、空港施設等からのCO2排出削減を進め、空港全体の脱炭素化を実現する。空港の再エネ拠点化は、災害時の電力供給を通じて、地域の防災性の向上にも貢献する。

①空港におけるカーボンニュートラル化実施計画策定支援（委託）

太陽光発電・蓄電池の導入、空港車両のEV・FCV化、GPU（地上動力装置）の導入等による国内空港の脱炭素化に向けて、事業主体・採算性・空港関係者の連携強化等の検討を行い、各空港の特性に応じた具体的な計画の策定及び事業体制の構築を行う。

②空港における再エネ活用型GPU等導入支援（補助）

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①委託②間接補助事業（補助率 1 / 2）
- 委託、補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ

①実施計画策定支援



②再エネ活用型GPU等導入支援



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち、 (2) 港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した機能強化を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱い、CO2排出量の約6割を占める産業の多くが立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

2. 事業内容

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を促進するため、港湾において荷さばき施設等の導入を支援する。

再エネ電源を用いた港湾施設設備導入支援（補助）

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（自立型電源、電力供給設備…補助率：1/3、ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア…補助率：定額）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ハイブリッド型
トランスファークレーン



ハイブリッド型ストラドルキャリア



自立型電源
(蓄電池設備含む)



電力供給設備

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち、 (3) 海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



LNG燃料システム等の実用化・導入や船用部品の省CO2製造プロセスの導入等により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、近年モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からの更なるCO2排出削減に向けたシステム等を普及促進することによる脱炭素化を支援。
- 船用部品の製造プロセスの省CO2化及びその手法の普及展開や品質確保を通じて、船用工業における脱炭素化のモデル事業を実施し、海運・造船・船用工業の海事産業全体で脱炭素化を更に推進する。

2. 事業内容

①LNG燃料システム等導入支援

LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援することにより、CO2排出量の大幅削減を実現するとともに、LNG燃料システムの低コスト化にも貢献する。

②エネルギー多消費型の船用部品に係る省CO2製造プロセス導入支援

プロペラ等の船用部品の製造プロセスの脱炭素化を推進するため、従来鋳物の製造に使用されている高炉から脱炭素化に資する電気炉への転換等により、鋳物製造工程の省CO2化を実現する設備投資補助を行うとともに、電気炉で製造した製品の品質確保に関する調査を行う。

また、多くの船用工業事業者は地方に点在しているため、自治体と連携して、脱炭素化のモデル事業を水平展開するための調査を行う。

3. 事業スキーム

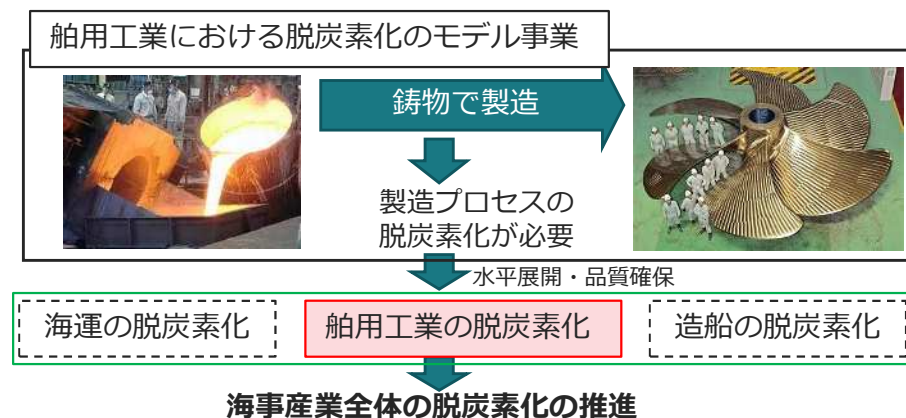
- 事業形態 ①②補助事業（①直接1/4（内航中小型船1/2）、②直接1/2）、②委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①LNG燃料システム等導入促進事業



②エネルギー多消費型の船用部品に係る省CO2製造プロセス導入促進事業



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業



【令和5年度予算（案） 400百万円（新規）】



グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のため、支援体制整備及び追加的コストの補助を実施します。

1. 事業目的

グリーンボンド等のグリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大のため、以下により市場参加者の裾野拡大とグリーンファイナンスの質の担保の双方に取り組む。

- ① 企業や自治体が脱炭素事業に要する資金を円滑に調達できるよう、ノウハウ・知見を共有する。
- ② 企業や自治体が脱炭素事業を実施する資金の調達に対し支援を行う者を支援し、資金調達を促進する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには巨額の投資が必要であり、国内外の民間資金を大量導入していくことが不可欠。国内でも、グリーンボンド等のグリーンファイナンスは増加しているが、実施している企業はまだ一部であり、更なる規模の拡大のためには裾野の拡大が不可欠。一方で、市場の拡大に伴い、グリーンウォッシュに対する懸念が強まっており、更なる市場拡大の大前提として質の担保の観点も重要。

以上を踏まえ、裾野拡大・質の担保の両面から、グリーンファイナンス市場を健全かつ適切に拡大していくため、下記を実施する。

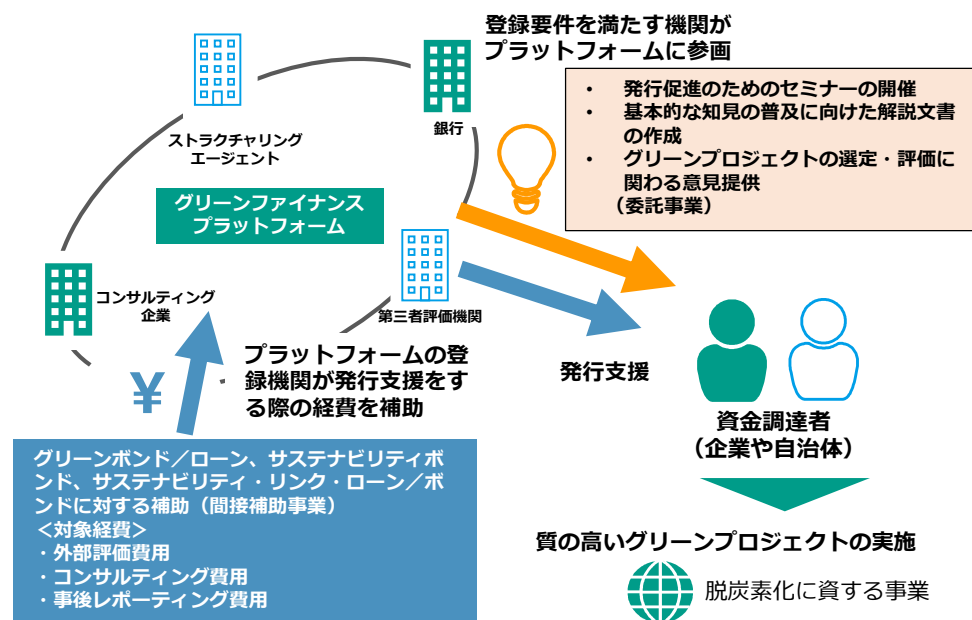
- (1) グリーンファイナンスプラットフォーム運営事業（委託）
 - ・証券、銀行、評価機関等の発行支援を行う事業者を登録するプラットフォームを設置し、市場拡大に向けた普及促進やノウハウ提供を実施
- (2) グリーンファイナンス発行支援事業（補助）
 - ・資金調達に係る外部レビュー費用等の追加的費用を補助

3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業
■ 委託先	民間事業者・非営利団体等
■ 実施期間	令和5年度～令和9年度

■ 事業形態	間接補助事業（補助率：外部レビュー費用4/10又は8/10、コンサルティング費用5/10、上限：20百万円）
■ 補助対象	民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■ 実施期間	令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



脱炭素社会実現へ向け、国内の金融機関等に対するESG金融の更なる浸透・実践を進めるための取組を支援します。

1. 事業目的

- ①今後10年間で150兆円超の投資の実現に向け、国内外のESG資金を呼び込むため、ESG金融の実践と国内のグリーンファイナンス市場の拡大を促進する。
- ②パリ協定で掲げられた2℃目標、1.5℃目標の達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、民間ビジネス主導によるESG金融の実践、浸透を促進する。

2. 事業内容

脱炭素化に向け150兆円超の官民の投資を促進するため、国内外の民間資金を取り込むESG金融の主流化が必要。本事業では、国際的な知見を踏まえたESGの実践促進、地域の課題解決と一体的な脱炭素化対応の促進支援等を行う。

- (1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業
 - ・国際的な政策・機関の動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信
 - ・国内グリーンファイナンス市場整備促進方策の検討
 - ・金融機関による投融資先排出量算定、エンゲージメント及び開示促進
- (2) ESG地域金融実践促進事業
 - ・地域金融機関におけるESG金融の取組事例収集、分析支援及び情報発信
 - ・国内ESG地域金融の普及に向けた課題抽出、解決策の検討
- (3) 投資ステージ別手法調査・拡大事業
 - ・出資等のリスクマネーの提供による脱炭素投資拡大のための市場動向調査・課題分析
 - ・インパクト評価の活用による投資拡大に向けた調査の実施
- (4) ESG金融主流化事業
 - ・ESG金融ハイレベル・パネルにおける統一的発信の実施
 - ・ESGファイナンス・アワードにおける優良事例発信の実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ

(1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業

- ・各国、国際市場の最新動向の調査及びポータルサイトによる発信
- ・国内市場拡大のためのルール等の整備
- ・金融機関による投融資先の排出量算定、削減方策検討、開示支援



(2) ESG地域金融実践促進事業

- ・地域の脱炭素化に向けた地域金融機関の取組促進と、地域全体の脱炭素化に向けたモデル構築の実施



(3) 投資ステージ別手法調査・拡大事業

- ・投資ステージ・案件に適した投資手法の検討やインパクト評価の活用方策の検討

(4) ESG金融主流化事業

- ・ESG金融に関する我が国のトップが集まる「ESG金融ハイレベル・パネル」における統一的発信の実施。



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和5年度予算（案） 3,450百万円（4,450百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 1,390百万円の内数】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰対策にも資する省エネ・省CO2化。
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④上記①に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- （2）既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※②③について、補助対象事業者が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく建築物木材利用促進協定を締結している場合（事業）は一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



②中層ZEH-M

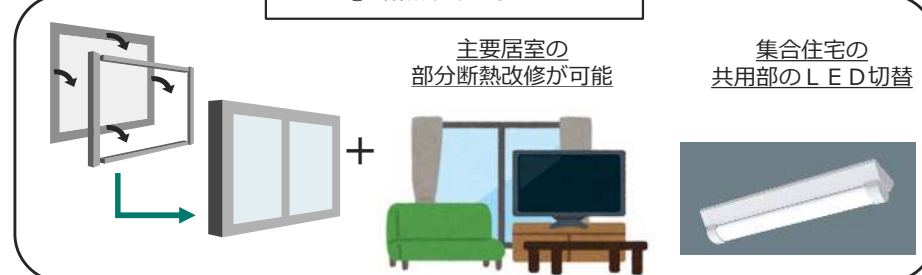


③高層ZEH-M



④蓄電システム、CLT（Cross Laminated Timber）等

⑤断熱リフォーム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和5年度予算（案） 6,550百万円（6,550百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 1,390百万円の内数】



戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰対策にも資する省エネ・省CO2化。
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

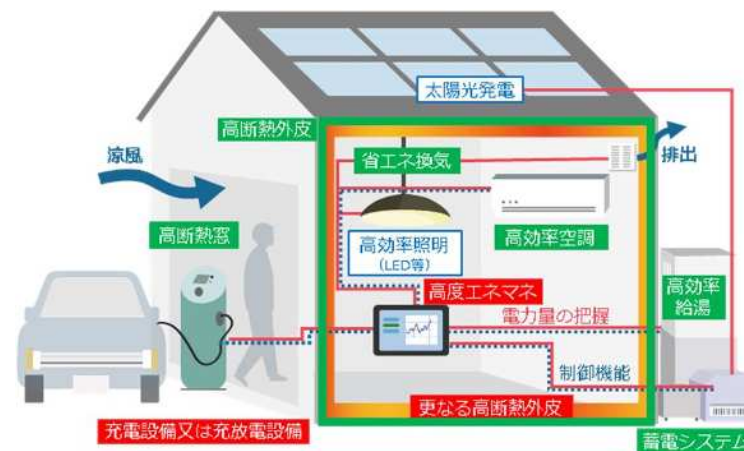
- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
 - ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- （2）既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等への別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。断熱等性能等級5に相当。

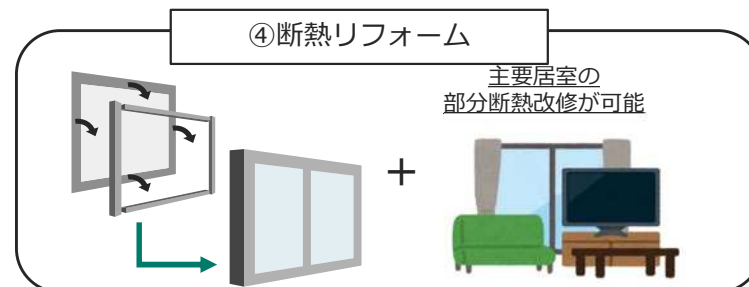
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和4年度第2次補正予算額 9,967百万円】

既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化による、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）。
- ・2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献。

2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

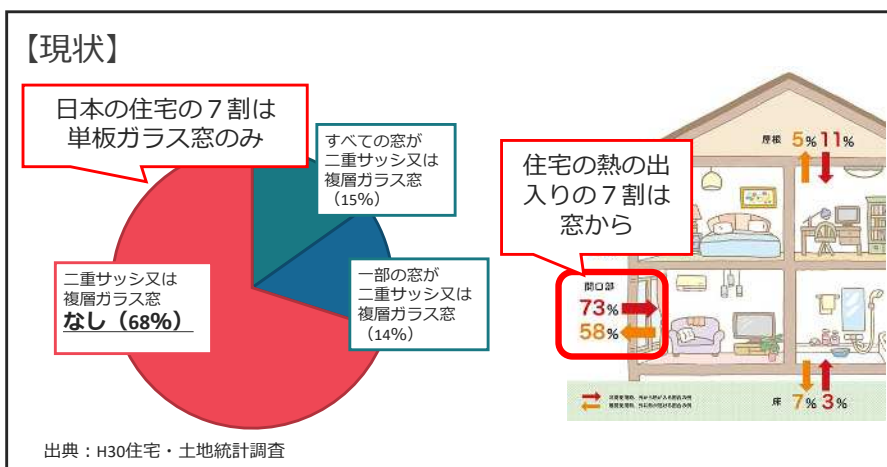
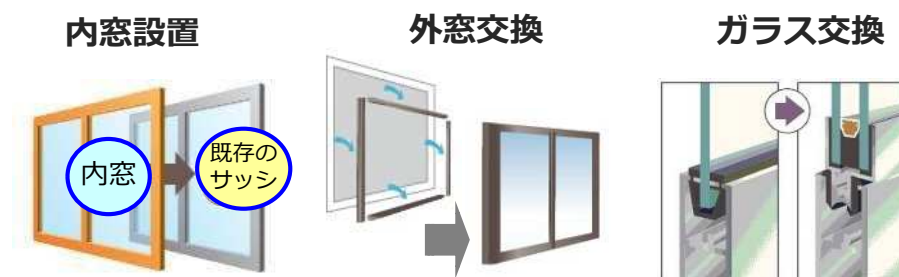
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度

4. 補助事業対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和5年度予算（案） 5,894 百万円（5,900百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - ③ 新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
 - (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
 - (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
 - (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
 - (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）
- ※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件：
- 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業①2/3～1/2（上限5億円）②3/5～1/3（上限5億円）
委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～ 10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1 のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2／3（上限5億円））
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上		地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
 - ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ② 国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：国立公園事業者
(宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等)
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、
再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、
EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 2（太陽光発電設備のみ 1 / 3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携)



上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 2（太陽光発電設備のみ 1 / 3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携)



物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 業界全体における環境負荷削減の実現に向けて、補助事業実施による省人化・省エネ化の同時達成事例を創出・横展開することで自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの普及を図る。
- ② 自動化機器・システム及び再生可能エネルギー設備等を同時導入することで、CO2排出削減だけでなく、労働力不足対策、及び災害の発生や感染症の流行においても途切れることの無いサプライチェーンの構築等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

物流施設においては、設備等の老朽化に伴う施設内のエネルギー効率の低下や労働力不足を背景とした庫内作業の機械への転換が増エネにつながる懸念される。
こうした中で、①無人化に伴う照明等のエネルギー消費量の削減、②省エネ型省人化機器への転換によるエネルギー効率の向上、③再エネの導入を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、自立型ゼロエネルギー倉庫モデルを構築・展開し、物流施設における環境負荷低減を図る。

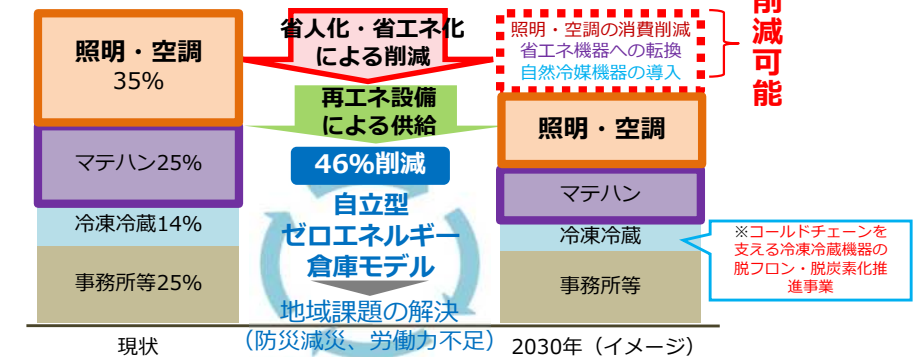
○補助対象：物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1 / 2)
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

● 物流施設全体におけるエネルギー消費構成



● 期待される省エネ効果

- ① 庫内作業の省人化に伴う
照明・空調のエネルギー消費削減
 - 有人区画 省人区画
 - 照明無しの状況で稼働する無人搬送車
 - AI等の活用による作業の自動化
 - 防災システムとの連携も可能
- ② 省エネ型機器への転換による効率向上
 - 無人フォークリフト 無人搬送車
- ③ 再エネ設備によるエネルギー供給
 - ※自家使用に限る

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、低炭素物流推進室

電話：0570-028-341

商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和5年度予算（案） 13,599百万円（新規）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシーの電動化（BEV、PHEV、FCV）を支援。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV）は必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー）の電動化（BEV、PHEV、FCV※）を集中的に支援することにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車20～30%、8トン超：累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両の導入費の集中的支援を実施する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（2/3、1/4等） |
| ■ 補助対象 | 民間団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度より実施 |

4. 事業イメージ

【トラック】

補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3、等
（補助対象車両の例）



EVトラック



EVバン



FCVトラック

【タクシー】

補助率：車両本体価格の1/4、等
（補助対象車両の例）



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

（参考）

【バス】「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」、「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業」等にてバスの電動化を支援。

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和4年度第2次補正予算額 1,000百万円】

公用車・社用車に「再エネ×電動車」を導入し、地域住民の足としてシェアリングとしても活用します。

1. 事業目的

- 地方公共団体の公用車及び民間事業者の社用車に「再エネ×電動車」を導入することで移動の脱炭素化を進め、当該電動車の有休時には地域住民が利用（シェアリング）できるようにする。また、電動車を“動く蓄電池”として活用することでレジリエンス強化を促進する。

2. 事業内容

○地方公共団体及び民間事業者・団体において使用する公用車/社用車について、

- ①再生可能エネルギー発電設備との同時導入
- ②地域住民等へのシェアリングを要件に、電気自動車導入を支援する。

○また、電気自動車導入に併せて行う、充放電設備/外部給電器、急速充電器等の導入を支援する。

4. 事業イメージ



普段は公用車・社用車、遊休時は地域住民の足としてシェアリング

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度



お問合せ先： 環境省水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和5年度予算（案） 152百万円（127百万円）】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の対策を強化します。

1. 事業目的

- ① 既存の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）を深掘りし、2030年度までに400 万トン以下を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、食品ロス削減や孤独孤立対策に資するフードドライブ等の地域実装と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 特に外食分野等の食品リサイクル率の向上等を図り、次回食品リサイクル法の施行状況の点検に反映する。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 食品ロス削減対策マニュアルの改訂等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 食品ロス削減目標の深掘りに関する検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証
（食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入、フードドライブ等）
- 食品ロスポータルサイトの拡充

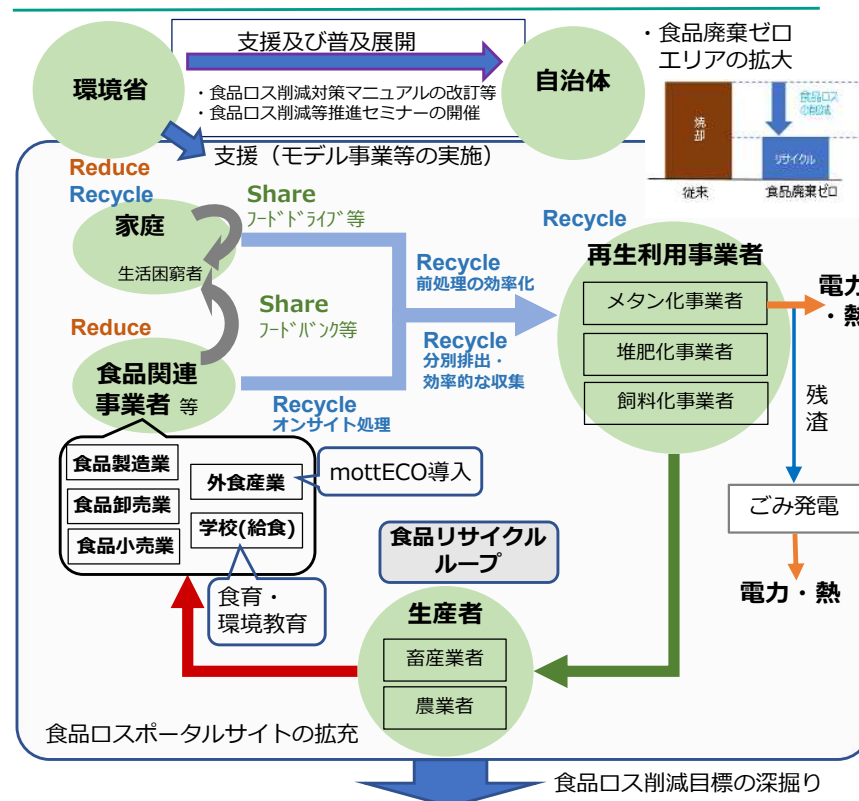
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



2030年までに食品ロス400万トン以下を目指す

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業



【令和5年度予算（案） 102百万円（82百万円）】

不要となった使用済み製品や衣類の排出ルートが多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

1. 事業目的

- ① ② 自治体を中心としたリユース等の排出ルートが多様化に向けた取組の支援や消費者・自治体向けのリユースの手引きの改定等を通じて、廃棄前の段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。
- ③ 特に廃棄されることが多い衣類については、循環型ファッションの推進方策を調査検討し、消費者に対して行動変容を促すための情報発信等の取組を行う。

2. 事業内容

①. 地方公共団体等によるモデル事業の実施

- ・住民の利便性向上のための排出ルートが多様化に向けた取組や、その周知を行う自治体を対象に、地元の事業者やNPO等と連携したモデル事業の実施を支援
- ・生活者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境づくりに向けた取組を行う自治体や事業者、NPOを対象に、モデル事業の実施を支援

②. 自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討

- ・リユース市場規模について調査・分析・評価を実施
- ・リユース等の推進に向けた自治体及び事業者の連携方策等の検討
- ・消費者・自治体向けのリユースの手引きの改定
- ・適正なリユースに向け、違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを開催

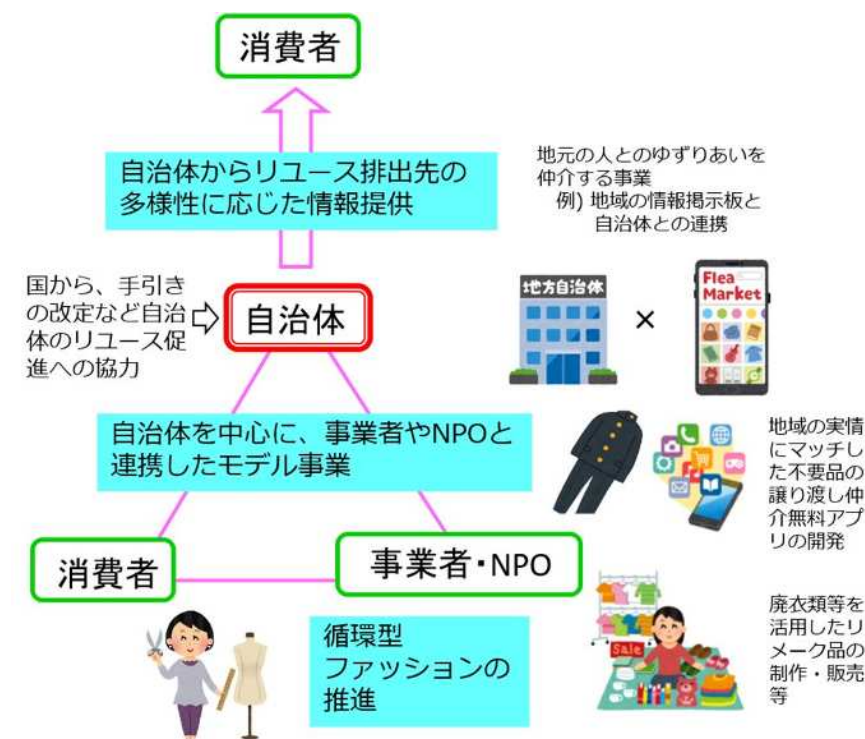
③. 循環型ファッションの推進方策に関する調査

- ・排出量の把握及び回収システムの構築検討
- ・衣類の高度な選別やリサイクルに関する技術開発等の事例収集
- ・サステナブル製品等の効果的なラベリングの具体的枠組み作り 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336
リサイクル推進室 電話：03-6205-4946

ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業



【令和5年度予算（案） 1,800百万円（1,800百万円）】



国民一人ひとりの自主的な意識変革・行動変容の促進を通じて、脱炭素型のライフスタイルへの転換を実現します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素型の行動変容モデルを構築し、地域連携により社会課題を解決し、地域循環共生圏の具現化を図る。
- ② ナッジやブースト等の行動科学の知見とAI/IoT等の先端技術の組合せ（BI-Tech）により、効果的で高度な行動変容を促進する。脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けて、国民の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促し、国民が地域の脱炭素や成長を自分事化できるようにする。

2. 事業内容

消費ベースで見た日本のCO2排出の6割は衣食住を中心とするライフスタイルに起因しており、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民一人ひとりの意識変革・行動変容と脱炭素型のライフスタイルへの転換が不可欠。

環境省では、他府省に先駆けること2017年に産学政官民のオールジャパンの体制で日本版ナッジ・ユニットBESTを発足。国民の意識変革・行動変容を促すため、ナッジ等の科学的知見を活用した実証事業や施策を実施し、成長戦略や骨太方針等の政府全体方針にナッジやBI-Tech、環境省事業を位置付けてきた。

国・地方脱炭素実現会議の地域脱炭素ロードマップに、国民の前向きで主体的な意識変革・行動変容を促す手法としてナッジの活用が位置付けられたことを受け、デジタル技術により脱炭素に繋がる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Techで後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。令和4年度は小規模での予備実証やその後の本格実証の準備等を進め、令和5年度からは、規模を拡大して、効果の異質性（地域差・個人差）や持続性（複数年に及ぶ行動の維持・習慣化）を明らかにするための本格実証を順次実施する。

3. 事業スキーム

- | | | | |
|--------|-------------|-------|-----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 | ■ 委託先 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和4年度～令和8年度 | | |

4. 委託内容

脱炭素型ライフスタイル転換の実現に向けた
BI-Techによる効果的な行動変容促進のための実証事業

【デジタルを活用した行動履歴の客観的な記録手法の検討・開発】

個人のエネルギーの使用実態や環境配慮行動の実施状況等のビッグデータをセンサーやスマートフォン、ウェアラブル等のIoTで客観的に収集してブロックチェーン等により記録し、AIで解析して一人ひとりに合った快適でエコなライフスタイルを提案するための高度なシステムを構築。

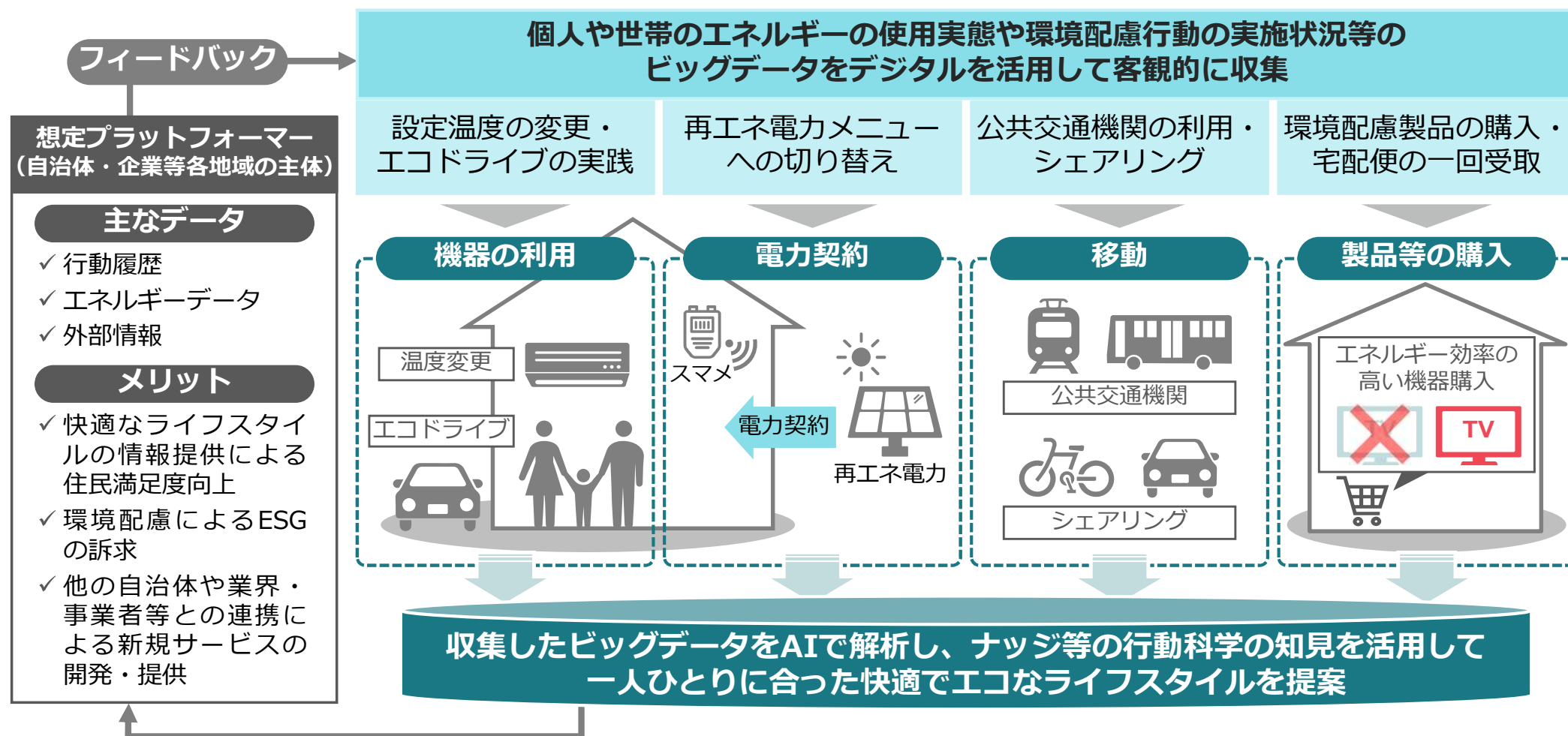
【脱炭素型製品・サービスの消費者選好や参加体験型の行動変容モデルの実証】行動履歴を見える化し、具体的な行動に応じてナッジ等の行動科学の知見を活用したインセンティブ付けを実施して日常生活の様々な場面での自発的な脱炭素型アクションを後押しする行動変容モデルを、ランダム化比較試験等の頑健な効果検証の手法を用いた実証実験を通じて確立。

【地域内及び地域間の実地における行動変容の持続性の本格実証】

地方自治体や地元企業等との連携の下、地域の脱炭素や成長につながるよう、当該モデルによる行動変容の効果の持続性の実証を実地（地域内及び地域間）にて行う。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話：03-5521-8341

- 個人や世帯のエネルギーの使用実態や環境配慮行動の実施状況等を**デジタルで客観的に収集**してAIで高度に解析
- 国民に対して**行動履歴を見える化**し、**行動に応じてナッジ等の行動科学の知見を活用した金銭的・非金銭的インセンティブを付与**
- 一人ひとりに合った快適でエコなライフスタイルを提案**し、国民の参加や体験を通じて、**無理なく持続する、脱炭素に向けた高度な行動変容を促進**



ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業



【令和5年度予算（案） 600百万円（600百万円）】

国民が自ら積極的に脱炭素行動に動きだすためのライフスタイルイノベーションを起こします。

1. 事業目的

- ① 2030年46%削減、2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素なライフスタイルへの変革を推進するため、行動科学の知見を活用したナッジ手法のうち、効果が実証された手法の社会実装を拡大させる。
- ② 国民のライフスタイル変革を実現するため、自治体、企業、団体等と連携しながら、脱炭素につながる新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し、新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出につなげていく。

2. 事業内容

2030年46%削減等に向けた脱炭素なライフスタイルへの変革促進のため、以下の事業を実施する。

(1) ナッジ手法の社会実装の促進

過去のナッジ事業により一定の効果が実証された下記のナッジ手法について、引き続き社会実装を推進する。具体的には、自らの設定した温室効果ガス削減目標達成等に向け、ナッジ手法を活用し、消費者、社員等の行動変容に取り組もうとする企業・自治体等に対し支援を行うことにより、ナッジ手法の社会実装を拡大させる。

①他の世帯のエネルギー使用実態や個別の省エネアドバイスを記載した省エネレポート、②省エネ家電等の環境配慮型商品の購入や切り替えを促すウェブ広告や自治体リーフレット、③ドライバーの運転に基づいたエコドライブのアドバイス、④行動科学に基づいた参加体験型の環境教育プログラム、⑤宅配便の再配達防止のための商品発送通知 等

(2) 脱炭素なライフスタイルへの変革に向けた情報発信等

①COOL CHOICE運営による危機意識醸成も含めた総合的な情報発信、②日常生活における具体的な行動の選択肢とメリットを国民に提示する「ゼロカーボンアクション30」の普及および削減効果やメリットの表示等の改善・データ整理、③個別診断に基づき対策を助言する「家庭エコ診断制度」、④断熱リフォーム等を呼びかける「おうち快適化チャレンジ」、⑤オンラインイベント等の効果的かつ発信力ある媒体での積極的情報発信、等の展開により、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを後押しする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業、間接補助事業 (2) 委託事業
- 委託先等 委託事業：民間企業・団体、補助事業：地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

ナッジ等の行動科学の知見等を活用した行動変容の促進



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの後押し



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業



【令和5年度予算（案） 500百万円（500百万円）】

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター（全国センター）及び地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）による調査・情報収集・提供・普及啓発・広報活動等を実施します。

1. 事業目的

- ① 地域や個人によって異なるライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指す。
- ② 経済界等各界・地方公共団体・NPO等の活動を後押しし、地域の特色に合った地球温暖化対策の拡大・定着、情報収集・事業者及び住民への啓発活動等を通じ、家庭・業務部門の効果的な温室効果ガス排出量の削減等に寄与する。

2. 事業内容

令和3年の通常国会で成立した地球温暖化対策推進法の一部改正により、地域センターの業務として「事業者向けの啓発・広報活動」が明記されたことを踏まえ、センターによる事業者の脱炭素化に向けた取組支援を促進する。

（1）全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

温対法第39条に基づき、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する方策や地球温暖化対策に関する調査研究、普及啓発・広報活動等に加え、地域における脱炭素経営の推進に関する地域センターを対象とした研修、指導、ガイドブックの提供等を実施する。

（2）地域における地球温暖化防止活動促進事業

温対法第38条に基づき、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する調査等に加え、地域の中小企業等の脱炭素化に向けて、関係団体との連携や事業者に対する啓発・支援等を実施し、地域の脱炭素化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業 (2) 間接補助事業（補助率 9/10）
- 委託先等 (1) 全国地球温暖化防止活動推進センター
(2) 地域地球温暖化防止活動推進センター
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ

（1）全国センター 【委託先】環境省→全国センター

- ・ 日常生活実態調査
- ・ 優良事例等取組発信
- ・ 地域の事業者の脱炭素化を促進する
地域センター向け研修やガイドブック提供等



地域センター向け研修

（2）地域センター

【補助対象 環境省→非営利法人→地域センター
補助率：9/10】

ア. 地域の住民及び事業者に対する啓発等

- ・ 地域における実態調査・情報分析等
- ・ 地域住民への啓発活動
- ・ 地域の脱炭素化の中核を担う主体
（自治体や経済団体）との連携構築
- ・ 地域の中小企業者対象の脱炭素支援セミナー
開催



脱炭素支援セミナー

イ. 地域の事業者の脱炭素化支援等



脱炭素化支援の例（商店街・飲食店と連携）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341

再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業



【令和5年度予算(案) 889百万円(889百万円)】

再生可能エネルギーの導入を促進するための情報提供システムを整備します。

1. 事業目的

- ① 全国・地域の再エネの導入ポテンシャル情報等をデータベースとして整備します。
- ② 再エネの導入ポテンシャル情報等を用いて、再エネ導入の促進に適したエリア等を可視化・発信することで、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域設定支援をはじめとした再エネ導入の促進を図ります。

2. 事業内容

我が国の再エネ主力電源化の実現を加速するためには、再エネ導入ポテンシャル情報をベースに、多角的な分析を加え、効果的な情報提供を行う必要があります。本事業では、再エネ導入に資する情報を調査し、地方公共団体・事業者・国民による再エネ導入を促進する機能を有する情報提供システムを整備します。

(1) 再エネ導入ポテンシャル等基盤情報の整備

再エネの賦存量や自然環境情報など、再エネ導入ポテンシャルに係る情報の収集・分析を行うための基盤となる情報を整備します。

(2) 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)の整備・運営

再エネ導入ポテンシャル情報の精緻化を行うとともに、多角的な分析を加え、地方公共団体別の再エネ導入実績・再エネ導入目標、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域、再エネ導入に適した施設等を可視化・発信する情報提供システムを整備・運営します。

(3) 全国太陽光発電設備導入状況・導入可能性調査

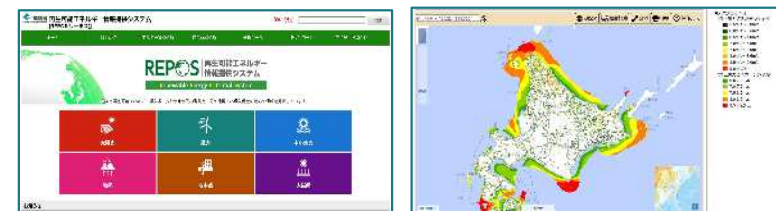
再エネ導入ポテンシャル発現に向けた各種施策の進捗把握のため、衛星画像等のAI解析やスマートメータ情報の活用等により効率的に全国の太陽光発電設備の導入状況の把握及び導入可能性の調査を行い、その結果を発信し、太陽光発電設備の導入を促進します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者等
- 実施期間 (1) 平成30年度～令和6年度 (2) 平成30年度～令和11年度
(3) 令和4年度～令和11年度

4. 事業イメージ

■ 再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)



■ 各種支援ツール

促進区域検討支援ツール



■ 全国太陽光発電設備導入状況・導入可能性調査



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 (ほか)

電話：03-5521-8339

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業



【令和5年度予算（案） 350百万円（350百万円）】



ポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。

1. 事業目的

深い海域の多い我が国において、再エネの中で最大の導入ポテンシャルを有し、かつ台風にも強い浮体式洋上風力発電を早期普及させ、エネルギーの地産地消を目指す地域の脱炭素化ビジネスを促進する。

2. 事業内容

「再エネの主力電源化」に向け、最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の活用が求められている。長崎五島の実証事業にて風水害等にも耐えうる浮体式洋上風力発電が実用化され、確立した係留技術・施工方法を元に普及展開を進める必要がある。

本事業では、深い海域の多い我が国における浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献するための情報の整理・検討や、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査、当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の見通しなどの検討を行い、脱炭素化ビジネスが促進されるよう以下の事項に取り組む。

- ①浮体式洋上風力発電の早期普及に向けた調査・検討等
- ②エネルギーの地産地消を目指す地域における事業性の検証等

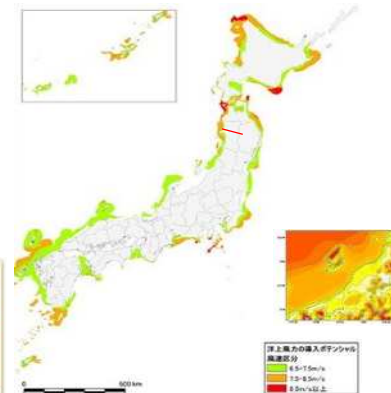
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 対象 民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

4. 事業イメージ



- ・導入に適した地域が分からない
- ・地元住民・関係者にご理解いただくためには様々な準備・調整が必要、etc.



浮体式洋上風力発電の早期普及に向けた検討

地産地消を目指す地域における事業性の検証

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業



【令和5年度予算（案） 450百万円（450百万円）】

環境省

洋上風力発電に関する情報基盤整備や環境保全の手法の実証を進め、洋上風力発電の導入を促進します。

1. 事業目的

- ① 適地の選定が進められている着床式洋上風力発電について、海域特有の環境情報を整備・提供する。
 - ② 2050年CNに向け導入ポテンシャルの大きい洋上風力発電について、その特性を踏まえ、施設の稼働に伴う環境影響をモニタリングし、順応的に管理する手法等を実証することで、環境保全手法を最適化する。
- これらにより環境影響評価等の合理化・迅速化を図り、適正な環境配慮が確保された洋上風力発電の導入を促進することで、脱炭素社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

脱炭素社会の実現に向けた洋上風力発電の大量導入のためには、環境影響評価法に基づき実施される環境影響評価の合理化・最適化を進め、効率的な手続とする必要があることから、以下の事業を行う。洋上風力に係る環境影響評価の最適化の検討は、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策のひとつとして位置付けられている。

① 洋上の環境情報の調査・提供【委託】

今後洋上風力発電の導入が見込まれる海域において環境調査を実施し、取りまとめた情報をデータベースから事業者や地方公共団体に提供することで、現在設置が検討されている着床式洋上風力発電における環境影響評価等の合理化・迅速化を図る。

② 洋上風力発電における順応的管理等実証事業【委託】

2050年CNに向け導入ポテンシャルが大きい洋上風力発電について、環境影響の把握・予測が難しいという課題がある。事業者による適正な環境配慮を確保しつつ、円滑な洋上風力発電の導入を実現するため、海外事例も参考にしつつ、洋上風力発電の特性を踏まえた環境保全措置の考え方として、稼働に伴う環境影響を継続的に把握し、低減できる手法（順応的管理）等を実証することで、環境保全手法を最適化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 ①令和4年度～令和6年度 ②令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 電話：03-5521-8235



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

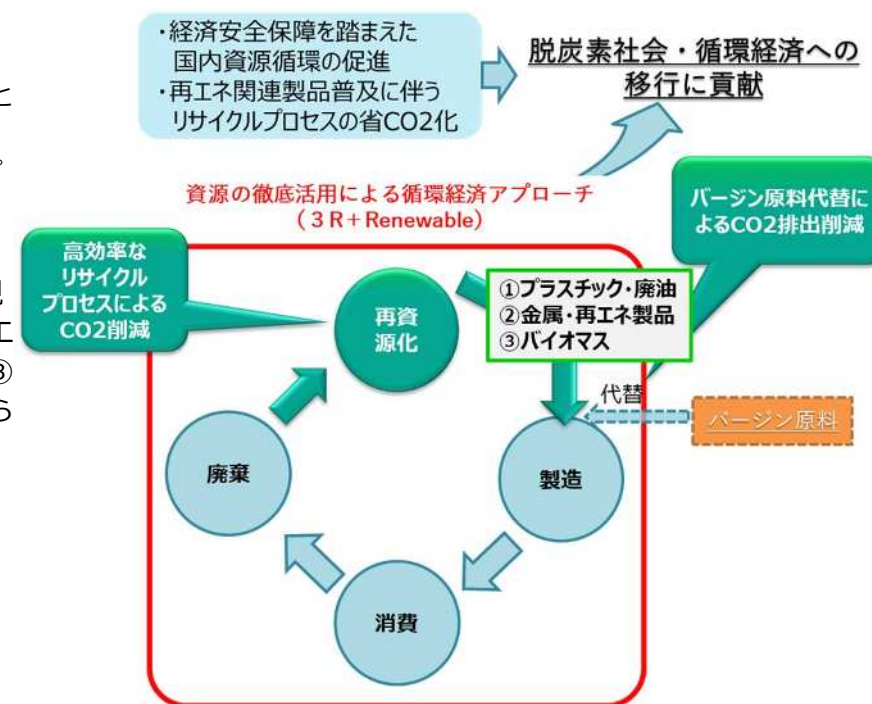
2. 事業内容

- ・カーボンニュートラルの実現には、資源を徹底活用する循環経済アプローチが不可欠であることが、国際的な共通認識となっている。我が国では、循環経済工程表において3R+Renewableをあらゆる素材に広げることの必要性が打ち出されており、特に脱炭素化を進める観点からは、従来の資源循環の取組からさらに踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該プロセスの省CO2化を図ることが重要。
- ・一般に、製品原料の多くを海外からの輸入に頼る我が国としては、国内資源の有効活用プロセスは、バージン原料の採取・精製・輸送プロセスよりもCO2排出を削減でき、かつ、我が国の経済安全保障に貢献するものである。
- ・本事業では、活用可能性があり循環経済への寄与度が高いものの、これまで脱炭素の観点を考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）及びベース素材（金属やガラス等）、③生ごみ・セルロース系廃棄物のバイオマスといったリサイクル困難素材に着目し、これら資源の徹底活用を包括的に支援することにより、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品や航空燃料等のバイオマス由来代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

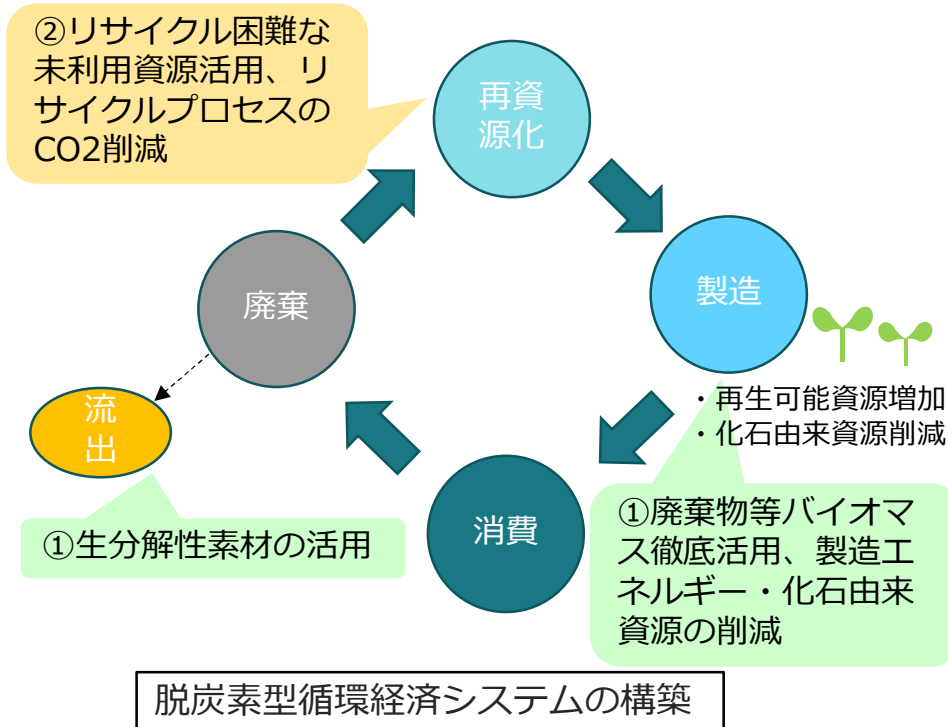
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-6205-4938

廃棄物規制課 電話：03-6205-4903



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ③ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

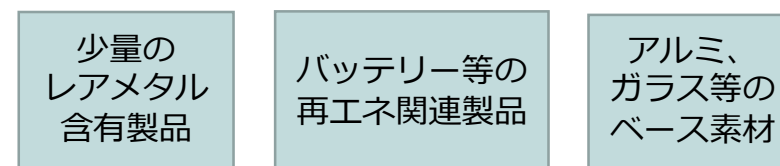
- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するため、省CO2型のリサイクル体制を整備していくことが必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年までに金属再生資源倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証を行う。

3. 事業スキーム

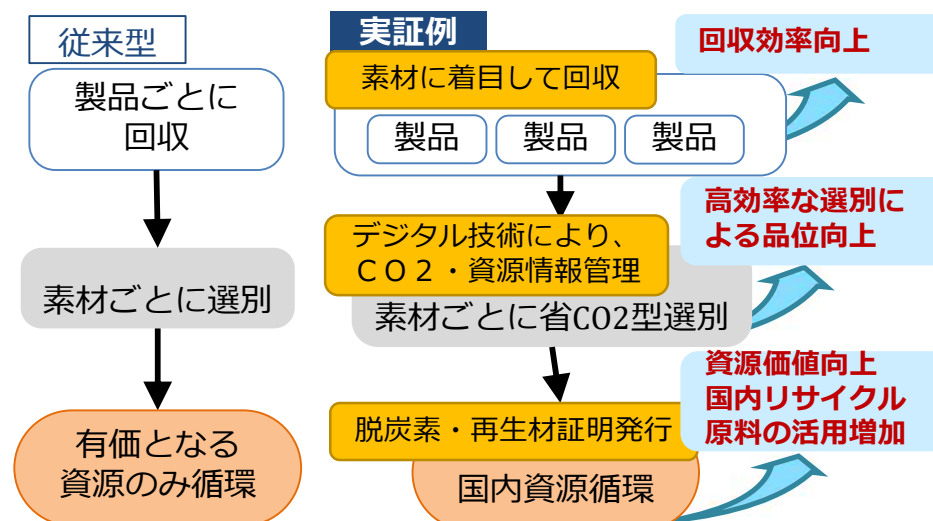
- 事業形態 委託事業、間接補助事業（1／2、1／3）
- 委託先 民間事業者・団体、大学、研究機関
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業



地域の脱炭素と循環経済の同時達成に向け、廃棄物処理システムを軸とした地域循環共生圏構築を実現します。

1. 事業目的

- ① 循環経済（CE）を通じたカーボンニュートラル（CN）の実現に向け、地域のバイオマス利活用による課題の解決を追求すべく、廃棄物処理における地域資源活用等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。
- ② 地域の特性に応じた廃棄物処理システムにおける循環資源の最適な活用方策の検討を行い、脱炭素に向けたガイダンスを策定し、CNとCEの同時達成に向けた地域循環共生圏の構築を推進していく。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの脱炭素化を図ることが喫緊の課題であることから、以下の事業を実施する。

① 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省CO2に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

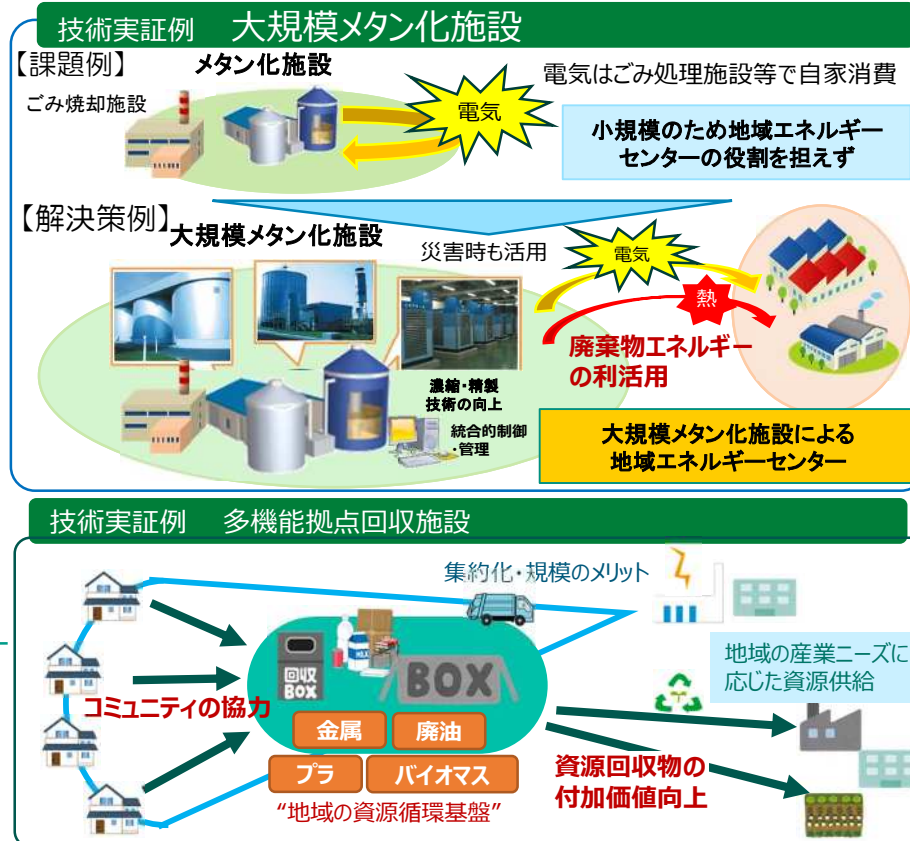
② 廃棄物処理システムにおける脱炭素化・省CO2対策普及促進事業

廃棄物処理システム全体の省CO2化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、CEとCNの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273



【令和5年度予算（案） 6,579百万円（6,580百万円）】

脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。また、将来の水素社会を見据え、BCP活用など水素の特性を活かした事業を支援する。
- ② 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援する。

2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
 - ①カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
 - ②既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
 - ③再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業…補助
 - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
 - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助
 - ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助
 - ③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/2, 2/3, 1/3等）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： (1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
 (2) 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

（１）脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業



地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援する。
- 水素の特性を活かし防災価値やその他環境価値顕在化により利活用や、再エネ由来等水素の本格導入を支援する。

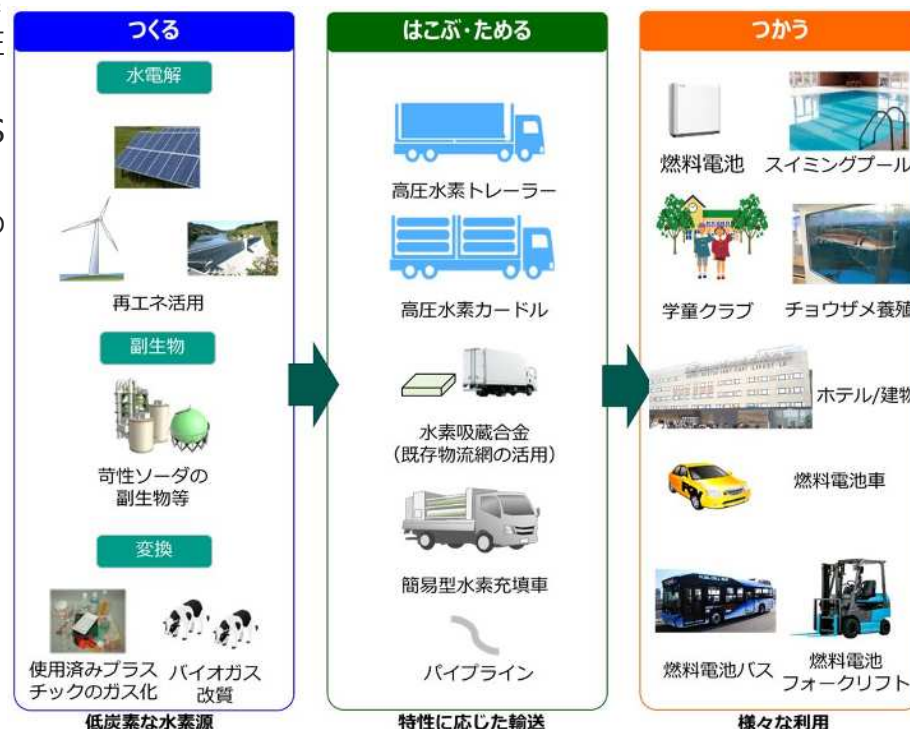
2. 事業内容

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業
地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う。
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～7年度、④令和4～6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

（２）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

1. 事業目的

- ・ 水素内燃機関を活用した重量車両等の開発、実証を行う。
- ・ 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。
- ・ 再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

2. 事業内容

①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・建設機械・農業機械等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行う。

②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援する。

③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- ①の一部 委託事業 ①の一部 補助事業（補助率：1/2）
②補助事業（燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3）、
燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の1/2（ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）
③補助事業（保守点検支援…補助率：2/3、
設備の高効率化改修支援（再エネ由来の設備改修等）…政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3、上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2

■ 委託先等

地方公共団体、民間事業者・団体等

■ 実施期間

- ①～② 令和3年度～令和6年度
③ 令和3年度～令和7年度

4. 事業対象

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】

重量車両・建設機械・農業機械等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



重量車両

建設機械

農業機械

H_2 + 内燃機関 → カーボンニュートラル

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス

燃料電池
フォークリフト

マルチパーパス
FCV

CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業 (一部経済産業省連携事業)



【令和5年度予算(案) 7,500百万円(8,000百万円)】



CCUS(CO₂の分離回収・有効利用・貯留)の技術を確認するとともに、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーンの構築を行います。

1. 事業目的

2030年のCCUSの本格的な社会実装と環境調和の確保のため、商用化規模におけるCO₂分離回収・有効利用技術等の確立とともに、脱炭素・循環型社会のモデル構築を通じ、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーンを実現する。

2. 事業内容

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業(経済産業省連携事業)

海底下地質の詳細調査結果を受けて、CO₂の海底下貯留に適した地点の精査を行う。

(2) 環境配慮型CCUS一貫実証拠点・サプライチェーン構築事業

(一部経済産業省連携事業)

CO₂分離回収・有効利用設備の実証等の運用・評価実績をもとに、CCUSの実用展開のための一貫実証拠点・サプライチェーンを構築する。また、CO₂の資源化を通じた脱炭素・循環型社会のモデル構築、国際協調を踏まえたCO₂輸送・貯留等の実現性検討や案件形成を通じた関連技術・ノウハウの涵養等を行う。

(3) 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

苫小牧沿岸域にて実証を行っている海底下CCS事業、CO₂圧入終了後に係る、利用可能な最新・最善の技術(B.A.T)・知見を活用した適正なモニタリングや規制の在り方について、ステークホルダーへの影響を十分考慮し検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 委託先 民間事業者・団体、大学、公的研究機関 等 ◆ CO₂分離回収
- 実施期間 (1) 平成26年度～令和5年度、(2) 平成26年度～令和7年度
(3) 令和3年度～令和7年度

4. イメージ

CCUSの一貫実証イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業



【令和5年度予算（案） 650百万円（650百万円）】



潮流発電システムの実用化技術の確立や商用展開に向けた実証を行います。

1. 事業目的

再生可能エネルギーの中でも、天候に左右されずに発電量を予測できる潮流発電技術の特色を活かした具体的なビジネスモデルを構築するとともに、技術的な実用化を達成することで、潮流発電事業の商用化を目指す。

2. 事業内容

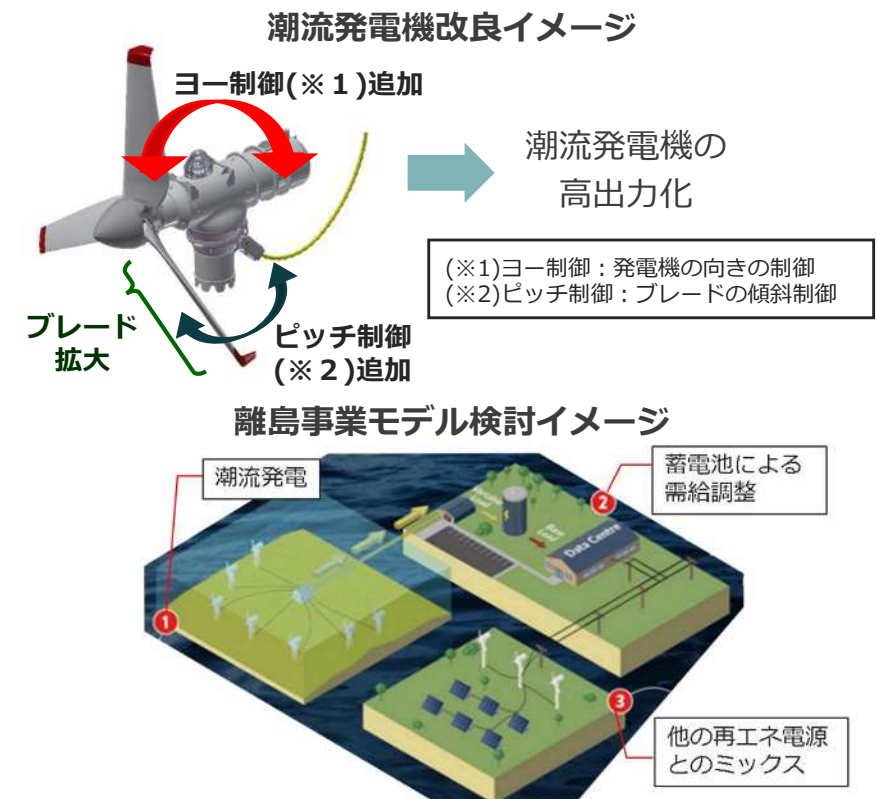
我が国は排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有している。特に、潮流発電は一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統に与える影響が小さいなどの利点があり、海峡・瀬戸内海を中心として沿岸域に適地が存在する。長崎県五島市の実証事業にて、気象の影響を受けない発電実績が確認できており、今後は、長期運転や低コスト化に向けた課題をクリアして、普及に向けた道筋をつける必要がある。

本事業は、潮流発電機の高効率化による発電コストの削減、他の再生可能エネルギーとの組み合わせによる離島事業モデルの構築、潮流発電機を複数台設置したファーム化の経済性検討を行い、潮流発電システムの商用化に向けたビジネスモデルの構築を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



2030年削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

1. 事業目的

2030年までの温暖化ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装に繋がる技術開発・実証が必要。また、第五次環境基本計画における地域循環共生圏の概念の下、拡大しつつあるゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発費用等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **イノベーションの発掘及び社会実装の加速化(アワード枠)**
確かな実績・実現力を有する者として表彰された者に対し、「アワード枠」として優先採択することで事業化の確度を高める。(気候変動アクション表彰との連携)
- **スタートアップ企業に対する事業促進支援(スタートアップ枠)**
創造的・革新的な技術を有する事業者を支援することで、2030年目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

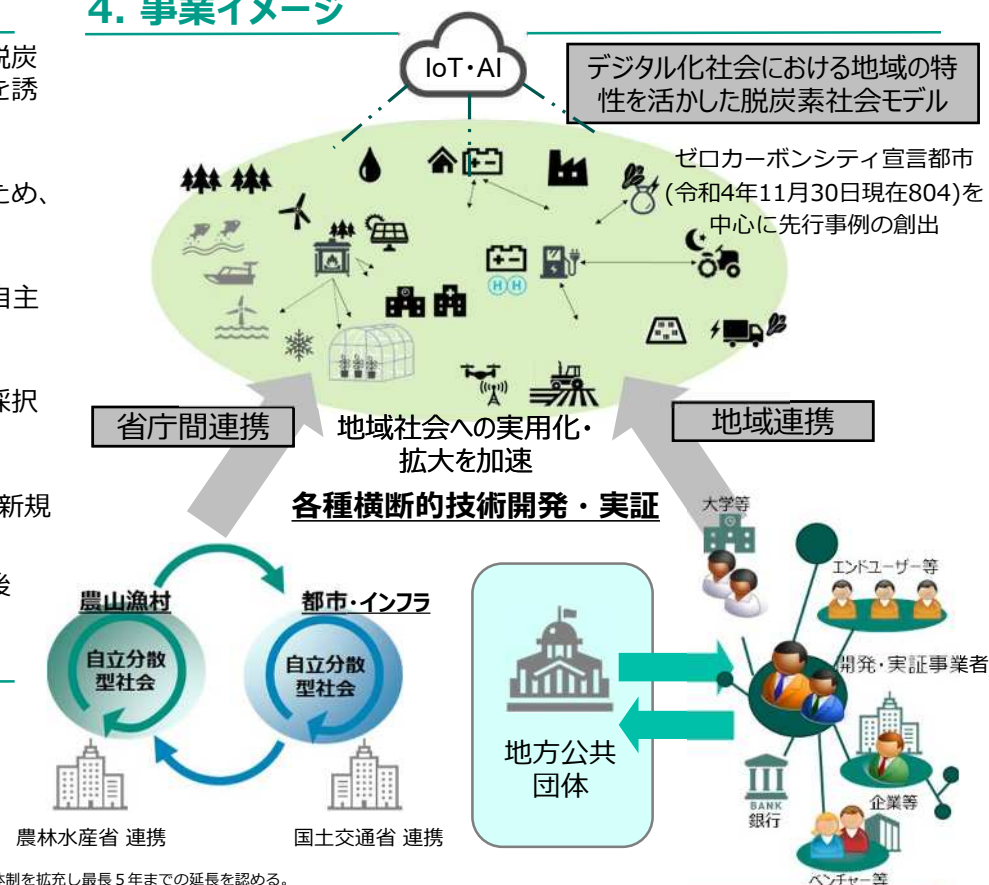
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・FU等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2、定額)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

4. 事業イメージ



革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業



【令和5年度予算（案） 3,800百万円（3,800百万円）】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、AIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれぞれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図りCO2排出量を大幅に削減することで2050年カーボンニュートラル社会・地域社会における経済効果を創出する。

2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた、省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、デジタル社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。また、昨今の国際的な半導体危機により製造体制の国内回帰・サプライチェーンの強化が急務。

CNFは、植物由来の次世代素材として、地域資源の活用・循環を図りつつ、製品の軽量化・高強度化や高断熱化による省CO2化が期待される。

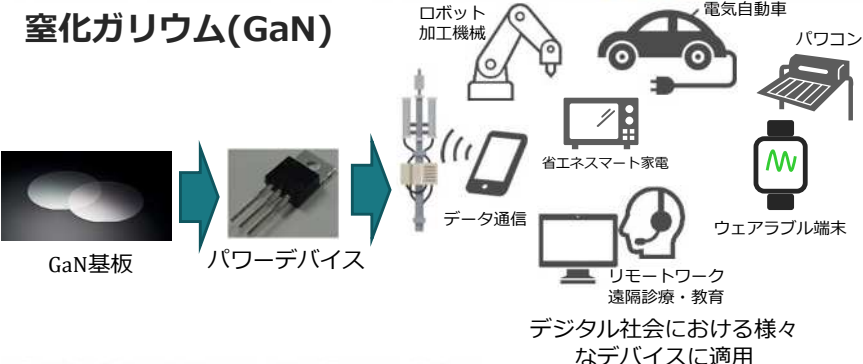
このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期実用化に向けたイノベーションを支援し、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向けたデジタル社会や地域社会における経済効果を創出する。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------|
| ■ 事業形態 | 委託 |
| ■ 委託先 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和2年度～令和12年度 |

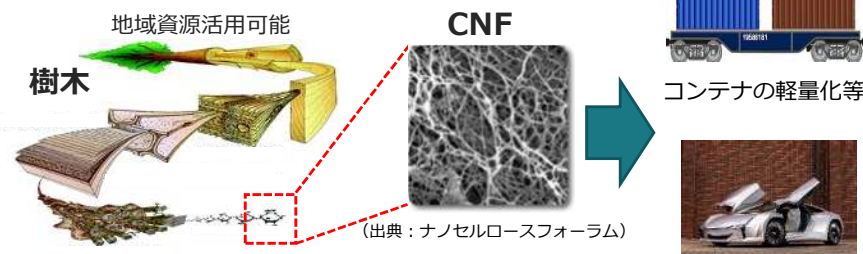
4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品



新素材を活用した省CO2製品

セルロースナノファイバー（CNF）



（出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206
the original artwork by Mark Harrington, Copyright
University of Canterbury, 1996）

CNFを活用した車両部材

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



環境省

1. 事業目的

2. 事業内容

具体的には、稲わら等の農業系バイオマスを活用してプロパン等の有用なガスを製造し、農業や家庭で利用する循環系や、廃プラスチック等をガス化しプロパノール等を介して再度プラスチック製品として利用する循環系等における触媒・プロセスに係る技術開発・実証試験等を実施する。これにより、地域における化石燃料に依存しない物質循環の構築を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学・研究機関等
- 実施期間 令和4年度～令和11年度

4. 事業イメージ

-
- 材料創製インフォマティクス
- MTS合成・評価 最先端計測
- プラスチック
- 触媒 プロパノール合成 プラスチック原料
- 廃プラスチック
- バイオマス
- 触媒 プロパン合成 バイオ由来LPガス
- 再生可能エネルギー 水資源
- 触媒 H₂ 水素 水素製造(水電解)
- CO₂ 二酸化炭素
- 作物 バイオガス発電

本事業による地域資源循環イメージ

カーボンプライシング調査事業



【令和5年度予算（案） 250百万円（250百万円）】

カーボンプライシングを速やかに導入・実施できるよう必要な調査・分析を実施します。

1. 事業目的

官邸に設置された「GX実行会議」において、「成長志向型カーボンプライシング構想」の議論が進められているところ、カーボンプライシング（地球温暖化対策税、炭素に対する賦課金、排出量取引等）の効果的な導入・実施に資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。

2. 事業内容

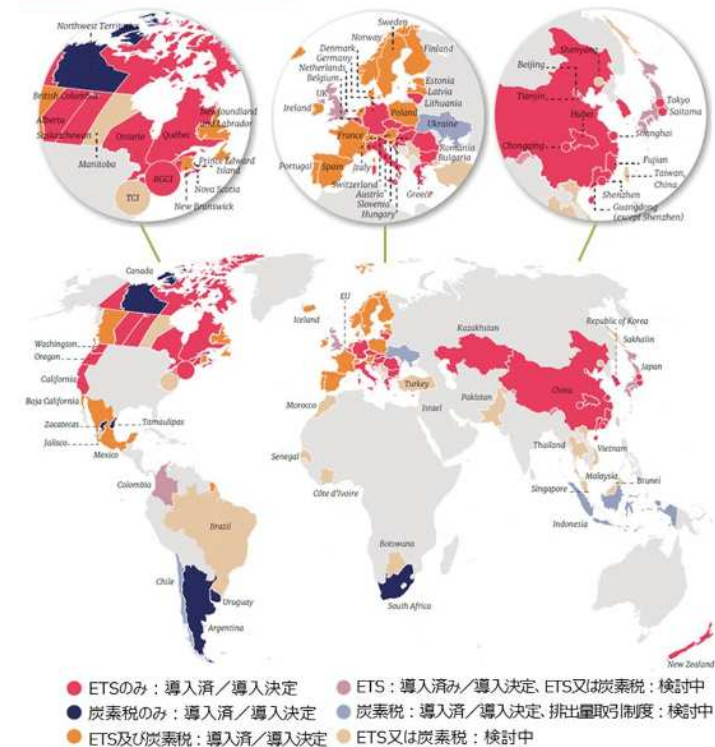
●2018年に中央環境審議会地球環境部会の下に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、「**新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性**」について審議が進められているところ。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)」において、「今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、**「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。**」と示され、官邸に設置された「GX実行会議」において、「**成長志向型カーボンプライシング構想**」の具体的検討が進められている。

●上記の背景も踏まえ、**カーボンプライシング（地球温暖化対策税、炭素に対する賦課金、排出量取引等）の効果的な導入・実施に資する**ように、最新の情報と研究機関等の研究結果等に基づき、期待される政策効果と影響について**調査・分析を行う**とともに、**その結果を国民各界各層に分かりやすい形で取りまとめる。**

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和5年度

4. 事業イメージ



※ETS：排出量取引制度
世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2022」より環境省作成

お問合せ先： 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課市場メカニズム室

電話：03-5521-8324

温室効果ガス関連情報基盤整備事業



【令和5年度予算(案) (一般分)47百万円(48百万円)、(特会分)937百万円(937百万円)】

地球温暖化推進法を確実に実施・運用するため、必要な調査を実施するとともに、運用・管理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 気候変動枠組条約及び地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定及び温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)の提出を行うこと。
- ② 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針(排出削減等指針)を公表すること。
- ③ 特定の排出者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け。(算定・報告・公表制度)
- ④ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。

2. 事業内容

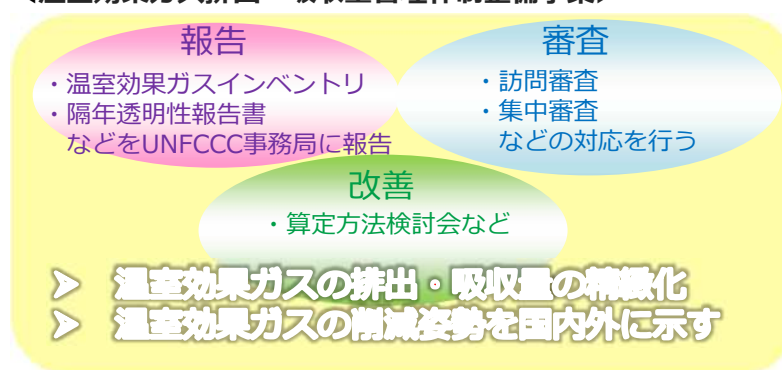
- (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業
・精度の高いインベントリの作成による国内対策推進の基礎情報の整備。
- (2) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業
・指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報を網羅的に整理・更新して公表。
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業
・温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定方法等の見直しを実施。
- (4) J-クレジット制度運営・促進事業
・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進。
- (5) 国別登録簿運営経費
・継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、国連で技術仕様が定められた国別登録簿の運用保守を実施。

3. 事業スキーム

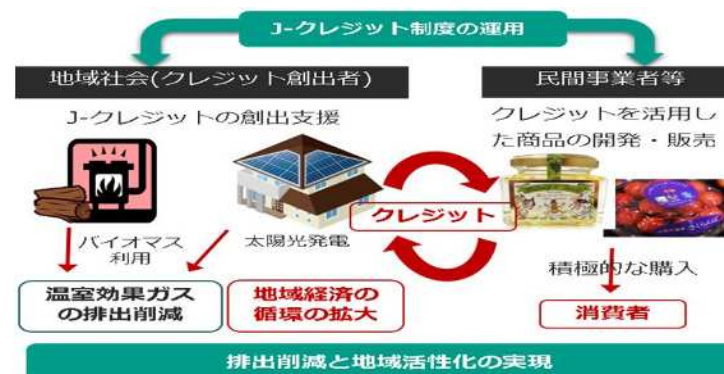
- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託事業 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

＜温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備事業＞



＜J-クレジット制度運営・促進事業＞



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 他 電話：03-5521-8249 FAX：03-3580-1382

国立・国定公園新規指定等推進事業費



【令和5年度予算（案） 81百万円（63百万円）】

我が国を代表する自然の風景地である国立・国定公園の保護とその観光利用等の増進を推進します。

1. 事業目的

- ① 2030年までに国土の30%を保全する国際目標「30by30」の達成及び、炭素中立型社会実現に貢献する森林吸収源対策等として、国立・国定公園の指定・区域拡張の推進に向けた検討を行う。
- ② 「30by30」達成に向け、その他の国立公園についても、改正自然公園法による利用方針の追加等を踏まえた、公園区域及び公園計画の点検を強化する。

2. 事業内容

① 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地調査等事業

2030年までに陸と海の30%を保護区等にする国際目標「30by30」の国内達成に向けたロードマップに基づき、「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップで選定された国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地の指定・区域拡張に必要な自然環境等調査を実施する。

② 各国立公園の公園計画点検等調査

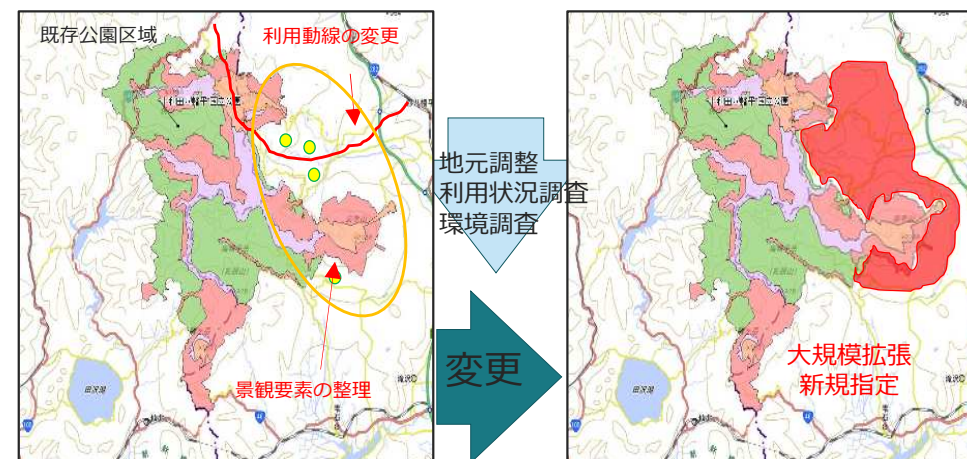
「30by30」達成に向け、上記以外の国立・国定公園において、改正自然公園法やロードマップを踏まえ、地域の実情に即した定期的な公園区域及び公園計画の見直しを適切に実施するため、自然環境や利用状況の調査、保護・利用に関する方針検討等、見直しに必要な事業を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

大規模拡張や新規指定等のイメージ



今回のフォローアップによる新規指定候補地	日高山脈・夕張山地※【国立公園の新規指定等】 野付半島・風蓮湖・根室半島※、御嶽山、宮古島沿岸海域（八重干瀬を含む）【国定公園の新規指定】
今回のフォローアップによる新たな大規模拡張候補地	八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）【国立公園区域の拡張又は国定公園の新規指定】、奥只見・奥利根【国立・国定公園区域の拡張等】、能登半島【国定公園区域の拡張】、阿蘇周辺の草原【国立公園区域の拡張】

※前回総点検事業からの継続。その他上記以外の前回総点検事業の候補地のうち未了の6地域については継続する。

お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8279

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和5年度予算（案） 194百万円（231百万円）】



30by30達成に向けて、自然共生サイト（仮称）の100カ所以上の認定を推進します。

1. 事業目的

- ① OECM登録のための自然共生サイト（仮称）認定を正式に開始し、100カ所の認定を目指します。
- ② 自然共生サイト（仮称）認定を促進するためのモニタリング手法の設計を実施します。
- ③ 海域におけるOECM設定に向けた検討を行います。
- ④ 気候変動対策とも連携しながら、生態系ネットワーク構築に必要なエリアにおいて生態系の健全な回復を推進します。

2. 事業内容

（1）民間の所有地等を自然共生サイト（仮称）に認定する仕組みを正式に開始し、令和5年中に100カ所以上を認定します。認定地は保護地域との重複を除いてOECMとして登録します。また、申請等に必要なガイドラインを充実させるとともに、より効率的・効果的な仕組みへの改善を検討します。

（2）OECMによる保全に科学的な信頼性を持たせるため、持続可能なモニタリング手法を構築するとともに、日本型OECMの国際理解を促進します。

（3）海域において高精度のモデリング解析によるOECM候補海域の抽出を行い、海域におけるOECM設定に向けた検討を行います。

（4）生態系ネットワーク構築のため、生物多様性保全と炭素吸収の最適化といった気候変動対策を踏まえた生態系回復手法を構築します。

（5）地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援します。

3. 事業スキーム

○事業内容	(1) ～ (4)	(5)
■事業形態	請負事業	交付金（1／2）
■請負先/対象	民間事業者等	地域生物多様性協議会(非営利団体、自治体等)等
■実施期間	令和4年度～	平成20年度から

4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話：03-5521-8343

熱中症対策推進事業



【令和5年度予算（案） 230百万円（122百万円）】



国民の命を守るため、地域社会が一体となって取り組む、具体的かつ効果的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・熱中症に関する必要な知識を分かりやすく普及啓発し、予防意識を向上させ、熱中症の発生を減少させる。
- ・地方自治体における熱中症対策促進の支援を行い、地域の特性を生かした具体的な取組を広げる。
- ・熱中症新制度の施行のため、効果的な熱中症対策の運用等について検討する。

2. 事業内容

令和5年度は、引き続き一般市民向け及び地方自治体向けの普及啓発に努めるとともに、令和4年度策定予定の「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」の活用の促進を図るため、極端な高温の発生等も念頭に置いて、地域の特性や関係者の連携を生かした具体的な地方自治体の取組を支援し、全国的に取組を展開していく。

また、熱中症新制度の施行のため、熱中症警戒アラート等の効果的な運用や熱中症対策における避暑施設（クーリングシェルター）の指定・運用等について調査検討を進める。

- (1) 熱中症に関する普及啓発事業
- (2) 地域における効果的な熱中症対策実行事業
- (3) 熱中症新制度の施行のための調査検討費
- (4) 高齢者等のエアコン利用データ分析・検証事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

地域における効果的な熱中症対策実行事業

熱中症対策実行事業の取組メニュー例

- ・独居高齢者等、熱中症弱者への声かけ・見守り活動
- ・熱中症対策を目的とした避暑施設の設置・開放
- ・熱中症警戒アラートが発表された場合の情報伝達、情報周知

＜独居高齢者等への声かけ・見守り活動の例＞

（例）群馬県上野村



（例）大阪府吹田市



＜避暑施設の設置の例＞

（例）埼玉県熊谷市



（例）東京都品川区



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 電話：03-5521-8261

気候変動影響評価・適応推進事業



【令和5年度予算（案） 732百万円（810百万円）】



気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応を推進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靱性を強化する。
- ⑥ 民間企業における適応を促進する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

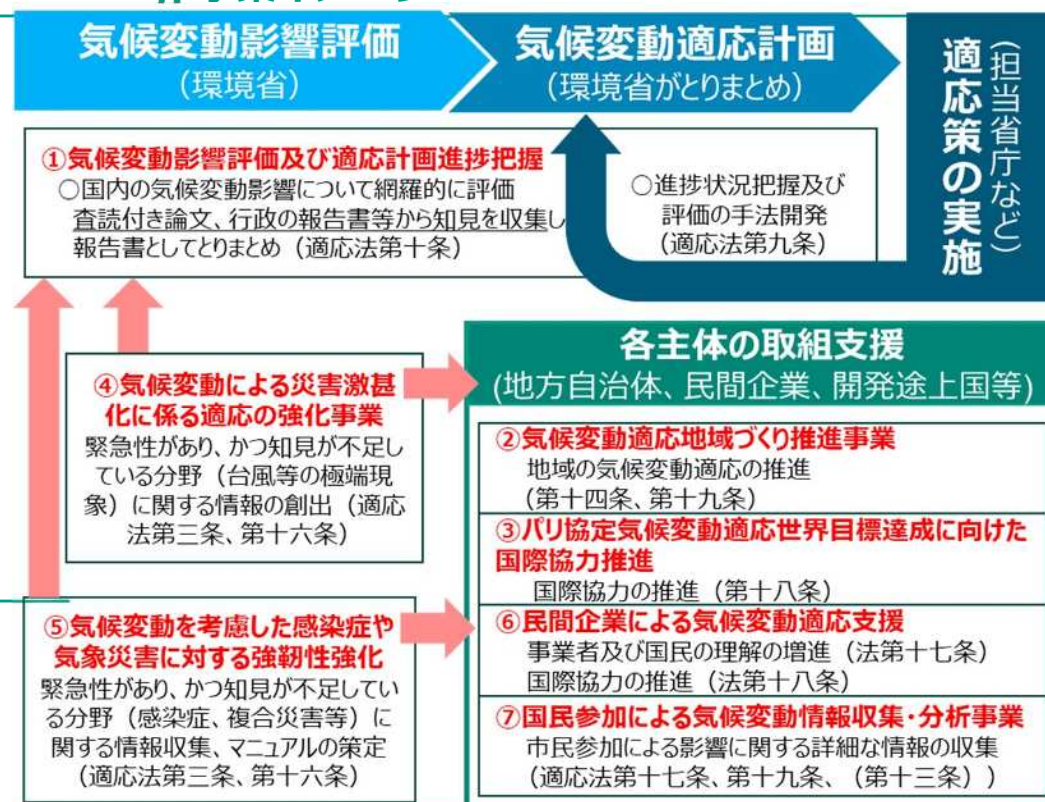
2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針、成長戦略・クリーンエネルギー戦略等にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
 - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
 - ・気候変動適応地域づくり推進事業
 - ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
 - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
 - ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化事業
 - ・民間企業による気候変動適応支援
 - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話：03-5521-8242

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和5年度予算（案） 4,991百万円（新規）】 環境省
 【令和4年度第2次補正予算額 3,000百万円の内数】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する金属資源、半導体をはじめとした少量多品種に分散しているレアメタル等を確実にリサイクルする体制を確保する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・国内資源に限りがあることから、都市鉱山を資源調達元として位置づけられるような体制作りを支援する。



金属破碎・選別設備



Li-ion電池
リサイクル設備

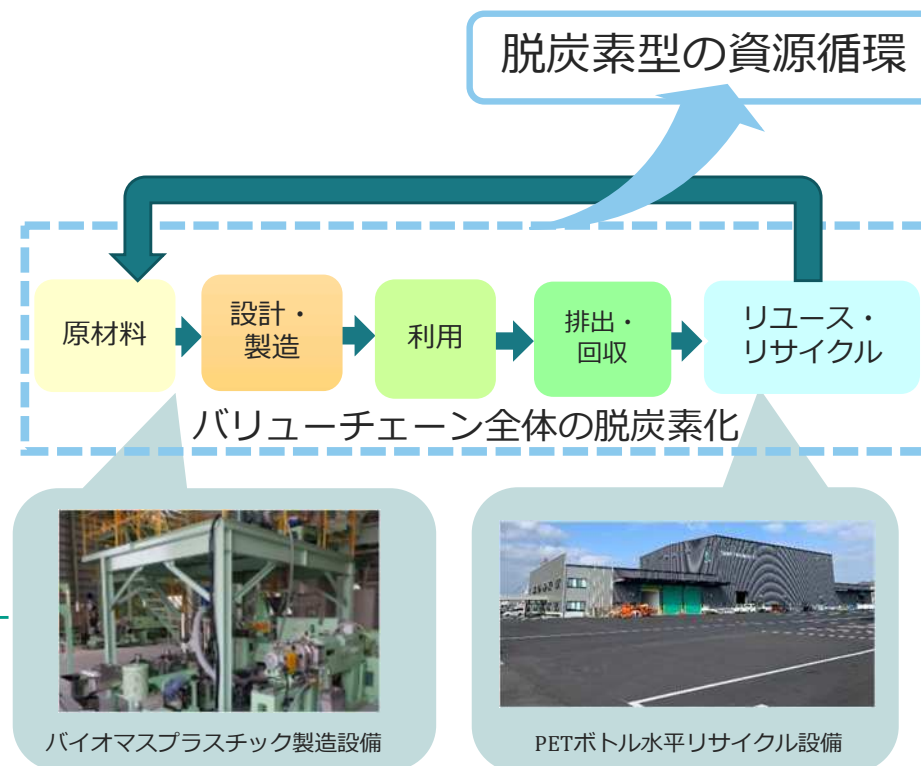


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

プラスチック資源循環等推進事業費



【令和5年度予算（案） 260百万円（260百万円）】

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

令和4年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行状況及び容器包装リサイクルに係る排出実態を調査し、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題を分析する。また、プラスチック資源循環の現状や同法の制度・施行状況に関する情報を広く自治体、事業者、消費者に発信していく。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- プラスチック資源循環法等の施策効果の調査検討
 - プラスチック使用製品の設計・製造から廃棄までのライフサイクル各段階における施行状況やレジ袋有料化の動向等を調査し、課題分析・効果検証を行う。
- プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - より多くの地域においてプラスチック資源の分別収集・再商品化を進めるため自治体等の課題抽出や課題解決に向けた実証事業を実施する。
 - 分別収集・再商品化を実施している先行地域の取組事例を収集・整理するとともに広く周知し、好事例の水平展開を推進する。
- プラスチック資源循環に係る普及啓発事業
 - 関係主体の理解促進に資する情報発信・普及啓発を行う。

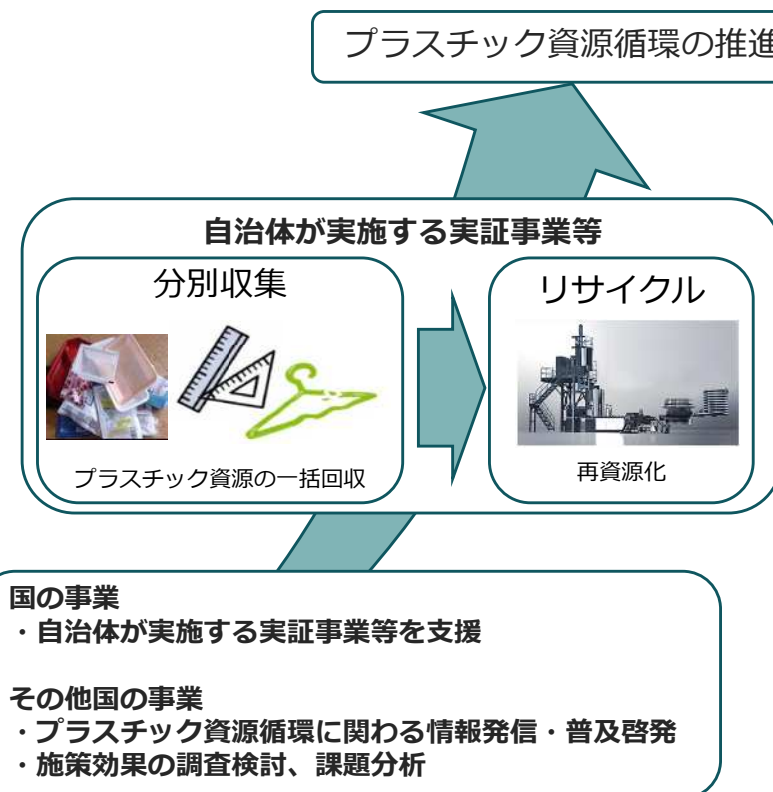
2. 容器包装リサイクル推進事業

- 容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成18年度～令和17年度（予定） |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務



【令和5年度予算（案） 38百万円（ 32百万円）】

リチウムイオン電池等処理困難廃棄物が適正に処理できる体制を構築します。

1. 事業目的

- リチウムイオン電池等に起因する廃棄物処理施設の火災等の防止に向けて、
- ① より幅広い世代・ライフスタイルの市民に適切な分別・排出方法を周知するための普及啓発の強化
 - ② 製造事業者等との連携による、より効果的・効率的な回収・処理体制の構築

2. 事業内容

リチウムイオン電池等に起因する廃棄物処理施設の火災等が各地で発生しているため、以下の事業を通じて自治体や関係者事業者等と連携した効果的な対応策を検討し、実施を強化する。

①幅広い世代・ライフスタイルの市民に対する普及啓発強化

自治体や関係団体と連携して普及啓発を強化するため、幅広い世代・ライフスタイルの市民を想定した啓発ツール（ポスター、動画等）の作成・配信等を行う。

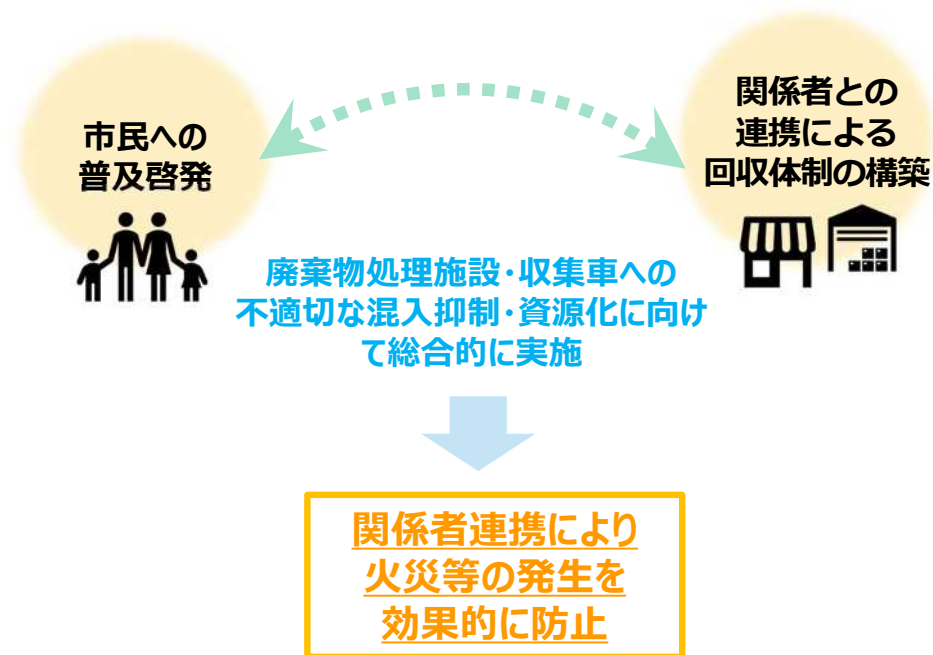
②製造事業者等との連携による回収体制の構築に向けた検討

リチウムイオン電池使用製品の製造事業者や販売事業者等による回収・処分に係る実証事業を実施し、技術的・制度的な課題を抽出して対応策を検討して取りまとめ、取組の強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ



大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討



【令和5年度予算（案） 333百万円（305百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和2年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助金（定額600万円上限）
- 請負、補助対象 民間事業者・団体（請負）、町村等（補助金）
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



一般廃棄物処理施設の整備



【令和5年度予算（案） 49,442百万円（49,442百万円）】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 45,628百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

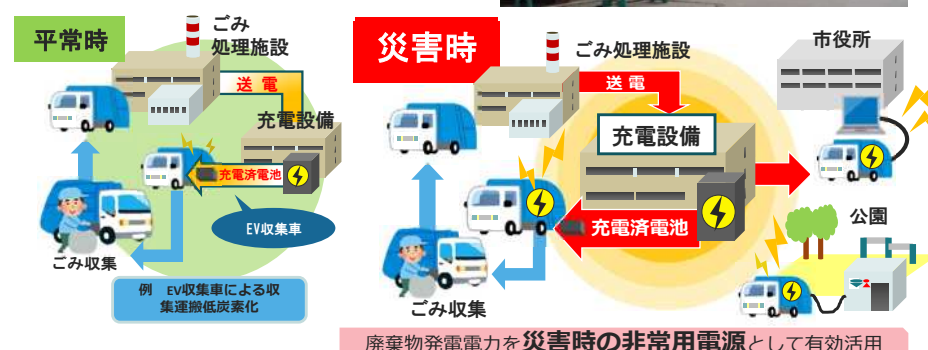
- | | |
|--------|------------------------------------|
| ■ 事業形態 | 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2）、定額） |
| ■ 交付対象 | 市町村等 |
| ■ 実施期間 | 平成 17 年度～ |

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））

【令和5年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 500百万円】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽の整備促進・管理向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成を目指し、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに公共浄化槽制度を活用した管理向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業）を交付金により支援する。令和4年度補正・令和5年度予算では下線部分の追加・見直しを行う。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用

○公共浄化槽による整備促進・管理向上に向けた事業

整備促進に向けたPFI方式（BOO,BOT方式）追加、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

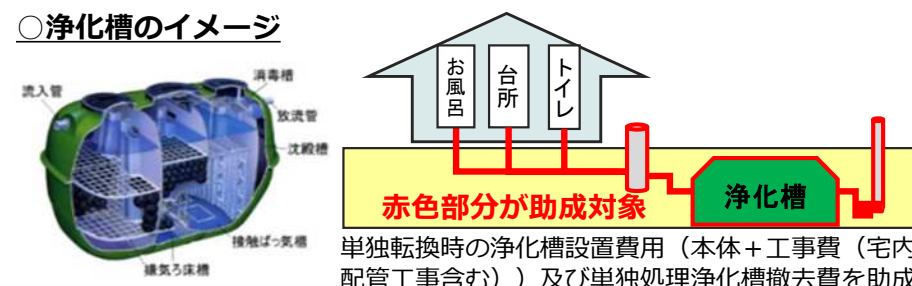
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽の措置に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

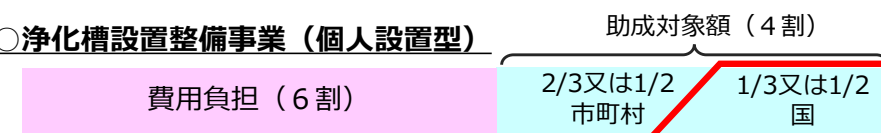
○浄化槽のイメージ



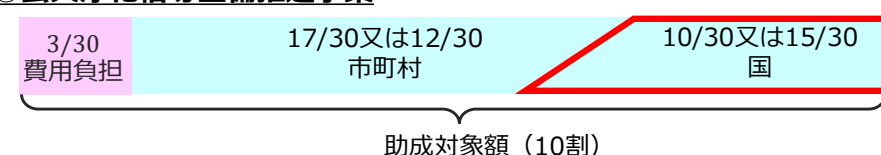
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



【令和5年度予算（案） 1,800百万円（1,800百万円）】



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

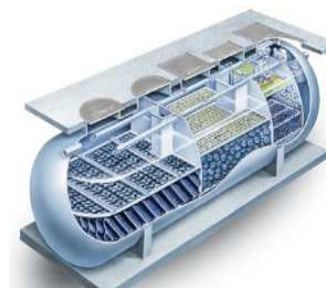
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



スクリーン



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和5年度予算（案） 4,055百万円（4,138百万円）】 環境省

【令和4年度第2次補正予算額 3,332百万円】

PCB廃棄物の適正処理推進に向けた各種取組みを行います。

1. 事業目的

地方自治体による調査の加速化、高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・更新、事業終了後のPCB処理施設の速やかな原状回復等を行うことで、PCB廃棄物の適正な処理の推進や地元住民の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- ① 地方自治体による指導や行政代執行の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 低濃度PCB廃棄物について、令和4年度の事前調査を踏まえた全国のPCB廃棄物及び使用製品の重点的な実態調査、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。
- ③ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ④ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。
- ⑤ 高濃度PCB処理施設の立地自治体における安全対策や環境保全対策の環境整備事業等に対し補助を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／出資金
- 請負先 民間事業者／JESCO等
- 実施期間 平成13年度～令和12年度まで（予定）

4. 事業イメージ

＜PCB廃棄物の例＞



変圧器



コンデンサー



安定器

＜高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）＞



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官付 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和5年度予算（案） 72百万円（60百万円）】 **赤枠** 環境省

【令和4年度第2次補正予算額 190百万円】 **青枠**

産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進します。

1. 事業目的

- 産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（不法投棄等）について、都道府県等が行う支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を確実に推進する。
- また、廃棄物混じり盛土による災害を防止するため、都道府県等が実施する調査等に対する支援を行う。

2. 事業内容

① 不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合は、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしているが、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業（令和3年8月から実施の盛土の総点検で危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土について、都道府県等が実施する支障除去等事業を含む）に係る費用の一部を支援する基金に拠出する。

② 危険が想定される盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県等が実施する詳細調査に係る費用の一部を補助する。

③ 令和5年3月31日の産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、都道府県等が実施する水処理及びモニタリング等に係る費用の一部を補助する。

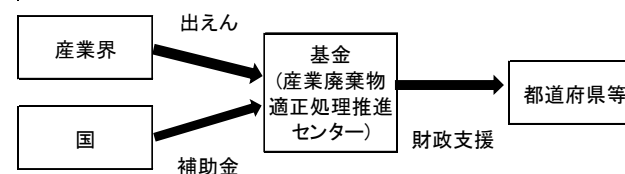
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①直接補助事業（基金）
②③間接補助事業（②1／2、③1／3）
- 補助対象 団体、都道府県等
- 実施期間 平成10年度～

4. 補助対象

① 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

- 平成10年6月17日以降の不法投棄等の支障除去等事業が対象
- 国と産業界が出えんした基金を通じて支援を実施（7/10補助）



〈出えん割合〉 産業界：国＝4：3

② 危険が想定される盛土に対する詳細調査への補助

- 盛土の総点検で確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄の可能性がある盛土が対象（1/2補助）



③ 産廃特措法（令和4年度末失効）対象事業への支援

- 産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得た事業が対象
- 必要な水処理等に対する支援を実施（1/3補助）



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 不法投棄原状回復事業対策室 電話：03-6205-4798

エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業



【令和5年度予算(案) 235百万円(235百万円)】

脱炭素・循環経済の同時達成に資する情報プラットフォームや廃棄物処理・エネルギー回収等の革新的な資源循環システム創生に向けたモデル実証を実施します。

1. 事業目的

デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済（CE: Circular Economy）を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、①民間事業者が実施する革新的な資源循環プラットフォーム等のモデル事業、②各地域において廃棄物エネルギーを最大限活用した自立・分散型の経済・社会を形成するため、ICT技術を活用した廃棄物処理過程の効率化の要素技術の実証、及び③LCA分析を基にした設備機器等の機動的なメンテナンス手法確立のための実証を行います。

2. 事業内容

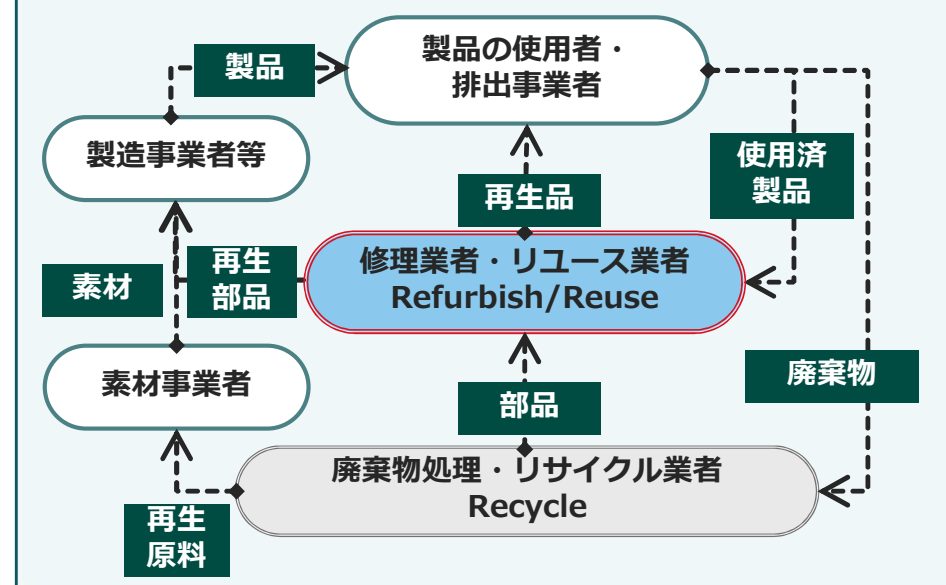
- ① 使用済製品・素材の安易な処分を防ぎ、資源循環の効率化やそれに伴う省CO2化を進めるためには、関係者間で使用済製品・素材に関する必要な情報を共有することが必要である。そのため、資源循環に関する情報連携のためのプラットフォーム等のデジタル技術を活用した民間事業者によるリユース・リサイクルに係る脱炭素型資源循環システムのモデル実証（工場排出物の情報連携）を行う。
- ② 収集運搬と中間処理の効率化を実現し、更なるCO2排出削減を図るため、ICTを活用したごみ収集車が自動運転により作業員を追尾する実証等を行う。
- ③ 設備機器等のメンテナンスにおいて、修理・補修か更新すべきか等の判断をICTを活用して機動的に行えるよう、省エネ効果やリサイクル効果を含めたLCA分析を基にした判断手法確立のための実証等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ

①資源循環に関する情報プラットフォーム（イメージ）



情報プラットフォームにより資源効率向上・省CO2化を実現

特定民有地買上事業費



【令和5年度予算（案）472百万円（509百万円）】

自然環境保全上、特に重要な地域に存在する民有地を国が買上げることで、適正な保護管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該地域を買い取らない限り私権との調整上適正な保護管理が図れない地域が対象。
- ② 土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げ公有地化することにより、適正な保護管理を図り、30by30目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ・ 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域性公園。その区域の中には多くの民有地が存在。
- ・ 法の規制により土地所有者の土地利用に著しく支障を来している場合など、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の買上げを行う。

＜令和5年度の主な買上予定地：奄美群島国立公園の一部＞

- ・ 当該地区は、多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を有している。
- ・ 令和3年7月、ユネスコの世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定。なお、5月のIUCNからの勧告の際には、引き続き森林伐採等についての適切な管理を指摘されている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 不動産購入、請負事業（測量等）
- 購入対象 民有地
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

【買上対象地】

- ① 国立公園 : 特別保護地区、第一種特別地域^(※)
- ② 国指定鳥獣保護区 : 特別保護地区であって国内希少野生動植物種の個体等の生息地
- ③ 生息地等保護区 : 管理地区

(※) 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277

自然環境保全基礎調査費



【令和5年度予算（案） 87百万円（87百万円）】

自然環境保全法に基づき、全国的な観点からわが国の自然環境の現状や変化を把握し、科学的基盤情報を整備します。

1. 事業目的

- ① 根拠に基づく各種施策の立案（EBPM）の基盤となる自然環境情報を、全国悉皆的に収集・整理・提供する。
- ② 国立公園や世界自然遺産の指定や、希少野生動植物種の選定等、重点的に守るべき自然環境を抽出する。
- ③ 30by30の達成に向けた生物多様性「見える化」・自然共生サイト（仮称）（OECM）、国家戦略（地域戦略）、2050年カーボンニュートラル、鳥獣被害防止対策等に対して、情報基盤の支援等を通じ、地域の活性化に貢献する。

2. 事業内容

30by30の達成に向けた生物多様性「見える化」・OECM、次期国家戦略等の実現には、自然環境に関する基礎的な情報が不可欠。全国の自然環境を把握する調査等を企画実施し、収集した生態系の分布情報や生物の生息・生育データを取りまとめ提供するとともに、施策課題やニーズを踏まえ、ビッグデータも援用しつつ解析を行い、施策の推進を支援するため、以下（2）を増額要求

（1）市民等による生物生息・生育状況調査（シチズンサイエンス）

いきものログによる市民参加型調査の促進、情報の収集・提供、機能強化・拡充

（2）生物多様性の危機に関する現況把握・とりまとめ・総合解析

50年に及ぶ基礎調査ビッグデータの整備、解析

（3）生物分布調査

OECMの基礎情報としても重要な淡水魚類、昆虫類の分布状況を把握

（4）新技術を用いた調査とその手法の確立（環境DNA分析技術）

生物分布調査等に資する環境DNA分析技術を用いた新たな調査手法の確立

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性センター 電話：0555-72-6033

自然生態系を活用した社会課題への対応推進費



【令和5年度予算（案） 34百万円（67百万円）】



自然生態系を活用した様々な社会課題への対応を進めます。

1. 事業目的

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組である「自然を活用した解決策（Nature-based Solutions : NbS）」を推進する。これにより自然共生社会と脱炭素社会の同時実現を進める。

2. 事業内容

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組である「自然を活用した解決策（NbS）」は近年急速に注目されており、G7やG20等でもNbSの拡大を約束している。NbSで対応できる社会課題としては、気候変動への緩和、適応、防災・減災、地域経済の活性化等が想定される。とりわけ我が国においては人口減少により土地活用のあり方が転機を迎えつつあるところ、NbSによって地方における様々な課題を費用効率的な形で対処できるポテンシャルがある。よって本事業ではNbSの現場実装に向けて、我が国の国土・社会条件を踏まえた取組の方向性や、具体的取組事例の提示、GIS等を活用した取組手法等について調査・検討するもの。また、既に普及展開のフェーズにあるEco-DRRについては、自治体によるEco-DRRに係る計画策定や取組への技術的支援を行う。

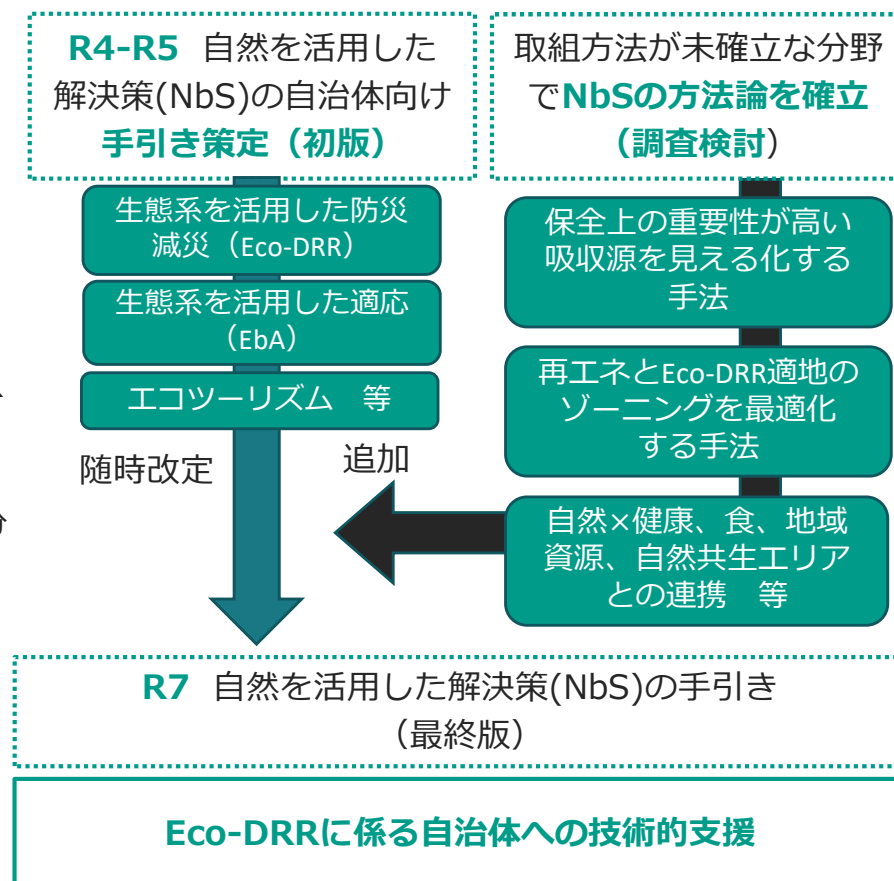
〔事業内容〕

- ① NbSの自治体向け手引きの策定、NbSによるアプローチが確立されていない分野における方法論の確立に向けた調査・検討（気候変動の緩和等）
- ② Eco-DRRに係る自治体への技術的支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②請負事業
- 請負先・交付対象 ①②民間事業者等
- 実施期間 ①令和4年度～令和7年度、②令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273

生物多様性と経済に係る国際枠組に関する実施及び交渉支援費



【令和5年度予算（案） 45百万円（45百万円）】

生物多様性とビジネスに関する国際枠組に積極的に対応するとともに、日本企業の取組を支援します。

1. 事業目的

ビジネスにおける生物多様性・自然資本配慮を盛り込んだポスト2020生物多様性枠組やTNFD・ISO等民間ベースの国際枠組に我が国として能動的に対応するとともに、各企業の取組を支援します。また、名古屋議定書の実施に向けた国内制度の適切な構築・運用等を行います。

2. 事業内容

2022年に採択予定の「ポスト2020生物多様性枠組」では、生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせる（ネイチャーポジティブ）ため、企業活動における影響評価、情報開示、目標設定等が盛り込まれる見込み。同時に、ビジネスに生物多様性・自然資本配慮を求める民間ベースでの国際枠組（TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）やSBTN、ISO・TC331等）が加速しており、これらに能動的に対処し、我が国企業が国際競争に負けないための支援が必要。一方で、名古屋議定書に基づき、遺伝資源の持続可能な利用と衡平な利益配分を引き続き適切に行う必要があることから、以下の取り組みを実施する。

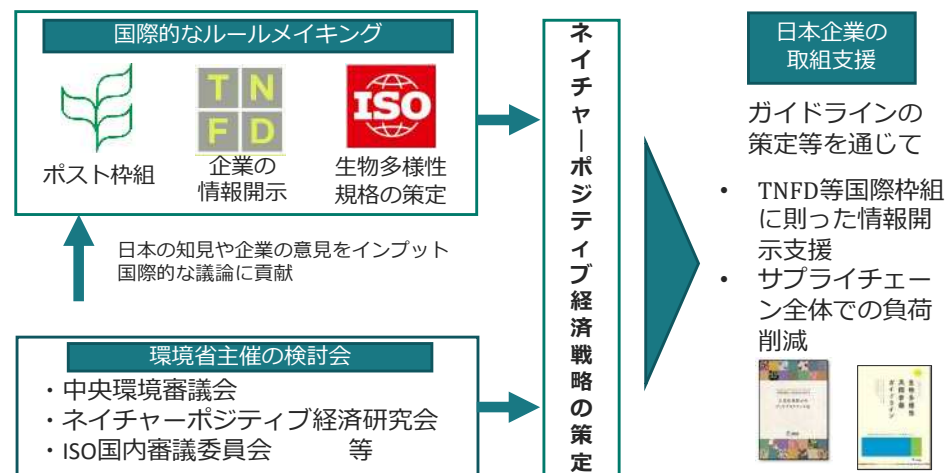
- ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた戦略的検討と、我が国企業の生物多様性配慮経営支援、生物多様性に関する国際規格の検討
- 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施

3. 事業スキーム

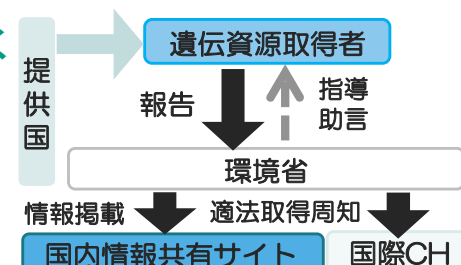
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

① 国際的なルールメイキングへの対応と個別企業の支援



② 名古屋議定書に基づくABS指針の適切な運用



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150

生物多様性国家戦略推進費



【令和5年度予算（案） 55百万円（49百万円）】 環境省

次期生物多様性国家戦略の達成に向けた取組・支援を行うとともに、国際的な取組・議論に貢献します。

1. 事業目的

- ① ポスト2020生物多様性枠組の実施状況のモニタリング・報告の大幅強化を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の実施措置を強化する。
- ② 生物多様性の新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」等を踏まえた国際的な取組・議論に貢献する。
- ③ 自治体による、地域レベルでの生物多様性保全に関する次期生物多様性国家戦略に整合した目標・指標設定を支援する。

2. 事業内容

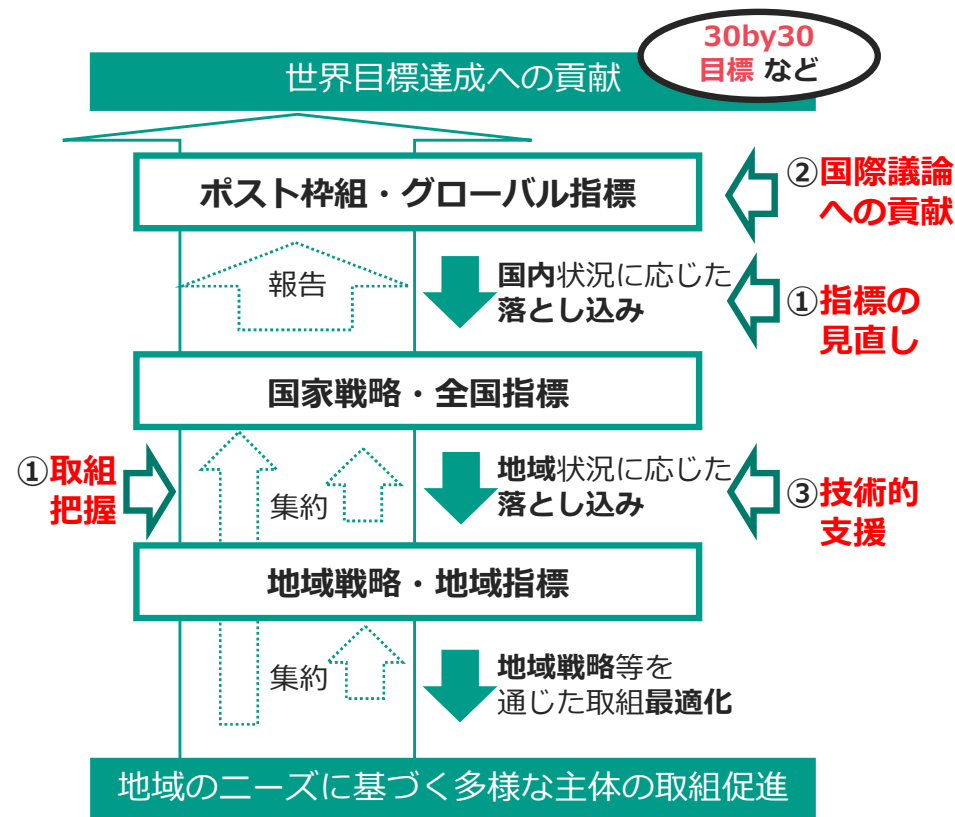
生物多様性の新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）では、各国による取組の実施状況のモニタリングと報告の枠組や、多様なセクターの巻き込みが大幅に強化される見込み。上記や新たな数値目標（陸と海の30%以上を保全（30by30目標）等）を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の施策を強力に推し進めるための事業を行うとともに、引き続き国際的な議論に貢献する。

- ・ 次期生物多様性国家戦略の目標達成に向けた取組把握や、指標の継続的な見直し
- ・ ポスト2020生物多様性枠組に関する条約関連会合への専門家派遣、日中韓生物多様性政策対話の実施
- ・ 次期生物多様性国家戦略の目標達成及び自然を活用した地域課題の解決に資する取組に係る自治体の目標・指標設定を、支援ツールの提供や専門家派遣等により技術的に支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273

国立公園満喫プロジェクト等推進事業



【令和5年度予算（案） 13,246百万円（13,022百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 5,721百万円】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容 * : 国際観光旅客税を活用した事業 + : R4年度補正事業

国立公園訪日外国人利用者数は2019年に約667万人まで増加。しかし、**新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地では大きな打撃が生じた。これを踏まえ、改正自然公園法を活用しつつ自治体・民間団体等との連携を促進し、**国内利用客の早期回復、ゼロカーボンパーク推進を含むサステナブルな観光地の形成、インバウンドの受入環境向上と段階的回復**に向けた取組を図る。

- ・滞在環境上質化** / 多言語化* : 廃屋撤去等の景観改善、多言語解説の整備・充実等
- ・滞在型コンテンツの創出* (★) : 自然体験コンテンツの提供体制整備、魅力発信等
- ・基盤的な利用施設の整備+ / 長寿化+ : ビジターセンター・登山道の再整備、デジタル展示*等
- ・国内誘客強化・国内外プロモーション* : 認知拡大、ワーケーション等の新たな利用推進等
- ・受入環境・体制の充実 / 脱炭素型公園づくり / 山小屋支援 : 広域周遊、自治体・民間団体等との連携促進、利用者負担の仕組みづくり / 計画検討 / 環境配慮型トイレ導入等 (★) 令和4年度観光庁経済対策関係予算事業の中でも観光庁と連携して実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 / 交付金 / 補助金
- 請負先・交付対象 民間事業者・団体 / 都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



・ビジターセンター等の整備



撤去前の廃屋

・廃屋撤去等の景観改善



・自然体験コンテンツの提供



・多言語解説の整備・充実



・利用者負担の仕組みづくり



・デジタル展示の導入

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課：03-5521-8277 / 国立公園利用推進室：03-5521-8271 / 自然環境整備課：03-5521-8280

国立公園満喫プロジェクト等推進事業のうち自然公園等事業等



【令和5年度予算（案）7,688百万円（7,730百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 4,721百万円】



国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業



【令和5年度予算（案） 210百万円（250百万円）】



2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進します。

1. 事業目的

- IoTを活用した連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みを構築し、地熱開発に係る地域・温泉事業者の不安解消を図るとともに、温泉熱ポテンシャルの把握等を行う。
- 地産地消型・地元裨益型の地熱利活用のあり方の検討等を行う。
- これらの取組により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進し、2050年カーボンニュートラルを実現する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められる中で、安定的な再生可能エネルギーの導入に資する電源として地熱発電の推進は非常に重要である。このため、環境省では「地熱開発加速化プラン」に基づき、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進めることを通じ、全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増等を目指す目標を掲げている。

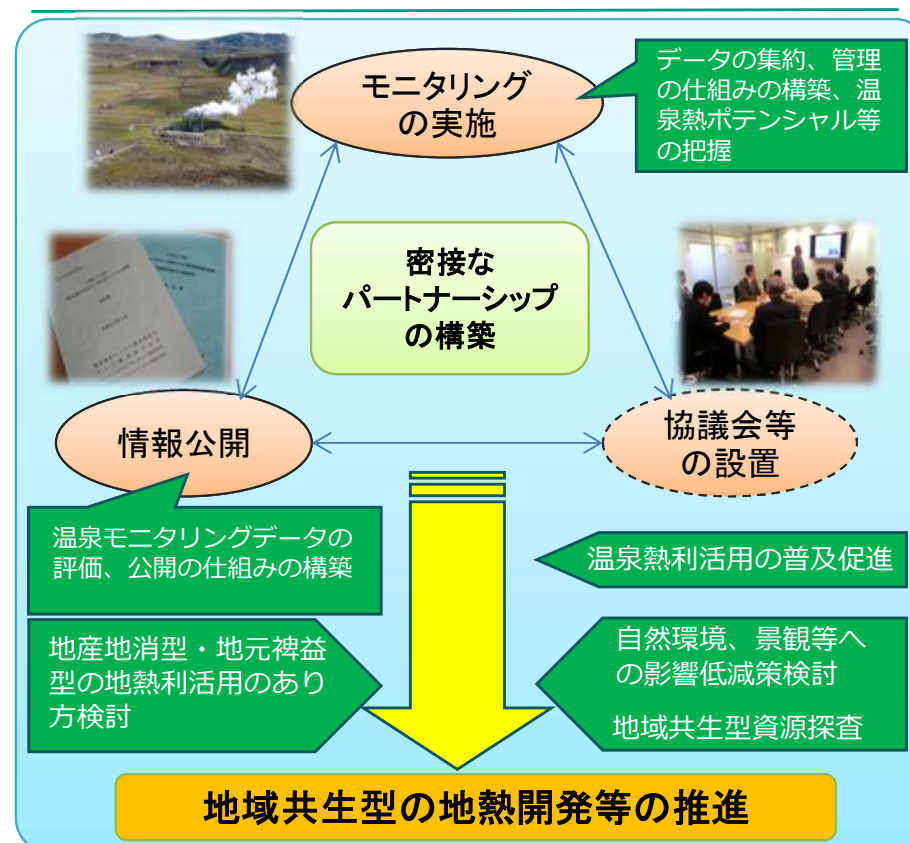
また、地熱利用のうち温泉を活用した熱供給や発電事業は、地域主体による地域の自然や社会と共存しやすい自立分散型エネルギーとして有望であり、地域の脱炭素化や経済活性化にも貢献する。

このため、本事業においては、IoTを活用した連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みを構築して地熱開発に係る地域・温泉事業者の不安解消を図るとともに、温泉熱ポテンシャルの把握を行う。また、地産地消型・地元裨益型の地熱利活用のあり方の検討、温泉熱利活用の普及促進、周辺の自然環境及び景観への影響低減策の検討、地域共生型資源探査（地熱資源の利用による環境影響の解析・見える化等）等を通じ、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280、自然環境局 国立公園課:03-5521-8278
地球環境局 地球温暖化対策事業室:0570-028-341

生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）



【令和5年度予算（案） 36百万円（36百万円）】

地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します。

1. 事業目的

「ポスト2020生物多様性枠組」で盛り込まれる予定のネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成のため、各地域で世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標を達成するための重要里地里山等における取組を支援し、さらに、取組の継続的な自走化が可能となる民間企業や自治体等の増加を図ることで、支援に頼らない生物多様性保全の活動を促進する。

2. 事業内容

里地里山の管理不足が生物多様性上問題であり、保全活動の取組への支援や都市住民、事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりが必要とされている。

こうした状況を踏まえ、重要里地里山等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする人々の暮らし方の変化も踏まえ、里地里山等における生物多様性に配慮した持続可能な活動を支援・普及する。

※里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な活動であって、自然体験・教育、資源活用、雇用創出等

4. 事業イメージと活用事例

■里山でやるべきこと＝里山を生活の中に取り戻していくこと



環境省

交付金

里山未来拠点協議会

企業、地域金融機関、大学、NGO、自治体等により構成

里山×教育・体験

森のようちえん、子どもキャンプ、自然学校、自然体験イベント、人材育成



里山×観光物産

狩猟ツアー、暮らし体験、トレイル・フットパス、生き物ブランド、ジビエ、竹製品、自然共生型フェス

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は3/4）
- 交付対象 里山未来拠点協議会（非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等）
- 実施期間 平成20年度～

お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 電話：03-5521-8343

良好な水循環・水環境創出活動推進事業



【令和5年度予算（案）25百万円（新規）】

良好な水循環・水環境の創出を図るため官民連携や地域づくり等にも資する総合的な水環境保全の活動を推進します。

1. 事業目的

- ① 水循環基本法（平成26年法律第16号）の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携による取組を促進するとともに、水循環・水環境への国民の理解醸成を図る。
- ② 水質管理のみならず、30by30の目標達成に向けたOECM登録を通じた生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すため、モデル事業を実施する。

2. 事業内容

水循環基本法の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携を促進するとともに、地域づくり等にも資する総合的な管理を目指し、以下を実施。

- ・良好な水循環・水環境の創出活動に関する事例共有、参考情報の集約、官民連携促進を目的とした施策を、関係省庁等との連携やTNFDの動向を踏まえたCDPとの連携を図り検討・実施する。
- ・生物多様性や地域づくりに資する総合的な水環境管理に関するモデル事業を募集・選定し、計画策定・体制構築・実施への支援事業を実施する。
- ・住民の認知度を高め、地域づくり活動を活発化すること等を目的とした水循環・水環境創出活動の推進方策を検討する。
- ・水循環基本法に定められた「水の日」に関連する行事、水循環・水環境への理解醸成と取組促進を図るための情報発信等の普及啓発を実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度～令和10年度 |

4. 事業イメージ

良好な水循環・水環境創出活動の推進



お問合せ先： 環境省水・大気環境局水環境課 電話：03-5521-8312 / 自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343

豊かさを実感できる海の再生事業



【令和5年度予算（案） 171百万円（171百万円）】



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 瀬戸法に規定される栄養塩類管理制度を実現するために、相互に影響がある近接海域の管理について検討を行い、府県による各湾灘での計画の策定推進の土台とする
- ② 瀬戸法で自然海浜保全地区の指定対象が拡充されたこと、また30by30の目標達成にむけたOECMの活用やブルーカーボンの吸収源の確保、大阪万博やローカルブルーオーシャンビジョン等、藻場干潟の保全・再生に対する必要性・地域のニーズが拡大していることを踏まえ、瀬戸内海等の水環境・水産資源の保全・再生と利活用の好循環を創出し、藻場干潟が有する多面的機能を最大限発揮する「令和の里海づくり」活動の推進を更に強化する。また、府県による各湾灘での計画策定の推進や藻場・干潟の保全活動等の各地域の取り組みを後押しする
- ③ 瀬戸法に規定される気候変動による影響等を踏まえて、具体的な対応策の検討を行う

2. 事業内容

令和4年に改正法が施行された瀬戸内海環境保全特別措置法等を踏まえ、豊かな海の実現に資する栄養塩類管理制度の実現、地域の里海づくり活動の後押し及び気候変動適応に資する炭素吸収量の把握等の事業を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進（継続）

・地域独自の栄養塩類管理や海づくりの方法やその効果を定量化し、ガイドライン等により知見を府県に提供

②里海づくりを通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討（拡充）

- (1)里海づくり活動等につながる府県の計画策定に対して補助
- (2)持続可能な活動の構築に向けた藻場・干潟の保全再生等と地域資源利活用の好循環型モデル事業の実施

③閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等（拡充）

- ・主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- ・ブルーカーボンの観点を踏まえた閉鎖性海域における炭素吸収量等の把握

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（②(1)以外）、補助事業（②（1））
- 請負先 民間事業者・団体（②(1)以外）、府県（②(1)）
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

豊かさを実感できる海の再生事業 イメージ図



環境研究総合推進費関係経費



【令和5年度予算（案） 5,308百万円（5,308百万円）】

環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

1. 事業目的

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施。（エネルギー起源CO2排出削減に直接資する研究開発及び環境省他部局・他府省が実施する事業と内容が重複する研究開発は推進費の公募対象外。）

2. 事業内容

環境研究総合推進費は「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に示された「重点課題」及び環境省からの行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。令和5年度は「第6期科学技術・イノベーション基本計画」「統合イノベーション戦略2022」等を踏まえ、環境政策への貢献・反映に立脚した戦略的な研究開発、Society 5.0実現に向けた研究開発を強力に推進します。

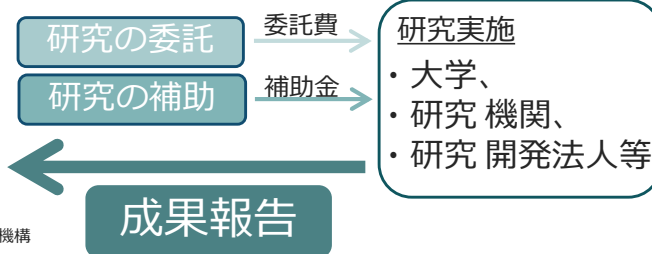
環境省

- 基本方針
- 行政ニーズ提示
- 政策活用
- 制度評価

ERCA ※

- 公募・審査
- 配分・契約
- 研究管理

※ERCA：（独）環境再生保全機構

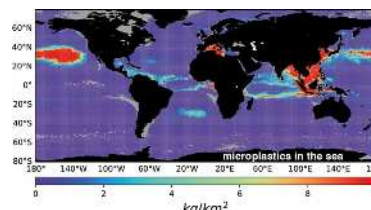


3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------------------------|
| ■ 事業形態 | 競争的資金制度による交付（配分機関：ERCA） |
| ■ 委託先等 | 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般 |
| ■ 実施期間 | 平成29年度～ |

4. 研究開発成果の例

環境中に漏れた全世界のプラスチックごみ約60年分の解析 ～5%程度が海に流出し95%程度(約5億トン)は陸上で行方不明に～

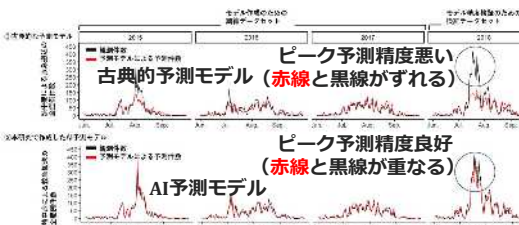


図：海洋表層に漂うマイクロプラスチック（プレスリリース資料より）

1960年代から現在までの海洋プラスチックの行方を世界で初めて重量ベースで明らかにしました。これまで全世界のプラスチックゴミの5%程度が海に流出し、その約67%(1,680万トン)が海底に沈むなどとして、すでに海岸や海面近くに無いことが推計されました。本研究成果は、大阪G20サミットで宣言された大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に役立つことが期待されます。

研究成果が「Science of the Total Environment」掲載
(九州大学、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所)

AIと天気情報等の活用による熱中症発症数の高精度予測



図：熱中症による救急搬送の全症例数比較（プレスリリース資料より）

研究成果が「Nature Communications」掲載

(国立循環器病研究センター、関西大学、国立環境研究所)

天気情報と暦情報、市町村の統計情報を用いたAIモデルを世界で初めて作成し、熱中症による救急搬送の全症例件数と中等症以上症例件数を高精度に予測することに成功しました。本モデルを実装し、将来的に熱中症アラートを高精度に発信することで、熱中症予防につながることが期待されます。

お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 TEL：03-5521-8239

イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和5年度予算（案） 100百万円（100百万円）】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します。

1. 事業目的

- ① 優れた技術シーズを持つ環境スタートアップや起業家候補人材の技術開発を支援し、イノベーションの創出を推進。アフターコロナ時代の新たな環境ビジネスの創出や雇用の増加にも寄与。
- ② 環境スタートアップを対象とするピッチイベントの開催、表彰等の実施により、事業機会の創出を支援。
- ③ 先進的な環境技術の環境保全効果等を客観的に実証。信用付与による事業拡大、社会実装を推進。

2. 事業内容

持続可能な社会の実現に向け、現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出が必要。本事業では、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、その環境技術の研究開発・事業化を以下により支援。

①環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップや起業家候補人材の研究開発を幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んで集中的・継続的に支援。

②ピッチイベント等による環境スタートアップの事業機会創出

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰等を実施することにより、ビジネスマッチング、資金調達等を支援。また、環境省におけるスタートアップ支援の在り方等について検討。

③環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助（定額、定率） ②③請負事業
- 補助対象・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ

段階に応じた支援

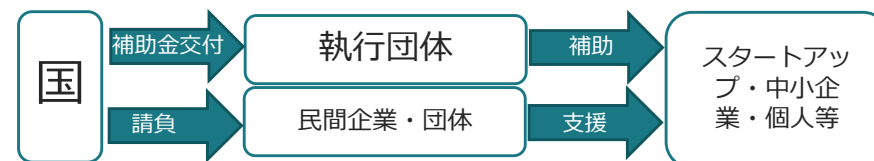
イノベーション 創出

フェーズ3 事業化
技術実証による信用付与
ピッチ等による事業機会創出

フェーズ2 R&D
定率補助

フェーズ1 F/S、PoC
定額補助

※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-5521-8239

ICT等を活用した公害防止管理のスマート化検討費



【令和5年度予算（案）31百万円（24百万円）】



環境管理行政におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、人が「必要な情報を必要な形で」利用できる、より快適な社会Society5.0時代にふさわしい環境管理行政を実現します。

1. 事業目的

- ・環境管理分野における測定・点検等に係る規制について、デジタル原則への適合を図る。
- ・環境管理法令に係る行政手続をオンライン化し、環境規制を効率化・合理化する。
- ・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」を着実に運用する。

2. 事業内容

(1) デジタル環境管理モデル事業の実施

令和3年12月にデジタル臨時行政調査会により策定されたデジタル原則（①デジタル完結・自動化原則）に則り、環境管理分野における人の介在（対面、目視、立入等）を見直す。

このため、工場、事業場の現場において、デジタル技術を用いた環境管理手法の実装に当たっての課題や留意点等を検証するデジタル環境管理モデル事業を実施する。

(2) 環境管理法令に係る行政手続のオンライン化

上記デジタル原則に則り、環境管理分野における紙の介在（書面、原本等）を見直す。

このため、各種環境管理法令に基づく届出や報告等の手続を、環境省において導入に向けた準備を進めている「環境法令に係る行政手続のオンライン申請システム」に、各法令で横断的に活用可能で、地方公共団体とも連携して運用可能となるよう配慮して実装し、オンライン化を図る。

(3) 組織整備法の施行状況等調査

組織整備法に係る施行状況等の調査を行い、課題を抽出する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業の成果イメージ

デジタル技術を活かした環境管理の効率化を実現

- 排出事業場の排出状況を遠隔からリアルタイムモニタリングし、管理者による排出・工程管理や行政等との情報共有が効率化
- 環境管理に係る各種行政手続のオンライン化により、申請者及び行政側双方の利便向上（以下イメージ参照）



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 総務課 電話：03-5521-8290

2023年G7気候・環境関連大臣会合開催経費



【令和5年度予算（案） 325百万円（新規）】

2023年G7における気候・環境関連大臣会合での気候・環境問題に関する議論を充実します。

1. 事業目的

- ①G7各国の気候・環境担当閣僚が率直な意見交換を行い、地球規模の環境問題の解決に向けた環境政策・行動を提言する。
- ②大臣会合の成果をG7サミットにインプットすることにより、環境問題における我が国のリーダーシップを発揮する。

2. 事業内容

- ・近年、気候変動、生物多様性、循環経済など地球規模の環境問題は、G7首脳最大の関心事項の一つ。来年G7でも主要なテーマとなることが想定される。
- ・気候変動は、COP26での合意を受け、1.5℃目標達成に向けた具体的な行動の実施を合言葉に取組の加速化が求められている。G7各国が連携し世界の脱炭素化に向け国際社会を牽引していくことが必要。
- ・生物多様性条約COP15において「ポスト2020生物多様性枠組」への合意が期待される中、採択後初の開催となる来年G7において枠組の実施に向けた具体的な行動について議論を進めることが重要。
- ・また、気候変動や生物多様性の損失を克服する上で不可欠な循環経済への移行も国際的なテーマ。
- ・これらのテーマを扱う大臣会合の開催に当たり、サブ、ロジ両面で必要となる、環境省職員の派遣、各国大臣等の招聘、会合文書や広報資料の作成、通訳や警備の手配、必要な会場や資機材の手配等を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 拠出先 | 民間企業・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度 |

4. 具体的なイメージ



上記は2022年5月にドイツで開催された「G7気候・エネルギー・環境大臣会合」

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際連携課 電話：03-5521-8243

生物多様性条約等拠出金（SATOYAMAイニシアティブ等）



【令和5年度予算（案） 465百万円（403百万円）】

生物多様性日本基金の増資やSATOYAMAイニシアティブを進める国連大学等への拠出を通じ、ポスト2020生物多様性枠組の実施等を支援します。

1. 事業目的

- ①生物多様性日本基金を増資し、ポスト2020生物多様性枠組の実施に貢献するため、SATOYAMAイニシアティブの考え方を適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発及びプロジェクト実施を支援する。
- ②「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)」の運営により、国際的な取組の推進・強化を図る。
- ③科学と政策のつながりを強化し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際合意・各国施策の策定に貢献する。

2. 事業内容

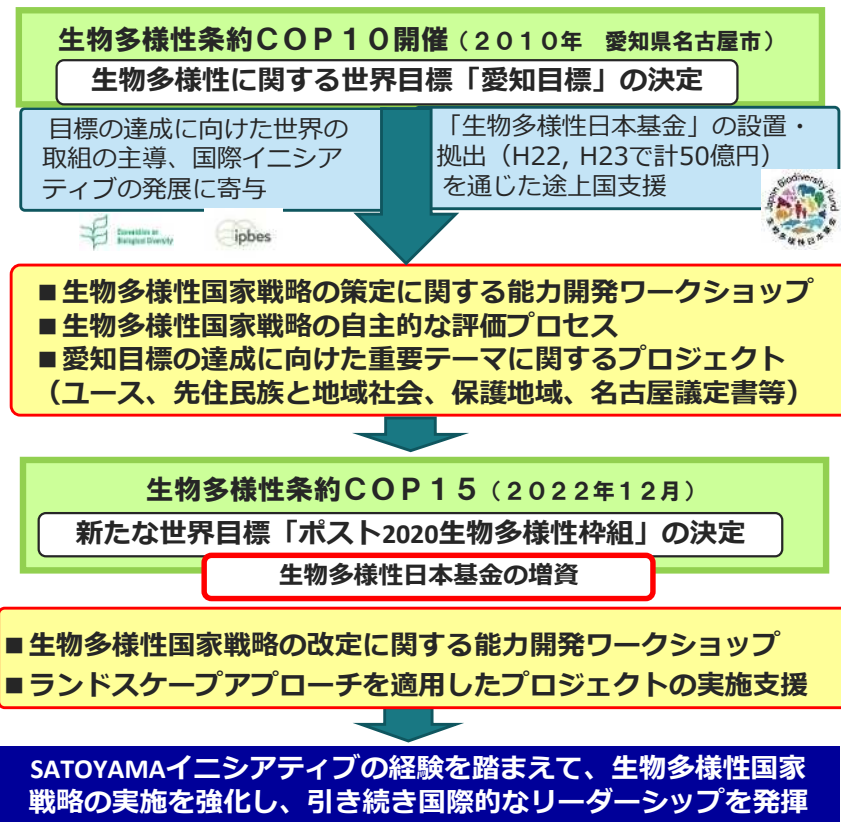
COP15で採択される新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」を踏まえて生物多様性国家戦略の見直しが必要となる。このため、生物多様性日本基金への増資や国連大学等への拠出を通じ、日本が主導してきた「SATOYAMAイニシアティブ」での保全と持続可能な利用の経験と、同イニシアティブが採用する土地・空間計画手法（ランドスケープ・アプローチ）を踏まえた途上国支援によりポスト目標の実施に貢献するとともに、国際的な生物多様性科学政策プラットフォーム（IPBES）を支援し、生物多様性分野での国際貢献を主導する。

- ・ランドスケープアプローチを適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発事業
- ・改定された国家戦略を踏まえたランドスケープアプローチを適用する実践プロジェクトの支援
- ・SATOYAMAイニシアティブ国際ネットワーク（IPSИ）の運営と能力開発
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の支援（拠出金・途上国の能力養成）

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 生物多様性条約関連国際機関、国連大学他
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

海洋プラスチックごみ総合対策費



【令和5年度予算（案）238百万円（213百万円）】



G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、新たな条約交渉を主導するとともに、科学的基盤の整備・共有等を推進し、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

1. 事業目的

- ①新たな条約交渉を主導し、我が国からの主張が反映される形で2024年末までに交渉が取りまとまることを目指す
- ②国際的な科学的基盤の整備に貢献するため、モニタリング手法の調和や集約のためのデータベース構築、流出経路や流出量の把握、生態影響の評価などの取組を推進する
- ③効果的な発生抑制対策を検討するとともに、我が国の技術を活用した先進的な取組事例を国内外に発信する

2. 事業内容

①海洋プラスチックごみ国際対策事業

- ・ 今後の条約交渉に向けた対処方針や条文案等について検討するとともに、重要な関連国際会合を開催し、議論を牽引する。

②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・ 流出経路や流出量等の推計に係る検討・調査を行うとともに、推計・評価手法の国際的な調和に向けて途上国における調査を行い、検討を進める。
- ・ マイクロプラスチック等による生態影響などの知見をレビューし、国内外の最新動向を踏まえたリスク評価手法の検討とリスク評価を進める。
- ・ 世界各地のモニタリングデータを一元化するためのデータベースの運用・改修や国際連携の推進に向けた検討等を行う。

③マイクロプラスチック流出対策検討事業

- ・ 回収が困難なマイクロプラスチックの実効的な発生・流出抑制方策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ

国際的な取組・議論の主導

新たな条約交渉やG20等重要な国際会議でイニシアティブを発揮



科学的知見の強化

実効性のある汚染対策に必要な科学的知見を整備

流出実態把握

汚染状態モニタリング

生態影響

地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進
海洋プラスチックごみに関する科学的知見の強化
我が国のイニシアティブ・プレゼンス強化

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-5521-9025

GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等



【令和5年度予算（案）（一般分）205百万円（205百万円）（特会分）2,800百万円（2,500百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額（特会分）2,017百万円】



温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出源の特定と排出量の把握を目指します。

1. 事業目的

- GOSATシリーズにより世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持・強化するため、GOSAT及びGOSAT-2を適切に運用するとともに、3号機（GOSAT-GW）の開発と打上げ準備を行う
- グローバル・ストックテイクへの貢献を目指し、客観性の高い独立した排出量検証手法を実証し確立する
- 世界各国が自らGOSATシリーズの観測データを活用することで、排出量削減目標に関する政策などに貢献する

2. 事業内容

1. GOSATシリーズによる継続観測

- 世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)のミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)の継続運用を行う。また、宇宙基本計画に基づき文科省と共同で世界でも先駆的なGOSAT-GW衛星観測システムの開発と打上げ準備等を行う。

2. GHG濃度算出と人為起源排出量の推計・検証

- 衛星データ等を用いた濃度算出アルゴリズムの高度化等を図るとともに、GHG排出インベントリとの比較評価を行う。

3. 世界各国における排出インベントリへの利活用強化促進に向けた調査

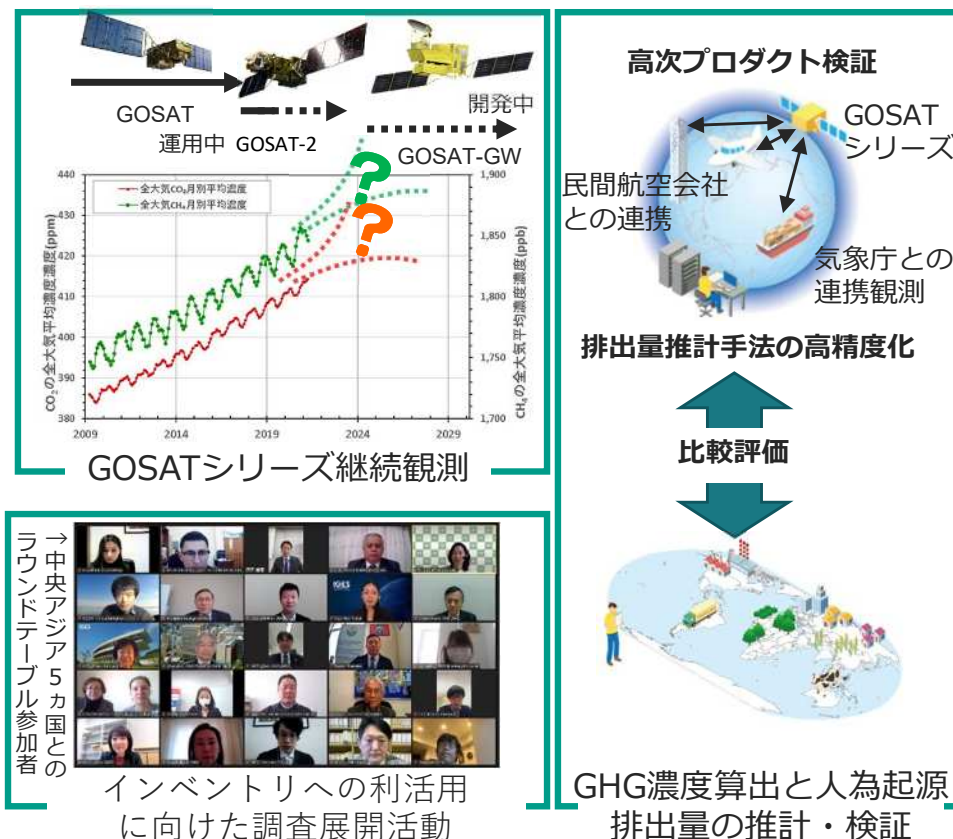
展開活動

- 世界各国がパリ協定に基づき報告するGHG排出インベントリの透明性を高めるため、GOSATシリーズの観測データを用いた排出インベントリとの比較検証手法の国際展開を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室 電話：03-5521-8247

国連大学拠出金（国連大学ESDプログラム及びSDGs推進事業費）のうち、 パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施



【令和5年度予算（案） 160百万円の内数（150百万円の内数）】

パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムを開発・実施します。

1. 事業目的

- ・ パリ協定実現のためには、世界各国（特に開発途上国）において、社会経済システムの変革を通じて脱炭素とSDGsの実現に向けた政策を推進する能力を有する人材を育成することが求められている。そこで、国連大学は、大学院学位プログラムの下に、2023年から「パリ協定専攻」を設置し、人材育成に取り組むこととしており、2021年11月に開催されたCOP26でその旨を公表した。
- ・ パリ協定実現に資する人材育成を推進するため、当該専攻の中心となる体系的かつ継続的な人材育成プログラムの開発を支援することが必要。

2. 事業内容

「パリ協定専攻」では、パリ協定実現に向けた各国の社会変革を進めていくため、分野間の複雑な関係を科学的に理解し、国内外の多様なステークホルダーとの調整を行う能力を有する専門家人材の育成を目指している。これに寄与する以下の「参加型能力開発実習」のプログラム開発を支援する。

国連大学のグローバルパートナーと共同で、気候変動及び持続可能な開発に関する能力を向上させるための参加型演習を開発・実施し、学生を派遣する（**共同プログラム型**）。又は、国連大学のグローバルパートナーが実施する、気候変動及び持続可能な開発に関するプロジェクトに学生を派遣する（**インターンシップ型**）。

派遣された学生は、各地域の専門家と協力して気候変動問題及び持続可能な開発に関する解決策を議論し、提案・実践する等の実務を経験し、パリ協定の実務に必要な専門的知見及び課題解決能力を身に付ける。

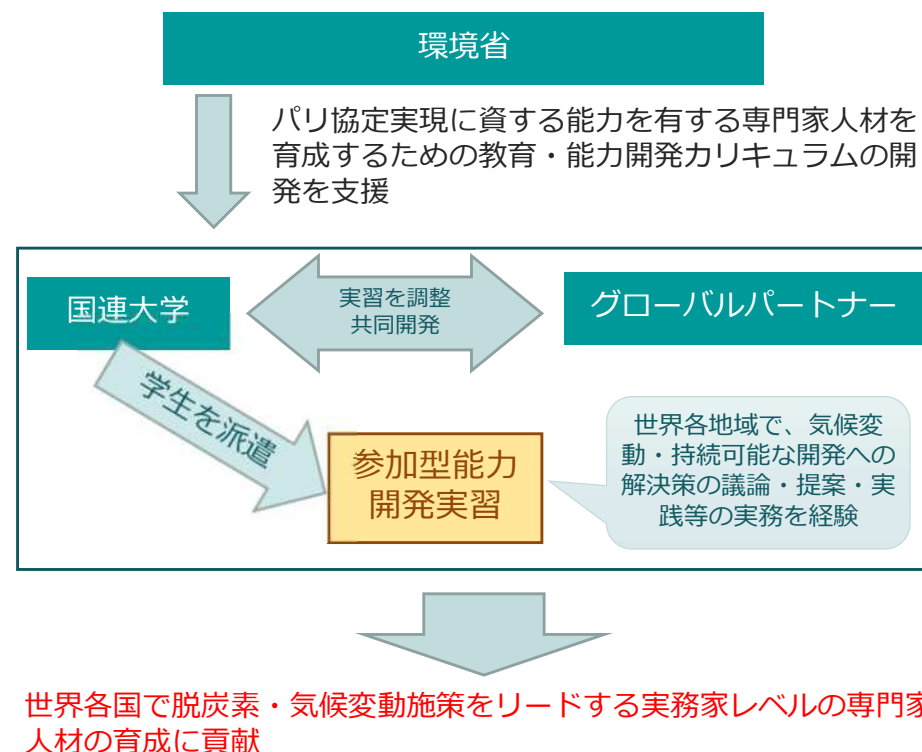
【パリ協定専攻】

2023年秋から修士課程、2024年秋から博士課程を開講。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連大学
- 実施期間 令和5年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室 電話：03-5521-8231

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和5年度予算（案） 13,674百万円（14,474百万円）】
 【令和4年度第2次補正予算額 2,500百万円】

環境省

JCMを通じた優れた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

1. 事業目的

パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMを「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づく2025年をめどとしてパートナー国を30か国程度へ拡大する目標等を踏まえ、COP26で決定した6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」等の目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、途上国等における優れた脱炭素技術等の普及と地球規模の脱炭素化を推進。

●資金支援事業（プロジェクト補助・ADB拠出）

先進的な脱炭素技術・製品の多くは、一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴うという課題がある中、資金支援等を通じて脱炭素技術等の普及を促進しつつ、排出削減分を我が国の2030年目標に活用する。

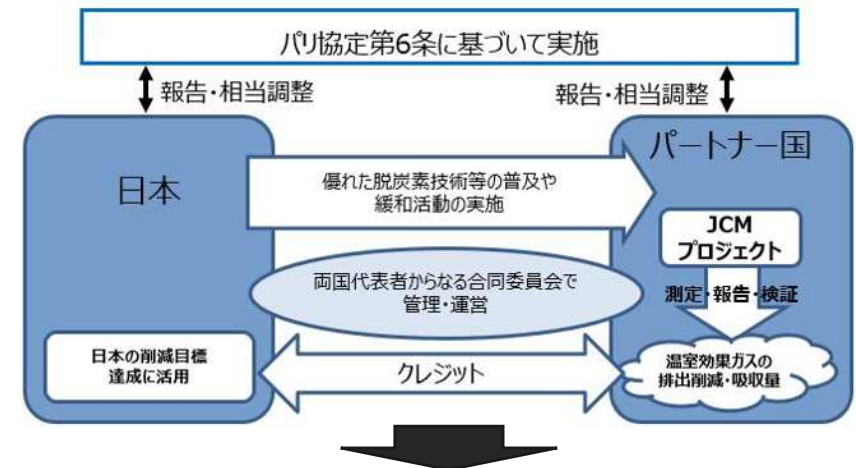
●運営等推進事業

効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。プロジェクト登録、クレジット発行等を相手国政府と行う合同委員会開催や、登録簿運営、MRV実施など信頼性の高いJCMの制度運用を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、拠出先、委託先 補助対象、委託先：民間事業者・団体等、拠出先：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



- 優れた脱炭素技術の導入等を通じ、途上国の持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に基づいて実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

電話：03-5521-8246

（１）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



JCMパートナー国への優れた脱炭素技術等の導入、パートナー国拡大を前提とした導入事業の実施、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づき、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年目標達成に活用するだけでなく、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国及びパートナー候補国における新たな脱炭素技術の導入促進し、JCMプロジェクト化を後押し。
- ③ 再エネが豊富なJCMパートナー国において、再エネ由来水素の製造、輸送・利活用等を促進。
- ④ 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を、システム・複数技術パッケージ化して相手国向けにカスタマイズ。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン削減量・吸収量の確保目標の達成に向けて、経済界の期待も高い優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対する資金支援等により、途上国の脱炭素社会への移行等を実現し、我が国の2030年目標達成にも活用。

②水素等新技术導入事業

JCMパートナー国（特に新規パートナー国）及びパートナー候補国における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。

③グリーン水素製造・利活用第三国事業

JCMパートナー国における再エネ由来水素製造、利活用等を促進することで、当該国における再エネ水素市場とJCMプロジェクト創出を促進。

④コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業

我が国の優れた脱炭素製品・サービスの相手国に適したリノベーションを実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（補助率：1/2以内）④間接補助事業（補助率：2/3以内）
- 補助対象 ①～④補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～5年度、③④令和元年度～5年度

4. 事業イメージ

①JCMパートナー国への脱炭素技術設備・機器の導入

非営利団体(執行団体)

50%を上限として初期コストの補助

（補助率低減等によりコスト低減及び自立的普及を促進）

国際コンソーシアム
（日本法人・外国法人で構成）

JCMプロジェクト

GHG削減量の特定
クレジットの発行

投資・事業化

MRV



高効率変圧器



高効率冷凍機



太陽光発電



廃棄物発電

②水素等
新技术
導入事業

③グリーン水素に
よるJCMプロジェ
クト創出

④脱炭素技
術の創出・
普及

「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義実行計画」のJCM関係目標の達成

（２）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



優れた脱炭素技術等の導入および調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

- ① 二国間クレジット制度（JCM）を活用した脱炭素技術等の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、途上国の脱炭素社会への移行を支援。
- ② プロジェクトを通じた調達プロセスにおける能力構築により、途上国における脱炭素技術等の自律的な調達に向けた制度設計・炭素市場メカニズム形成を支援するとともに、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開を促進。

2. 事業内容

アジアの途上国においては、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられ、脱炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。

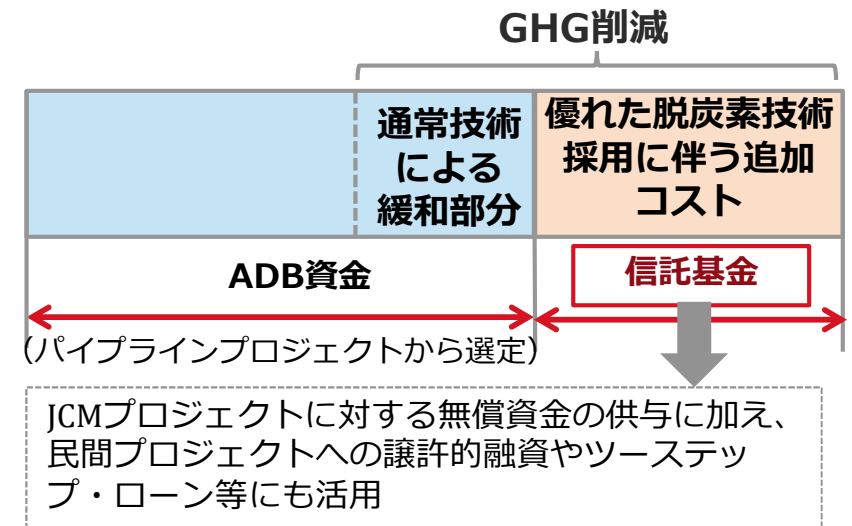
「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和3年6月）及び「環境省 脱炭素イニシアティブ」（令和3年6月）に基づき、二国間クレジット制度（JCM）を活用した個別プロジェクトを支援。

具体的には、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた脱炭素技術等の採用をADBの信託基金により追加コストを支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行信託基金
- 実施期間 平成26年度～

4. 具体的なイメージ



＜具体的な脱炭素技術等の事例＞

- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高性能蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 低ロス型送電線（エネルギー分野） 等

（３）JCMプロジェクト運営等推進事業



JCMの高い信頼に向け、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保や2025年を目途にパートナー国を30ヶ国程度とする目標を達成するため、JCMプロジェクト実施によるCO₂排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等を相手国政府と行う合同委員会開催、登録簿運営等により促進し、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を推進する。

2. 事業内容

●「パリ協定」及び「地球温暖化対策計画」の目標の達成のため、我が国はパリ協定6条に基づくJCMの構築・実施を通じて、途上国における優れた脱炭素技術等の普及とCO₂排出削減を推進。

●JCM設備補助事業（プロジェクト補助）の予算増額によるプロジェクト件数増加を見据えた支援の拡大、効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進（民間JCMを含む）、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘等が重要。本事業では当該基盤的業務を実施。

●JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会のための事務局の運営、JCMクレジットを管理する登録簿の運用、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行いつつ、各JCMプロジェクトのMRV等を促進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘 【合同委員会の開催】



【MRVのプロセス】



アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



【令和5年度予算（案） 1,199百万円（1,066百万円）】 環境省



アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

1. 事業目的

パリ協定6条の合意がなされたCOP26後の実施方針として、JCMパートナー国の拡大、民間資金を中心としてJCMの拡大、市場メカニズムの世界的拡大への貢献を発表し、「新しい資本主義実行計画」でも明記された。特に「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。

2. 事業内容

①長期戦略策定支援（AIM、都市間連携）

途上国において長期戦略の策定を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及を推進する。PaSTIを通じた途上国の民間セクター全体での排出量把握・情報開示等の透明性向上を推進。また、日本の都市及び市内等の民間企業と途上国の都市による技術・ノウハウの共有。都市のレイヤーでの協力を推進し、「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げる。

②事業環境整備・案件形成支援

現地日系企業のサプライチェーンでの気候関連情報開示と取組推進を通じて、サステナブルファイナンスが普及するための環境整備・理解醸成・人的資本構築を官民一体で推進する。また、新規事業パリ協定6条に基づく「質の高い炭素市場」の早期構築に向けて、6条実施に関する能力構築の支援をするとともに、国際機関や研究機関、民間企業等による連携及び協力活動を行う。

③事業資金支援

二国間クレジット制度（JCM）を活用した脱炭素技術等の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、途上国の脱炭素社会への移行を支援。

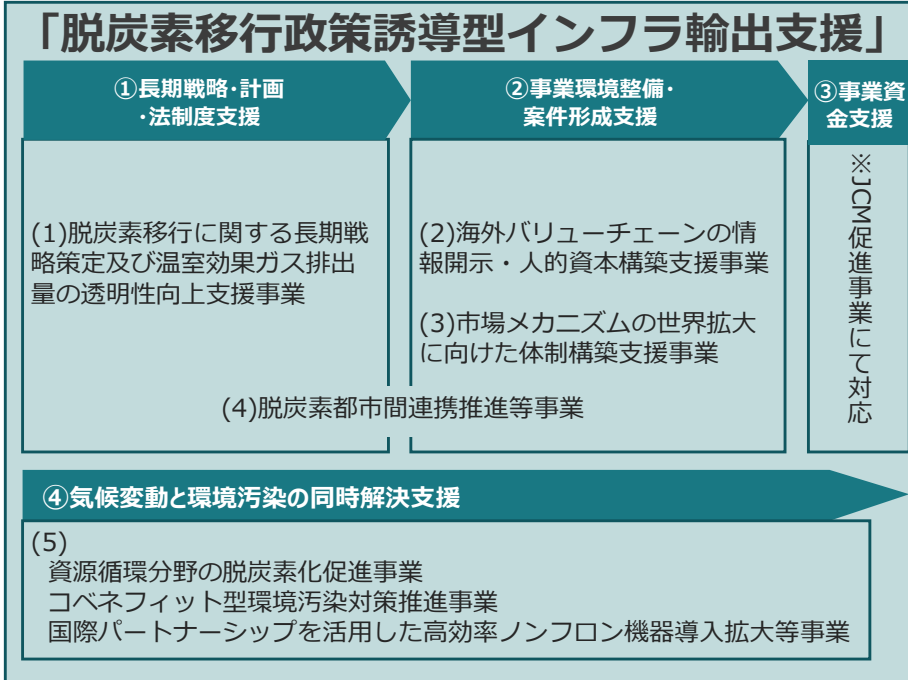
④気候変動と環境汚染の同時解決支援

JCMを通じて、高効率の廃棄物処理・リサイクル技術の導入、コベネフィット型環境対策技術の発掘・検証・普及を加速化し、途上国が抱える環境問題と気候変動の同時解決を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246
国際連携課気候変動国際交渉室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局 大気環境課/総務課国際協力推進室



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定・実施を支援します。

1. 事業目的

脱炭素対策が推進されるためには、国の脱炭素戦略と事業者等の排出状況と排出削減に向けた取組を把握するための制度が構築されることが重要。脱炭素宣言の動きが加速する途上国において脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋を示す長期戦略の策定を支援し、優れた脱炭素技術を有する企業による事業を促進する。また、企業の透明性を向上させる制度構築を支援し、脱炭素の努力が公正に評価される環境を整備する。これにより、世界全体の脱炭素化を目指す。

2. 事業内容

世界の脱炭素化を目指すに当たっては、今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等の制度整備が不可欠。このため、これらの国の脱炭素社会への移行の制度基盤を形成するための支援を実施する。

①我が国に強みのある、企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築に関する支援（アジアの企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業）

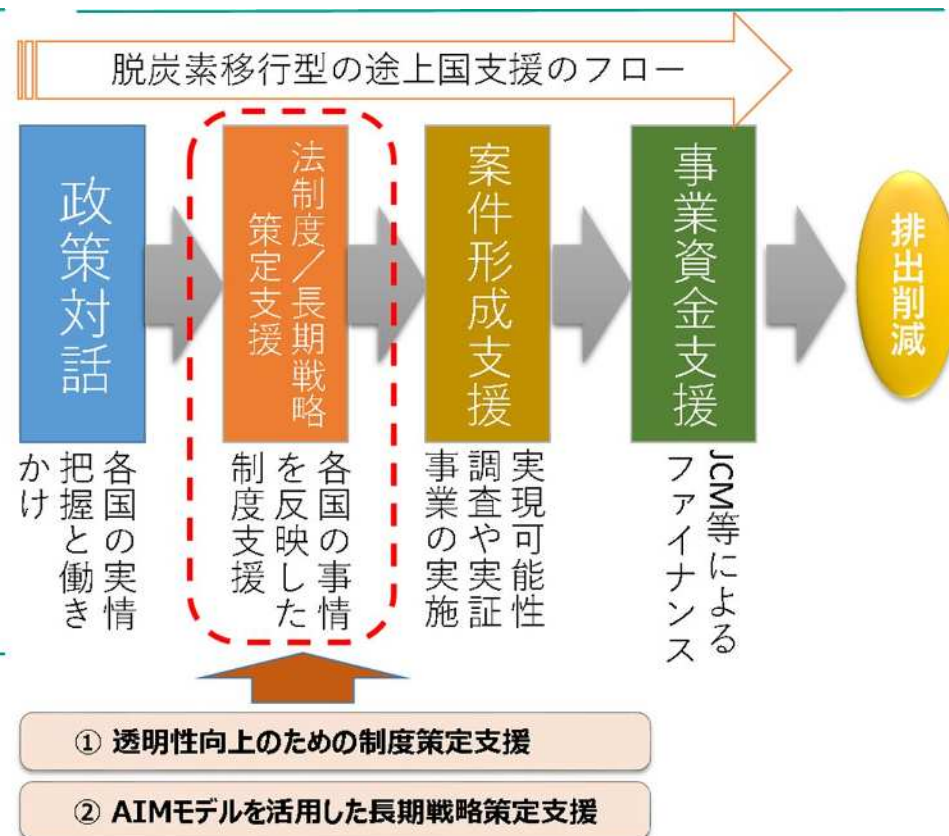
②脱炭素社会への移行の道筋を示す長期戦略が策定・実施されるよう、政策オプションを評価するAIMモデルを活用した政策形成支援（これまで支援してきた国に対しては、現地の自立支援として現地研究者の能力向上に主眼を置いた協力を進めつつ、新たに支援対象国を拡大）。

これらにより、脱炭素に向けた民間部門への指針となる長期戦略の策定を後押しするとともに、透明性向上によりESG投資の促進も期待される。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(2) 海外サプライチェーンの情報開示・人的資本構築支援事業



途上国の現地日系企業のサプライチェーン全体での排出量把握・情報開示等を推進します。

1. 事業目的

国際社会では、様々なステークホルダーが企業に対してCO2排出削減及びその情報開示を求めるようになってきているが、途上国における実際の取組は進んでおらず、現地日系企業の努力が適切に評価されていない。このため、途上国において、現地日系企業のサプライチェーンでの気候関連情報開示と取組推進を通じて、サステナブルファイナンスが普及するための環境整備・理解醸成・人的資本構築を官民一体で推進する。同時に、排出削減に積極的に取り組む現地日系企業の海外ビジネスを支援し国際的な競争力を向上させる。これらを通じ、JCMによる脱炭素インフラ導入を促進する。

2. 事業内容

現地日系企業を核とする途上国のサプライチェーンにおいて、以下の実証を実施する。実証に当たっては、国内における取組の知見・ノウハウ・成果について、途上国の実情に合わせて展開し、途上国関係者の人的資本構築も支援する。本支援の成果は取りまとめ、横展開を推進する。

1. 現地日系企業のCO2排出量見える化等促進事業

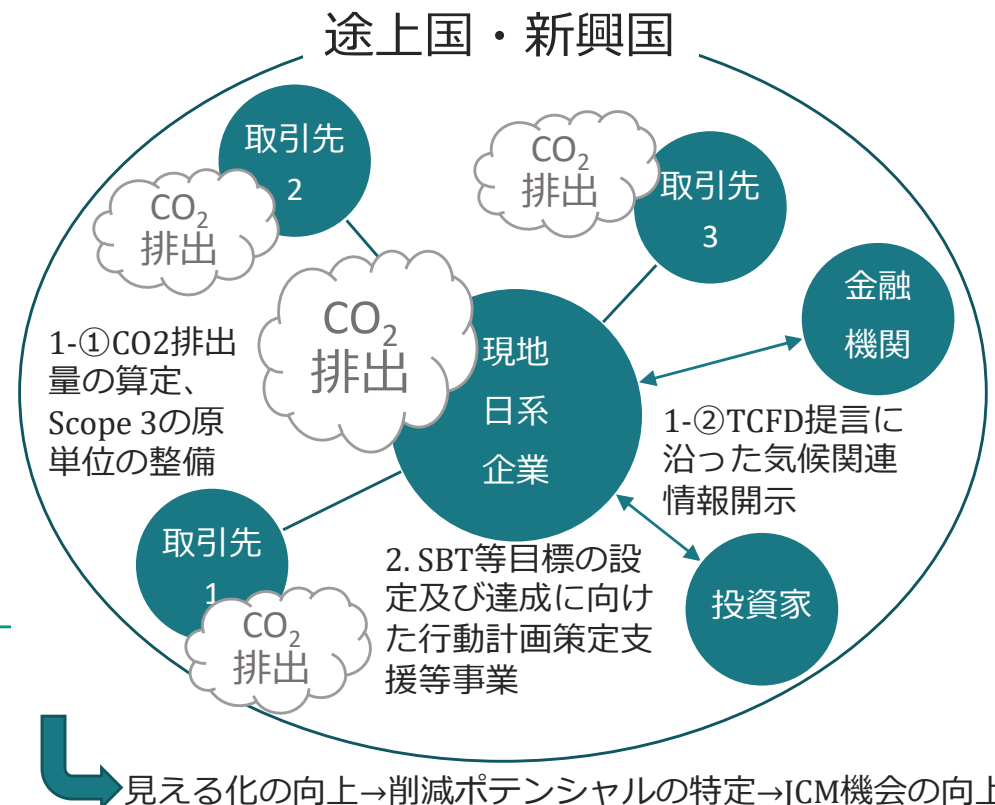
- ① サプライチェーン全体でのCO2排出量の算定、Scope 3の原単位の整備
- ② 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿った金融機関・投資家への気候関連情報開示

2. SBT等目標の設定及び達成に向けた行動計画策定支援等事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和12年度

4. 事業イメージ



アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (3) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業



JCMを含むパリ協定6条（市場メカニズム）に基づくグローバルな「質の高い炭素市場」の早期構築を主導します。

1. 事業目的

- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）については、2022年のCOP27で実施に必要な詳細ルールが決定。他方、市場メカニズムへの理解と実施を促進する国際体制が不十分。このため、COP27で日本主導により「質の高い炭素市場（high integrity carbon market）」の構築に向け、「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げた。2023年G7を契機に国際連携のもとで実施体制を強化し、各国における6条実施の能力構築を推進。
- 我が国として、本パートナーシップの本格的な運用において、JCMの知見を活用しつつ6条実施に向けた能力構築支援及び国際連携を主導し、「質の高い炭素市場」における排出削減プロジェクトの形成・クレジットの創出を図る。

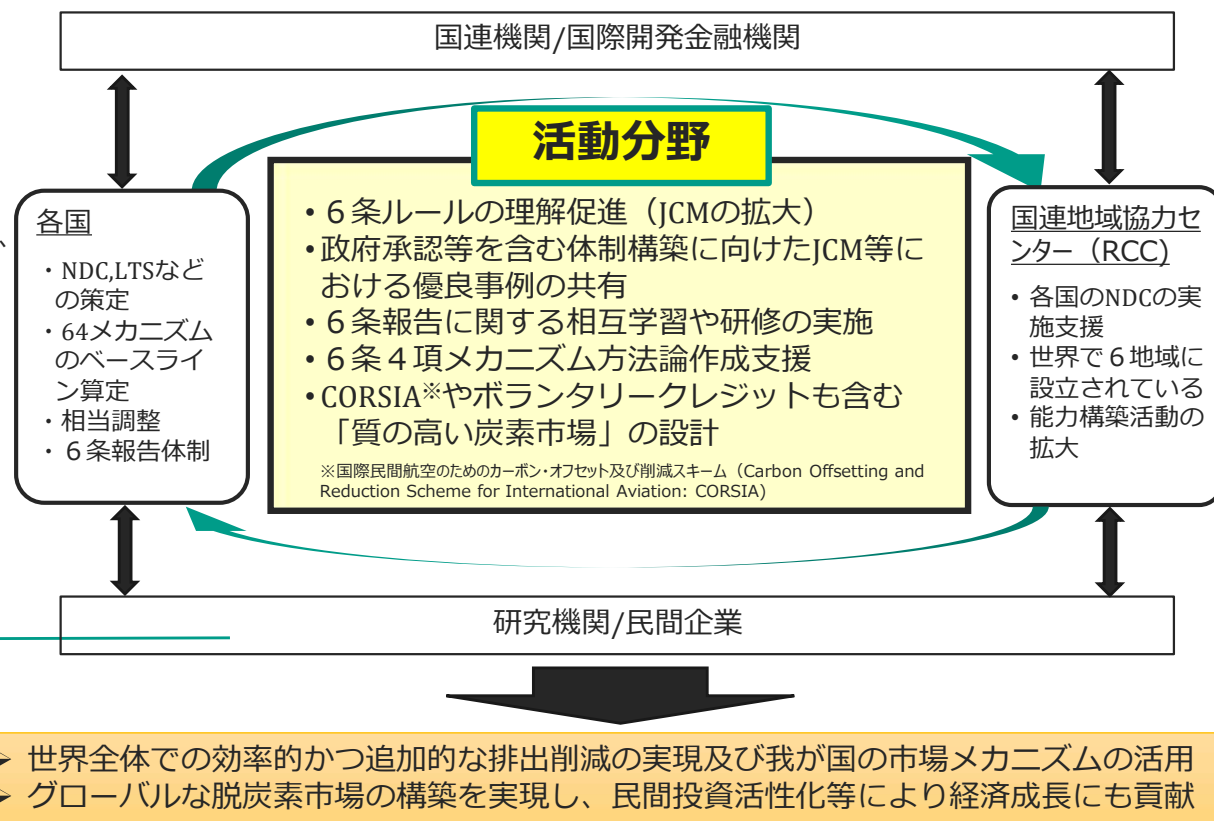
2. 事業内容

- JCMを含むパリ協定6条（市場メカニズム）では、今後、各国による実施状況の国連報告等が必要である一方、各国体制のほか、国際的な支援体制も脆弱。COP27で我が国主導で立ち上げた「6条実施パートナーシップ」を通じ、国際連携のもとで6条実施の能力構築支援を推進する。
- さらに、2023年G7を契機に同パートナーシップの実施体制を強化し、JCMの知見も活用した以下の取組を通じ、「質の高い炭素市場」における排出削減プロジェクト形成等を図り、世界全体での効率的かつ追加的な排出削減及び我が国の市場メカニズムの活用にも貢献する。
 - 国際連携（UNFCCC事務局、国際機関、各国政府）の促進
 - 基盤整備（解説書作成、政府承認体制、各種テンプレート作成）
 - 技術支援（方法論作成など）
 - 情報提供（6条に関するデータの整備と公開など）
 - 人材育成（6条報告、相当調整、第三者検証機関の育成など）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246

(4) 脱炭素都市間連携推進等事業



途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げます。

1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、都市のレイヤーでの協力を推進し、日本のゼロカーボンシティを普及させるとともに、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げる。問題解決のソリューションとして環境インフラの導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

2. 事業内容

脱炭素都市間連携事業

日本の都市と海外の都市との連携を促進して、日本の都市が有する脱炭素化のノウハウ、知見、技術等を海外の都市に共有する協力活動を推進する（令和3年度19件採択。令和4年度20件1次採択（2次採択2件）。この際、各都市の地元企業及び「デジタル田園都市国家構想」の下に推進されているデジタル実装の取組の海外展開を促進する。

脱炭素都市国際フォーラム

脱炭素都市国際フォーラムの開催等を通じて、日本の国・地方協働モデルや都市の脱炭素化に関する好事例・課題等を共有し、脱炭素ドミノの創出を促進する（令和3年度開催したフォーラムには、14か国22都市10機関が参加）。

日米・QUAD連携による脱炭素都市推進に係る協力

第三国の地方の気候行動を促進するための協力活動を推進する。具体的には、日米首脳共同声明（2022年5月）に基づき、「日米グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」（2021年11月立ち上げ）の下の日米第三国協力を推進する。また、QUAD首脳会談（2022年5月）で立ち上げた「地方の気候変動に関するQuadワークショップ」の開催を行い、知見共有の強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



脱炭素都市国際フォーラム2022
（総理ビデオメッセージ）



都市間のハイレベルでの署名
（ノウハウ、技術等の共有）



高効率ポンプ
（ベトナム）



調光調色型高効率
LED照明（タイ）



廃棄物発電
（ミャンマー）

（都市間連携から生まれたJCMプロジェクト約21件）

(5) ①資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済への移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術（廃棄物発電等）の海外展開により、途上国・新興国におけるCO2排出を削減。

2. 事業内容

①PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）（新規）

廃棄物発電等事業の入札条件・ルールを適正化するため、PPPガイダンスの策定・改定、廃棄物の最低発電熱量保証に係るサンプル調査手法の開発、ごみ処理費用の適切な設定方法の開発等を実施。

②廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施。

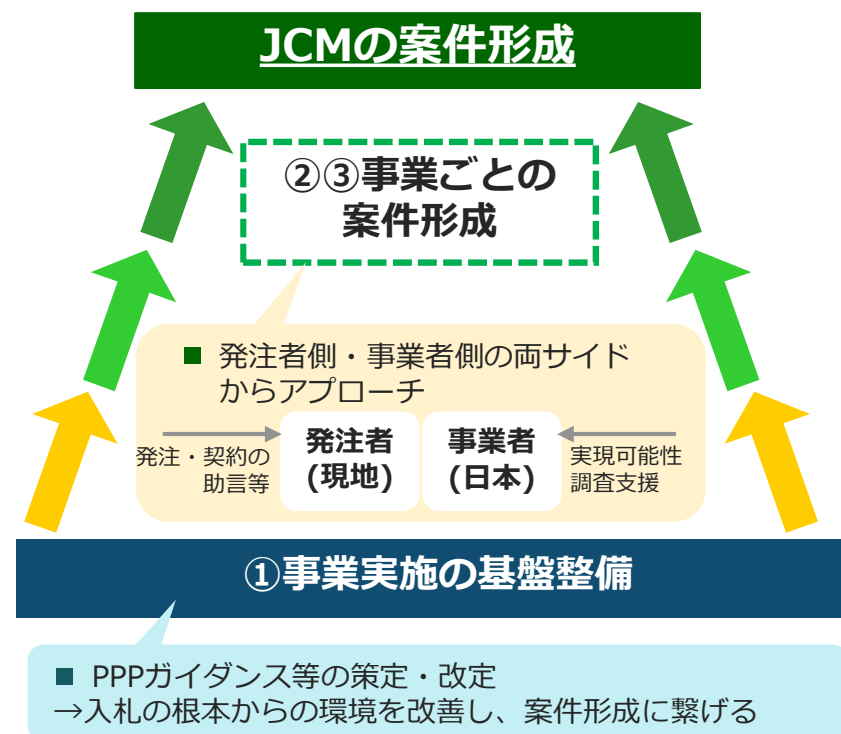
③廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理・リサイクル技術を海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先 民間事業者等 ■ 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (5) ②コベネフィット型環境汚染対策推進事業



コベネフィット型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及を通じたJCMに基づく脱炭素社会の実現を支援。

1. 事業目的

- (1) JCMに基づく温室効果ガス削減事業の展開、気候変動の緩和
- (2) 我が国のコベネフィット※型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及
※環境汚染対策と温室効果ガス削減対策を同時に達成（IPCC第4次報告書、地球温暖化対策計画）

2. 事業内容

コベネフィット型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及

発展途上国においては、深刻な大気汚染の改善が急務であり、これに対処すべく、大気環境の改善と温室効果ガス削減の双方に資するコベネフィット事業を実施する。

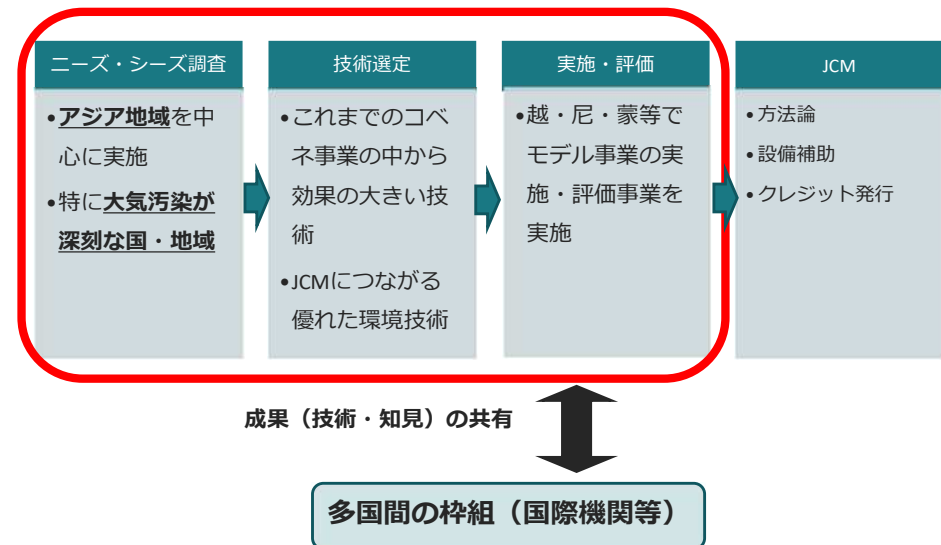
①これまでに実施してきた当該事業の成果のうち、効果の大きかった技術又はJCMにつながる優れた環境技術について、ベトナム、インドネシア、モンゴル等のアジア地域において、モデル事業の実施・評価・普及事業を展開することにより、大気環境の改善のみならず、JCMを活用した脱炭素社会の実現を支援する。

②アジア地域を中心とするJCM登録国で大気汚染が深刻な国・地域において、大気環境の現状調査、事業性評価等の実現可能性調査を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体
- 実施期間 平成26年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 大気環境課/総務課国際協力推進室/環境管理技術室 電話：03-5521-8198



フルオロカーボン・イニシアティブの推進等により、CO2に加えフロン等短寿命気候汚染物質の削減に貢献します。

1. 事業目的

世界的な需要増加傾向にある冷凍空調機器について、我が国は省エネ分野で強み。また、高い温室効果を持つ冷媒フロンについて、使用時漏えい対策や廃棄時回収が実施されている国は限定的。我が国主導の「フルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）」の推進や我が国の高効率ノンフロン機器等の国際展開を通じて、フロンのライフサイクルマネジメントを普及し、CO2削減及びフロン等の短寿命気候汚染物質（SLCP）を国際的に削減、短期的な気候変動対策に貢献する。

2. 事業内容

高効率ノンフロン機器導入拡大等事業

- ① アジア地域を中心とした主要国・地域の市場分析や技術水準の調査等による、我が国の高効率ノンフロン機器国際展開のための戦略を踏まえ、フロンのライフサイクルマネジメントの取組を促すIFL関連ワークショップ等の開催を通じ、本邦企業の高効率機器・質の高いインフラ輸出やJCMクレジット取得につなげる。
- ② 短寿命で高い温室効果を有するSLCPの削減対策の実施は1.5度目標達成に向け効果的。フロンについては、70カ国以上が加盟するCCAC*のクーリングハブにおいて、CCACメンバー国らとの議論に貢献、CCACが行う途上国等の制度整備の支援事業の形成にIFLの取組を効果的に打ち込み、高効率ノンフロン機器等の国際展開の基盤整備に取り組む。

*SLCP削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ
(Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants)

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和2年度～令和12年度 |

4. 事業イメージ

✓ 我が国の技術・経験を活かした、
高効率ノンフロン機器の導入拡大による
エネルギー起源CO2削減



我が国の冷凍空調分野の高効率化・ノンフロン化技術、フロン回収技術

✓ IFL推進等、国際社会でのルールメイキング
による本邦企業の国際展開支援



COP25で設立されたフルオロカーボン・イニシアティブ



【令和5年度予算（案） 493百万円（498百万円）】

我が国のこれまでの経験と技術を活かし、途上国・新興国の環境改善とともに、環境インフラの海外展開を支援。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の実施のため、具体的な技術協力等を進めるとともに、二国間、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。
- ② インフラシステム海外展開戦略2025に基づき、コロナ禍でのインフラの需要増・生活様式の変容を踏まえて環境インフラ海外展開を促進する。

2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
 - ・環境インフラ海外展開プラットフォームを活用した官民連携
 - ・途上国・新興国に対する制度構築からファイナンスまでのパッケージ支援
 - ・環境インフラ技術セミナーなど「ジャパン環境ウィーク」の開催
- 都市間連携によるSDGs実施支援
 - ・我が国の強みとなる技術を活かした途上国・新興国への支援の戦略検討
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
 - ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓協力の強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
 - ・包括的な環境協力覚書の活動の実施、政策対話の開催
- 海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援
 - ・海洋プラスチックごみナレッジ・センターの運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 活用事例

事例1：日本・ベトナム環境ウィーク



令和3年12月にベトナム天然資源環境省と共催の「第2回日本・ベトナム環境ウィーク」において、環境政策対話、セミナー、バーチャル展示・ビジネスマッチを実施。

事例2：第22回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM22）



令和3年12月にTEMM22がオンラインで開催され、三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い、今後5年間の共同行動計画を策定した。

国際メタン排出削減拠出金



【令和4年度第2次補正予算額 400百万円】



優れたメタン排出削減技術等の導入により、途上国のメタンの排出削減を支援します。

1. 事業目的

- ① メタン排出削減技術等の海外展開を促進することで、途上国のメタンの排出削減を支援するとともに、火災、崩落、水質汚染等の都市衛生環境を改善し、地域雇用の創出に貢献する。
- ② 二国間クレジット制度（JCM）を活用したメタン排出削減技術等の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開を促進。

2. 事業内容

欧米が提唱し日本も賛同したイニシアティブである「グローバル・メタン・プレッジ（GMP）」において、世界全体のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減する目標が掲げられており、G7の一員である日本としても、その貢献が求められている。特に、メタン排出抑制につながり、費用対効果も高い準好気性の埋立処分技術等の海外展開を促進することにより、温室効果ガス排出抑制への貢献が期待される。

また、パリ協定の目標達成のため、特にアジアやアフリカの途上国では、社会インフラ整備が急速に進むと考えられ、メタン排出削減技術が導入されたインフラ整備の実施も極めて重要。ADB（アジア開発銀行）・UNIDO（国連工業開発機関）を通じてアジアやアフリカにおけるJCMを活用したメタン排出削減技術等の導入を促進する。

「COP26後の6条実施方針」（令和3年11月環境省発表）では、国際機関と連携した案件形成・実施を進めることとしている。特にADBは令和3年10月、気候変動ファイナンスの目標（2019-2030年）を1千億ドルに引き上げる発表しており、メタン排出削減を含め、気候変動対策が一層拡大する見込み。「新しい資本主義実行計画（令和4年6月閣議決定）」に掲げられた「アジアゼロエミッション共同体構想」やJCMの新たなパートナー国拡大目標を踏まえ、ADB・UNIDOにおけるJCM案件形成を加速化させ、早期のクレジット獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行信託基金、UNIDO
- 実施期間 令和4年度

4. 具体的なイメージ

拠出金を通じて、各国際機関からの情報を取りつつ、具体的な事業につなげていく。



モザンビークの
最終処分場での
大雨による崩落事故



ヤンゴン
のごみ捨て場
火災事故

出典：The Guardian <https://www.theguardian.com/global-development/2018/feb/26/explosion-fatal-rubbish-landslide-mozambique-hulene-dump>

出典：VACヤンゴン会計事務所
<https://vac-mm.com/column/623/>



＜具体的事例＞
準好気性埋立構造（福岡方式）
によるメタン排出削減



お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248

循環産業の海外展開支援基盤整備事業



【令和5年度予算（案） 395百万円（396百万円）】



廃棄物処理・リサイクル等の国際展開により、環境負荷低減・循環経済移行と我が国経済の活性化に貢献します。

1. 事業目的

- ① 途上国の廃棄物発生量は増加傾向にあり、不適切な廃棄物管理は、環境汚染のみならず、途上国の人々の健康・生活に大きな影響をもたらしている。日本が有する優れた廃棄物処理・リサイクル技術等を途上国に展開することで、世界の循環経済移行に貢献しつつ、我が国循環産業を活性化し、経済成長にもつなげることが重要。
- ② アジアを中心とする途上国に対し、我が国の優れた廃棄物・リサイクルシステム等に関する知見・経験・制度・技術・ノウハウをパッケージで展開することで、途上国の環境負荷削減に貢献。

2. 事業内容

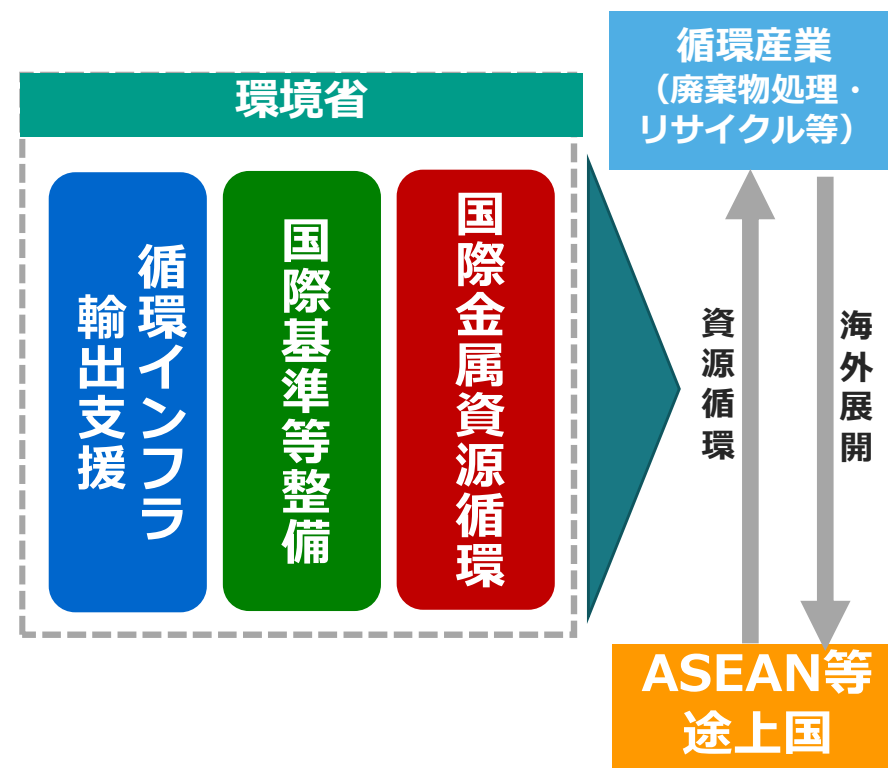
開発途上国では、急激な経済成長により廃棄物由来の環境汚染が大きな問題となっている。我が国はこれまで高度な廃棄物処理システムを築き、資源循環においても先進的な技術やシステムを有している。本事業により、途上国のニーズが高い廃棄物処理・リサイクル等の推進・高度化を支援し、途上国の環境負荷削減に貢献するとともに、循環インフラ輸出等により循環産業の発展及び我が国経済の活性化に貢献する。

- ① 途上国での廃棄物処理等に係る制度構築支援、研修による能力支援、フィージビリティ調査等を通じた日本の循環インフラ輸出の支援
- ② 廃棄物収集、廃棄物固形燃料、浄化槽に関する国際的な基準等の整備
- ③ アジア等から金属資源を含有する廃基板・廃電池等を回収し、日本国内の精錬拠点でリサイクルするための制度構築等の基盤整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

環境省

1. 事業目的

- ①「アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラム」やアジア太平洋 3 R 循環経済白書を活用し、アジア太平洋地域における廃棄物管理・3 R を戦略的に推進する。
- ②「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」の活動によりアフリカ各国における廃棄物管理の向上に貢献する。

1. 「3 R・循環経済推進フォーラム」の開催経費

「アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラム」を開催し、アジア太平洋地域各国における 3 R 関連の事業形成や政策立案を促進する。

2. アジア太平洋 3 R・循環経済白書の策定経費

ハノイ 3 R 宣言等に鑑み、域内の廃棄物や資源循環に関する情報・データ整備
や政策オプションの検討評価を行う白書を作成・出版する。

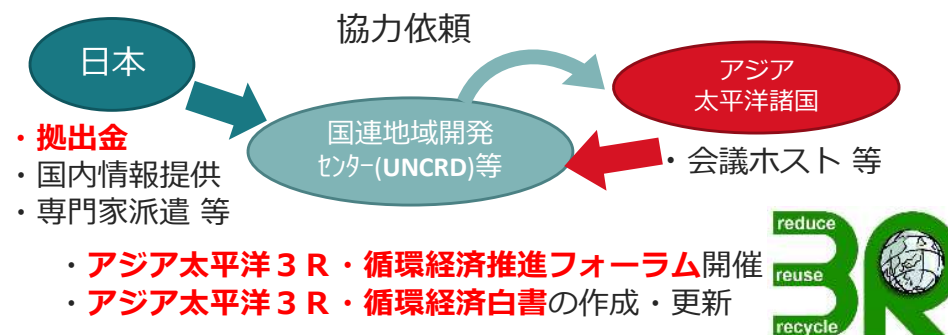
3. アフリカにおける廃棄物管理の向上推進経費

ACCPの事務局を通じて、アフリカにおける廃棄物関連SDGsの進捗評価や福岡方式（我が国発の最終処分場の管理技術）に関するキャパビルを実施する。

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連機関（国連地域開発センター、国連人間居住計画）
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

＜アジア太平洋地域における戦略的な3R・循環経済の推進＞



＜アフリカにおける戦略的な3 Rの推進＞



お問い合わせ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

水俣病総合対策関係経費



【令和5年度予算（案）11,075百万円（11,126百万円）】環境省



すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います。

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- （1）公害医療研究事業
- （2）水俣病検診機器整備事業
- （3）水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和5年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）

2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）

3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室 電話：03-5521-8257

石綿飛散防止総合対策費



【令和5年度予算（案） 68百万円（87百万円）】

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年5月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

（1）アスベスト濃度モニタリング事業（33百万円）

建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

（2）建築物の解体等におけるより効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査（2百万円）

解体等工事の施工や費用等の状況について、令和2年の法改正による影響を調査し、事例・課題を収集する。

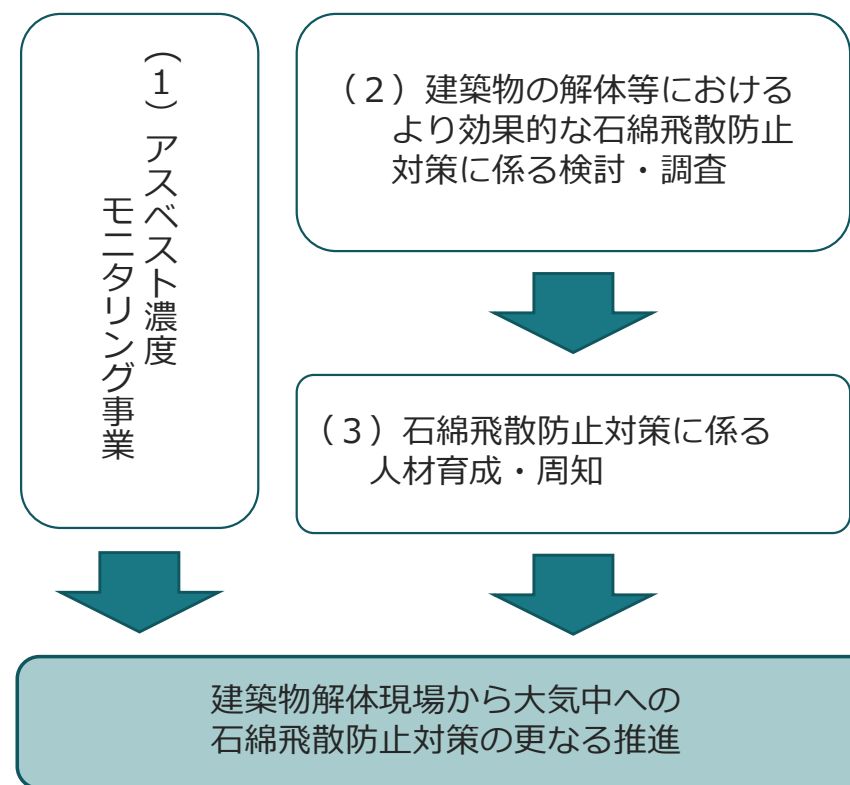
（3）石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知（33百万円）

事業者、自治体職員向けの講習会を開催する。情報サイトを整備し、周知を行う。VRを用いた事前調査研修会を開催し、育成の推進及び周知を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 水・大気環境局 大気環境課 電話：03-5521-8293

石綿読影の精度確保等調査事業



【令和5年度予算（案） 159百万円（159百万円）】

石綿読影の体制整備に向けた調査及び、有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法を検討します。

1. 事業目的

- ① **石綿読影の精度に係る調査**：既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。
- ② **有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査**：石綿のばく露が推定される集団に対する健康管理の在り方について検討するため、追加的な検査を行うことで疾患の早期発見につながるか調査し、知見の収集を行う。

2. 事業内容

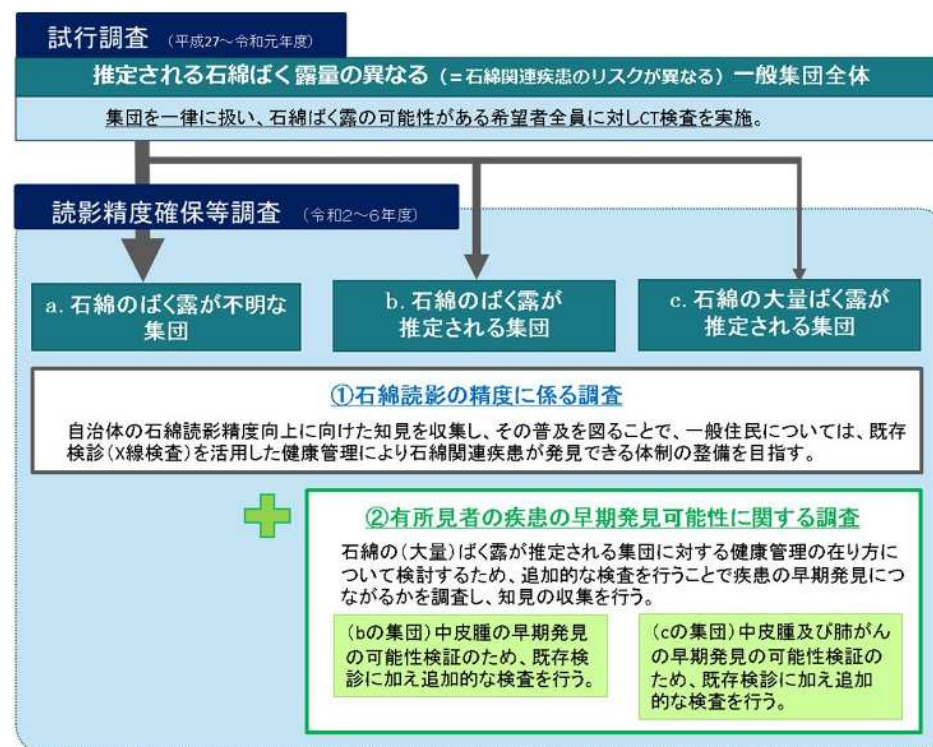
平成27年度～令和元年度に行った石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の最終とりまとめ（以下「最終とりまとめ」）において、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。これを踏まえ本調査では、自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集し、取りまとめる。

また、最終とりまとめでは、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか、現時点で知見が十分ではなく、追加的な検証が必要とされた。そのため、これらの集団を対象に、既存検診に加えて追加的な検査を行い、疾患の早期発見の可能性を検証することで、効果的かつ効率的な健康管理の在り方を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 委託・請負事業 / ② 請負事業
- 委託先・請負先 ① 地方公共団体・民間事業者 / ② 民間事業者
- 実施期間 ①・② 令和2年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6558

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和5年度予算(案) 5,569百万円(5,579百万円)】うち、国立環境研究所運営費交付金 5,439百万円(5,448百万円)環境省
【令和4年度第2次補正予算額 600百万円】

化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ① 10万組の大規模コホート調査として、参加者(親子)の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ② 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

2. 事業内容

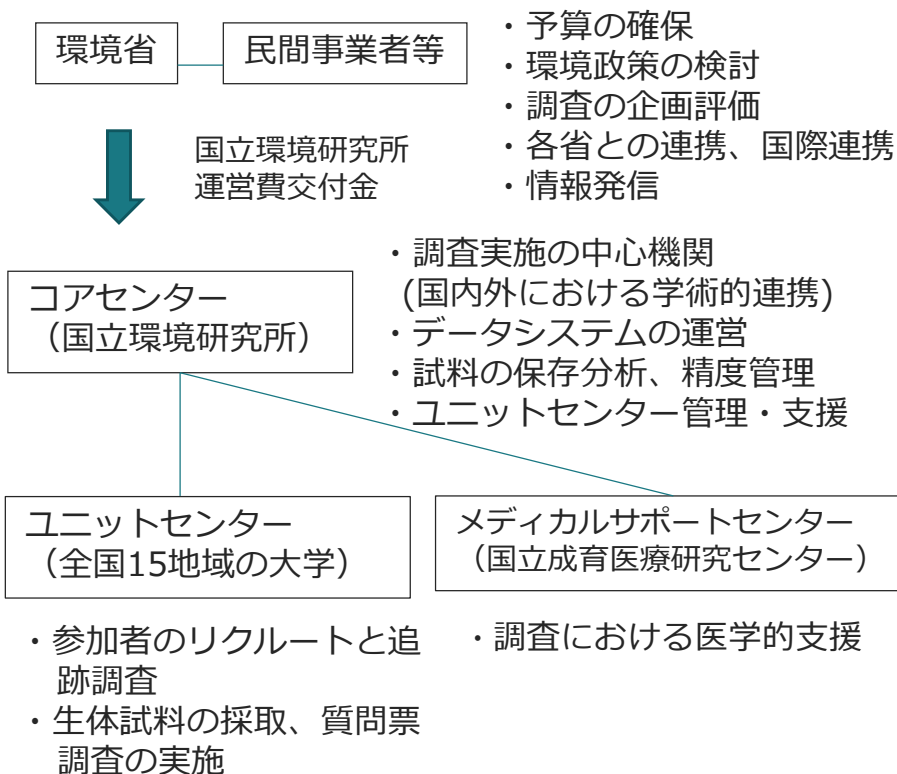
追跡調査を継続するとともに、令和5年度は、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた540万検体以上にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析する。(国立環境研究所運営費交付金)

本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者との連携・コミュニケーションを図るとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。また、調査成果を正しく伝えるための取組を行うとともに、調査結果を活かして、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合えるようにするための機会の充実等に取り組む。(請負事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業：民間事業者・団体
交付金：研究機関
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

化学物質の環境リスク低減対策強化費



【令和5年度予算（案） 215百万円（215百万円）】

化学物質の製造、使用、廃棄などライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減を図ります。

1. 事業目的

- ① 化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組を強化する。
- ② 2024年頃の化審法見直しに向け、今後の化学物質管理の在り方やリスク評価手法について検討を行う。
- ③ 我が国の化学物質管理に関する先進的な手法・制度を国際的に発信する。

2. 事業内容

①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化

化学物質のライフサイクル全体を管理する制度の確立に向けて、その在り方を検討する。また、先進的な化学物質管理を行っている企業の実践を後押しするため、ESG金融と化学物質管理政策の連携に向けて投資における化学物質管理の評価指標を検討する。

②化学物質対策国際連携の推進

OECD加盟国等における化学物質管理施策の動向・運用の実態等及び化学物質の評価手法の相互比較や我が国への導入可能性を調査する。日中韓化学物質管理政策対話の実施を通じて日中韓三カ国の連携・調和を図る。

③上市後化学物質のリスク評価の加速化等

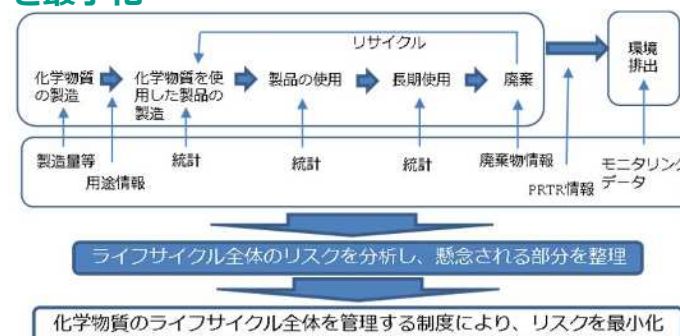
既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

包括的な施策により化学物質のライフサイクル全体のリスクを最小化



化学物質のライフサイクル全体を通じた人と生態系に与えるリスクについて分析し、制度的な穴となっていてリスクが懸念される箇所について、化審法等の課題とそれへの対策を詳細に分析するとともに、企業の自主的な化学物質管理の取組を加速させる政策を並行して検討する。

それらの成果を2024年頃の化審法の見直しに活用するとともに、国際社会に発信する。

お問合せ先：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費



【令和5年度予算（案） 139百万円（新規）】

水環境や土壌環境の汚染により人の健康影響のおそれがある物質等について環境基準等の設定・見直しを行います。

1. 事業目的

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質等について、環境中の存在状況の把握、国内外の科学的知見等の収集を行うとともに、分析手法の検討等を行い、環境基準等の設定・見直しを検討する。

2. 事業内容

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質については、環境中の存在状況や国際的な毒性評価等の知見の充実等を踏まえ、適切な科学的判断の基に、環境基準等の設定・見直しを行い、人の健康影響の未然防止に努める必要がある。特にPFOS及びPFOAをはじめとする有機フッ素化合物については、国内の検出状況や国際的に規制や毒性評価に係る動きが活発化していること等に鑑み、早急な対応が求められる。

主な事業内容については以下の通り。

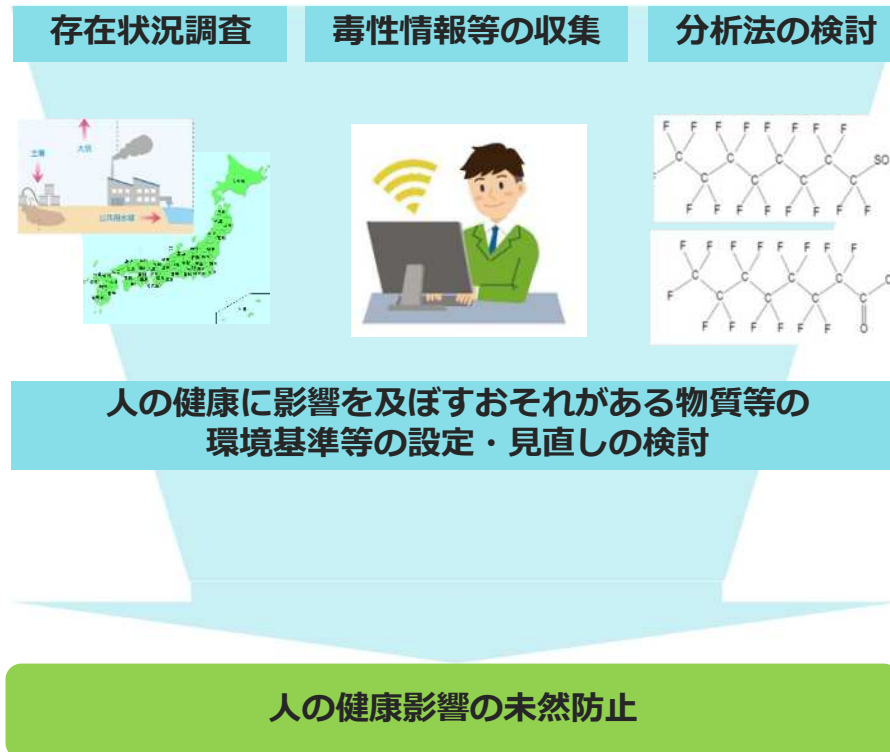
- ・ 有害物質の環境中の存在状況・毒性情報等の調査
- ・ 有害物質（特に有機フッ素化合物）の分析法の検討
- ・ 有害物質に係る環境基準の設定・見直しの検討

また、国際的に知見の集積等が合意された環境中の薬剤耐性菌（AMR）についてもモニタリング調査等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体 等
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局水環境課・土壌環境室 電話：03-5521-8316

海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費



【令和5年度予算（案）208百万円（207百万円）】



海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）のモニタリング調査、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際的な人材育成等により、我が国が率先して海洋ごみ対策を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ① 漂流・漂着・海底ごみのモニタリング調査を継続して実施することで、今後の海洋ごみ対策の基礎データを蓄積する。
- ② 地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体間で連携・協力を強化することで、新たな対策を推進する。
- ③ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、海洋ごみに関する国際動向を適時・的確に把握することで、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める。

2. 事業内容

① <調査> 海洋ごみの発生状況のモニタリング調査

- ・ 海洋ごみの漂流・漂着・海底沈降に係る一連のプロセス全体を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施。
- ・ 内湾等の漁ろう活動が行われている海域での海ごみ実態調査を全国で実施。

② <対策> 漂着ごみ等の削減に向けた連携方策の検討事業

- ・ 我が国の取組みを国内外に発信するため、“プラスチックとの賢い付き合い方”を推進する「プラスチック・スマート」を展開。
- ・ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、地方自治体の海洋・河川へのごみ流出抑制方針（ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン）の策定を促進するとともに、これらと連携した企業やNPO等の取組による新たな事業展開を支援する。

③ <国際協力> アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進

- ・ 地域的・広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。
- ・ 主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムを実施し、実態把握に向けた共同調査を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 電話：03-5521-9025

海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和5年度予算（案） 170百万円（170百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 3,525百万円】



海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

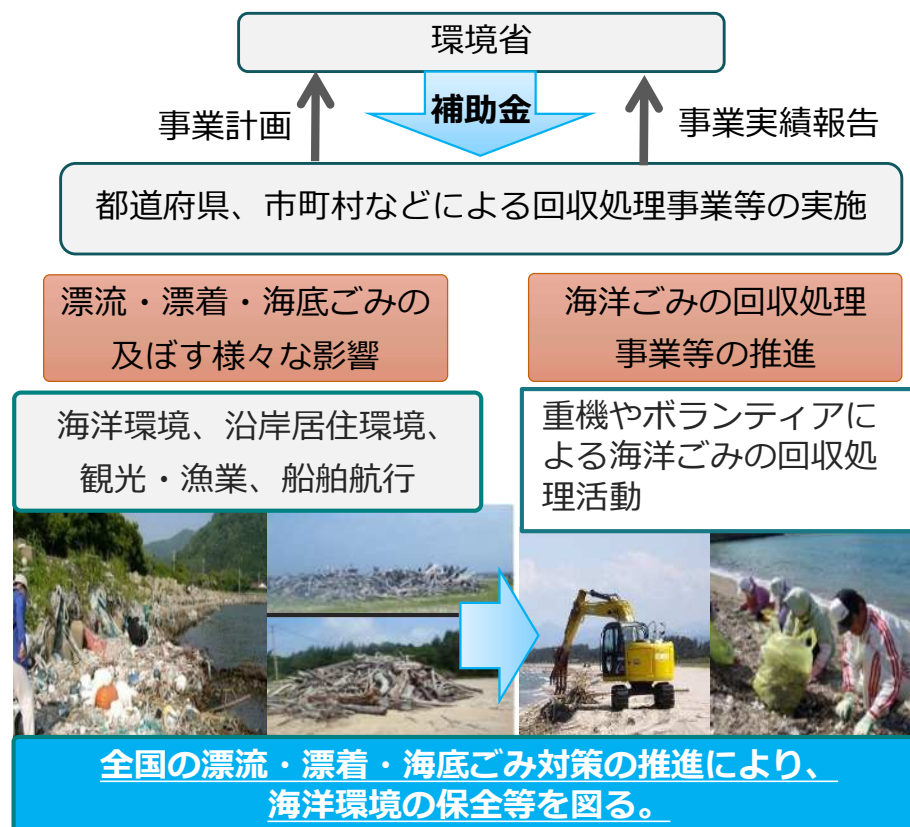
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 電話：03-5521-9025

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度予算（案） 100百万円（10百万円）】 環境省

【令和4年度第2次補正予算額 250百万円】



地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

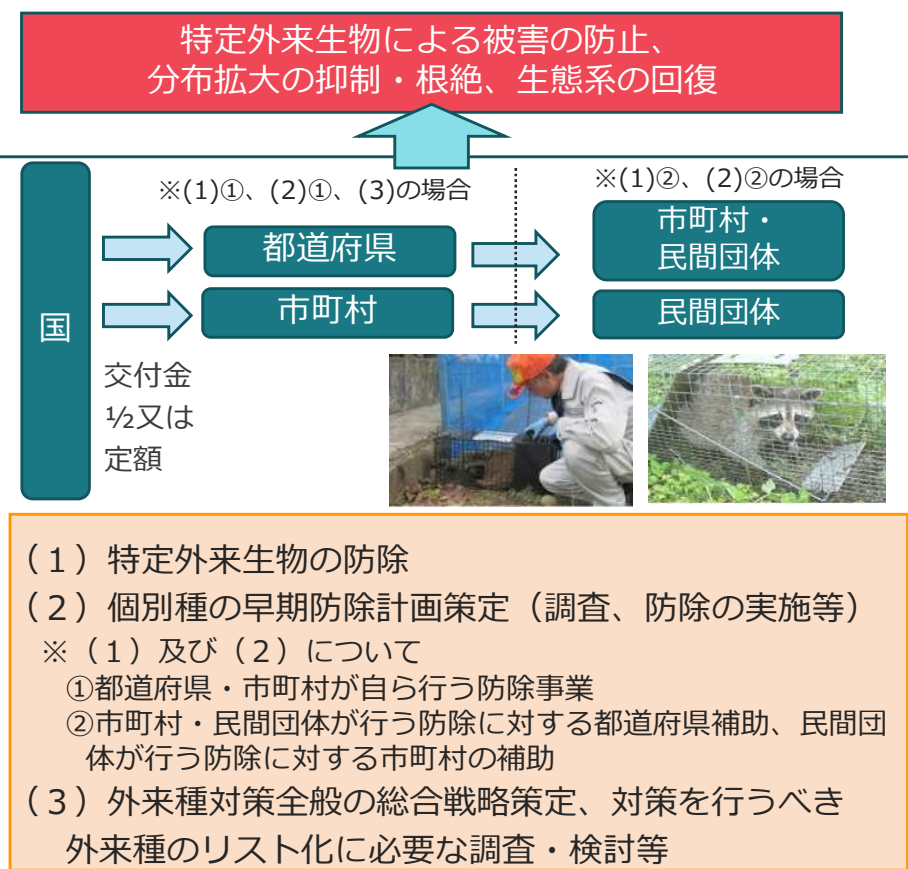
- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話：03-5521-8344

国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）



【令和5年度予算（案） 745百万円（761百万円）】

ヒアリ等の侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討、優先度に応じた防除を実施します。

1. 事業目的

- ① 侵略的外来種の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成
- ③ 生物多様性条約締約国会議で決議された「愛知目標」及び後継目標を達成する。

2. 事業内容

- 特定外来生物等の選定及び調査
 - ・ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、効果的なモニタリング手法検討
 - ・アメリカザリガニ・アカミミガメ等の対策の推進
 - ・専門家による特定外来生物選定会合開催
- 愛知目標及び後継目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討
 - ・非意図的な導入対策に係る調査・検討
 - ・広域定着種の防除に係る専門家派遣や全国戦略検討等
- 侵入初期外来生物緊急防除事業
 - ・最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
 - ・全国65港湾におけるヒアリ調査の強化等
- 特定外来生物防除直轄事業
 - ・生物多様性保全上重要な地域における防除

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～

4. 事業イメージ



**我が国の生物多様性保全
愛知目標及び後継目標の達成**
(侵略的外来種の新規定着の防止、
被害の防止、分布拡大の抑制・根絶、
生態系の回復 等)

お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話：03-5521-8344

指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和5年度予算（案）200百万円（200百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,300百万円】



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

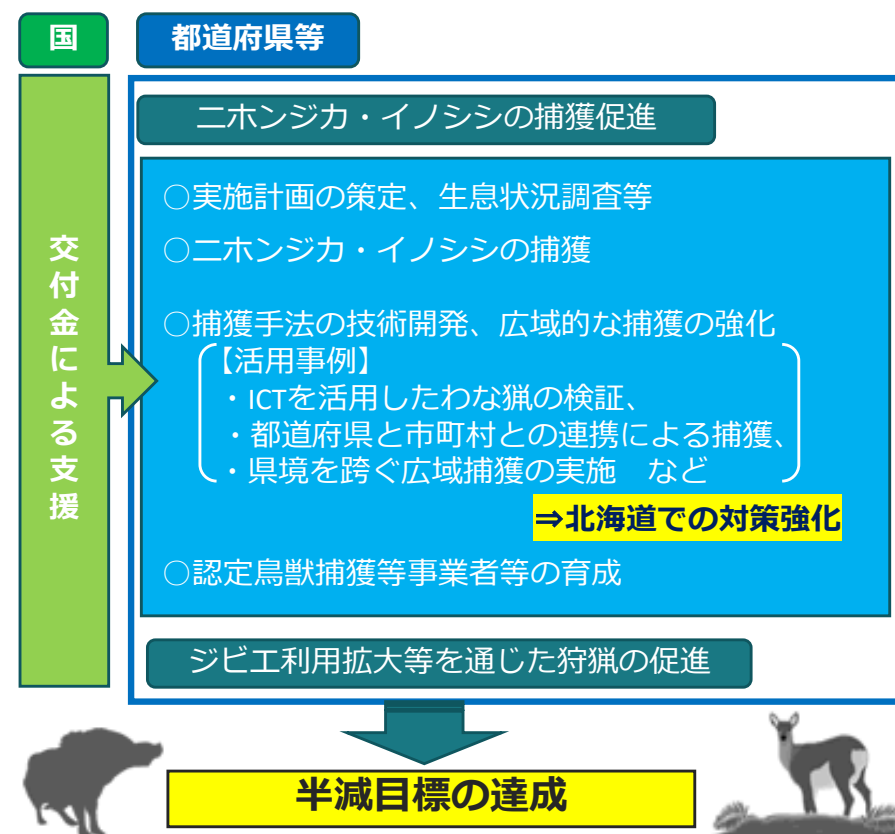
ニホンジカ及びイノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

離島希少種保全対策事業費



【令和5年度予算（案） 99百万円（99百万円）】 環境省

世界自然遺産の価値を支える離島固有の希少種の絶滅を回避するため、横断的な希少種保全対策を強化します。

1. 事業目的

外来種への対策等の横断的な保全対策を抜本的かつ緊急的に強化し、外来種などの脅威に対して脆弱であり、世界自然遺産の核心的な価値である離島に生息する希少種の絶滅を回避する。また、世界自然遺産の管理水準の向上を図るとともに、地域資源としての保全と活用の好循環を図る。

2. 事業内容

世界自然遺産の核心的な価値とされる離島固有の脆弱な希少種を保全するために、外来種による脅威にさらされており、特に緊急的な対策が必要な小笠原諸島、奄美群島等を中心として、各種外来種対策をはじめとする横断的な希少種保全対策を抜本的に強化する。

1. 離島希少種保全のための横断的外来種対策
ノネコ対策：奄美群島固有の生態系の保全
2. 離島希少種の緊急避難としての生息域外保全
 - ①陸産貝類等の緊急生息域外保全
世界自然遺産・小笠原諸島の中心的価値である陸産貝類等の絶滅回避
 - ②絶滅危惧種の生殖細胞・種子等の長期保存の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和13年度

4. 事業イメージ

1. 離島希少種保全のための横断的外来種対策
ノネコ対策（アマミノクロウサギ等固有鳥獣の保全）



2. 離島希少種の緊急避難としての生息域外保全
 - ①陸産貝類等の飼育・繁殖・野生復帰等
 - ②凍結保存等による生殖細胞・種子等の長期保存の手法・体制の検討



生息域外個体群が繁殖途絶したオガサワラシジミ

動物収容・譲渡対策施設整備費補助



【令和5年度予算（案） 174百万円（174百万円）】

自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

1. 事業目的

- ①都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ②災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の推進整備を図る。

2. 事業内容

- (1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- (2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
 - ・動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）…都道府県が引き取った犬猫について令和12年度の殺処分数約2万頭（平成30年度比50%減）を目標。
 - ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。
 - ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。
 - ・整備事業を通して、CO2排出量の削減に資する取組を併せて推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助事業 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



◇災害時におけるペット連れ被災者からの一時預かり拠点施設の整備（避難所では周りの人への配慮とペットの健康管理が必要）

中間貯蔵関連事業



【令和5年度予算（案） 178,646百万円（198,106百万円）】

中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を行います。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

令和5年度においては、安全を第一に地域の理解を得ながら中間貯蔵施設事業を着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業等を実施する。

<主な内訳>

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 22億円
- ・ 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 1,552億円
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 208億円
- ・ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 4億円

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

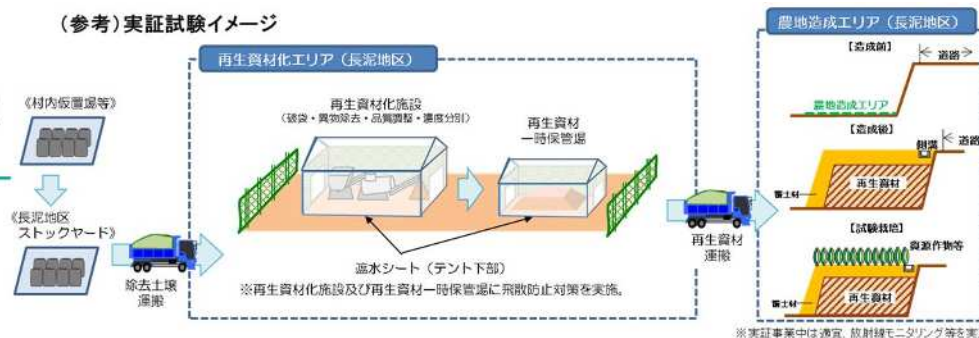


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

(参考) 実証試験イメージ



※実証事業中は適宜、放射線モニタリング等を実施

除去土壌等適正管理・原状回復等事業



【令和5年度予算（案） 16,929百万円（ 27,087百万円）】



面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等

16,292百万円（ 26,450百万円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復等に対する

財政措置

637百万円（ 637百万円）

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

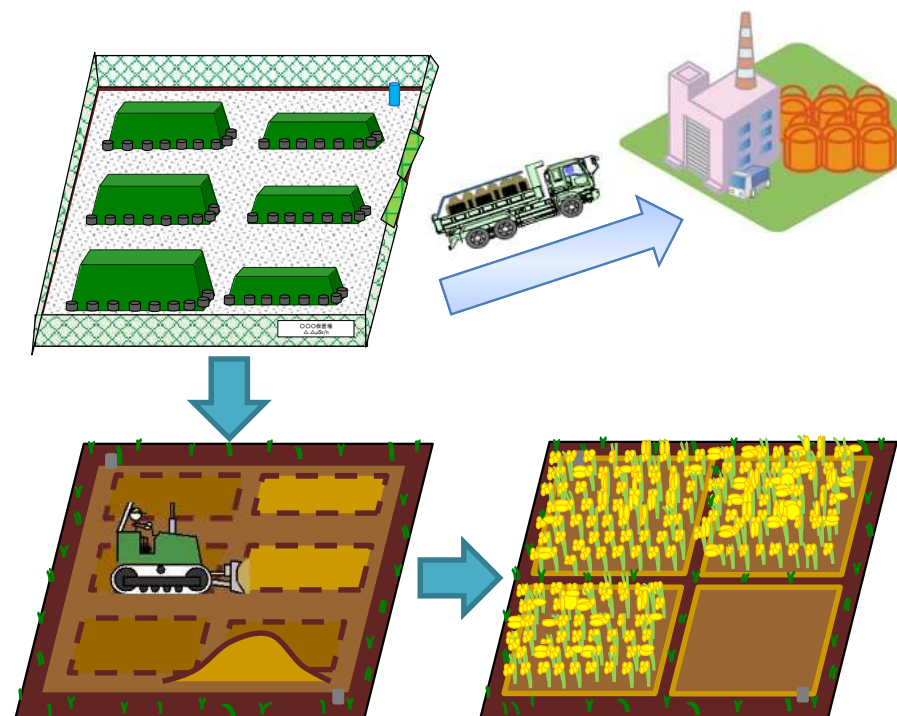
(参考)

令和4年3月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,350箇所のうち約1,300箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



特定復興再生拠点整備事業



【令和5年度予算（案） 43,579百万円（ 44,461百万円）】



特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を行う。

2. 事業内容

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法に基づき、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を実施する。

（参考）

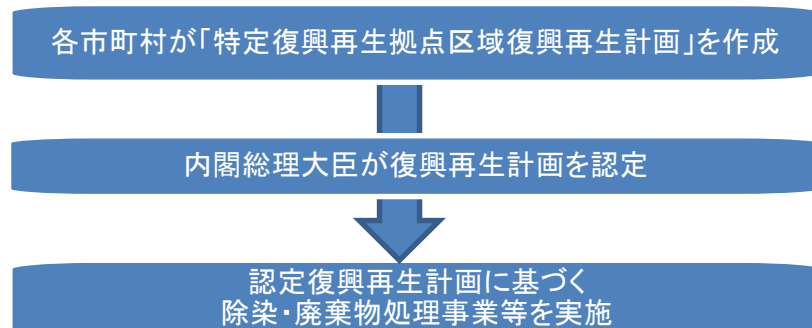
浪江町、富岡町、飯舘村については令和5年春の避難指示解除に向けて、除染や家屋等の解体を実施。

（葛尾村は令和4年6月12日に、大熊町は同月30日に、双葉町は令和4年8月30日に避難指示解除済み。）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ



【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室、電話：03-5521-9267 特定廃棄物対策担当参事官室、電話：03-5521-9093

放射性物質汚染廃棄物処理事業等



【令和5年度予算（案） 72,993百万円（63,776百万円）】



放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

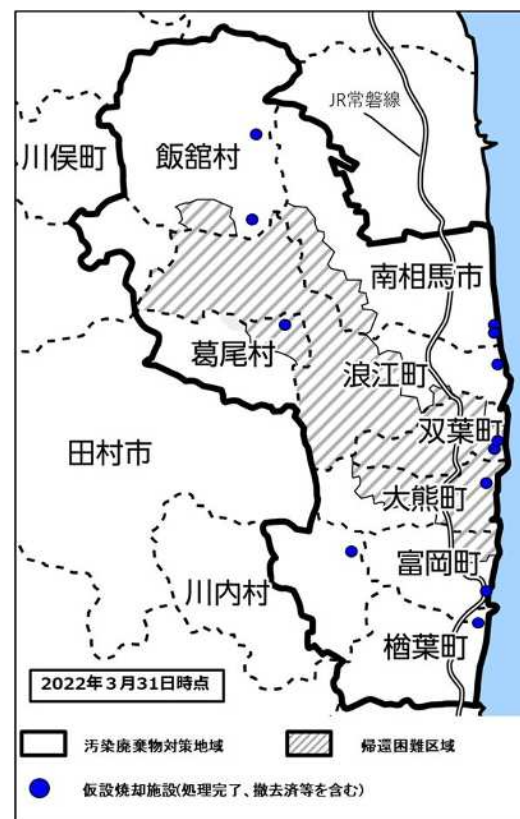
2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **36億円**
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物の処理 **256億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **422億円**
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **14億円**
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **2億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業等
- 請負先、補助対象 民間事業者、地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 電話：03-6457-9098

東日本大震災被災地における環境モニタリング調査



【令和5年度予算（案） 851百万円（ 755百万円）】



東日本大震災被災地における放射性物質等の環境モニタリング調査を実施します。

1. 事業目的

- ① 東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所から放出された放射性物質に係るモニタリングに加え、ALPS処理水の海洋放出に係る海域環境モニタリングを行う。
- ② モニタリング結果を発信し、国民の安心の確保に資する。

2. 事業内容

「総合モニタリング計画」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき以下の調査を実施する。

- ① 公共用水域放射性物質モニタリング調査
 - ・ 発電所災害に伴う放射性物質モニタリング調査：福島県及び近隣県公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質（セシウム等）のモニタリング及び挙動等の検討を行う。
- ② 地下水放射性物質モニタリング調査
 - ・ 福島県及びその近隣県について、地下水における放射性物質の存在状況を経年的に把握するため、モニタリング調査を行う。
- ③ 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
 - ・ 津波等の被害にあった地域における有害物質や放射性物質による海洋の汚染状況を経時的に把握するため、モニタリング調査を行う。
- ④ ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度(一部23年度補正)～

4. 事業イメージ

■ 調査範囲（地点図は別紙のとおり）・調査頻度

- ① 公共用水域放射性物質モニタリング調査
 - ・ 発電所災害に伴う放射性物質モニタリング調査
 - 水質・底質：福島県及び近隣8都県の河川、湖沼沿岸（年2～10回）
 - 水生生物：福島県を中心とした河川、湖沼、海域（年3回）
- ② 地下水放射性物質モニタリング調査
 - 福島県及び近隣6県の地下水（福島県は年1～4回、その他の県は年1回）
- ③ 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
 - 福島県、宮城県、岩手県の海域（年1回）
- ④ ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査
 - 福島県及びその周辺の沿岸海域

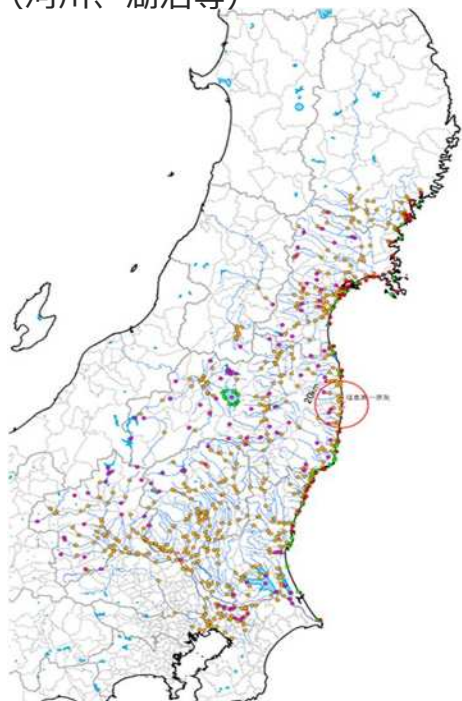
お問合せ先： 環境省水・大気環境局水環境課 電話：03-5521-8306、海洋環境室 電話：03-5521-8314、地下水・地盤環境室 電話：03-5521-8309

東日本大震災被災地における環境モニタリング調査

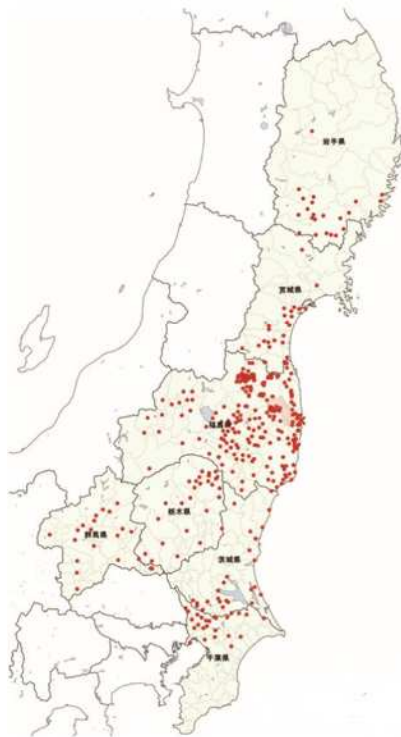
モニタリング調査地点図

①公共用水域

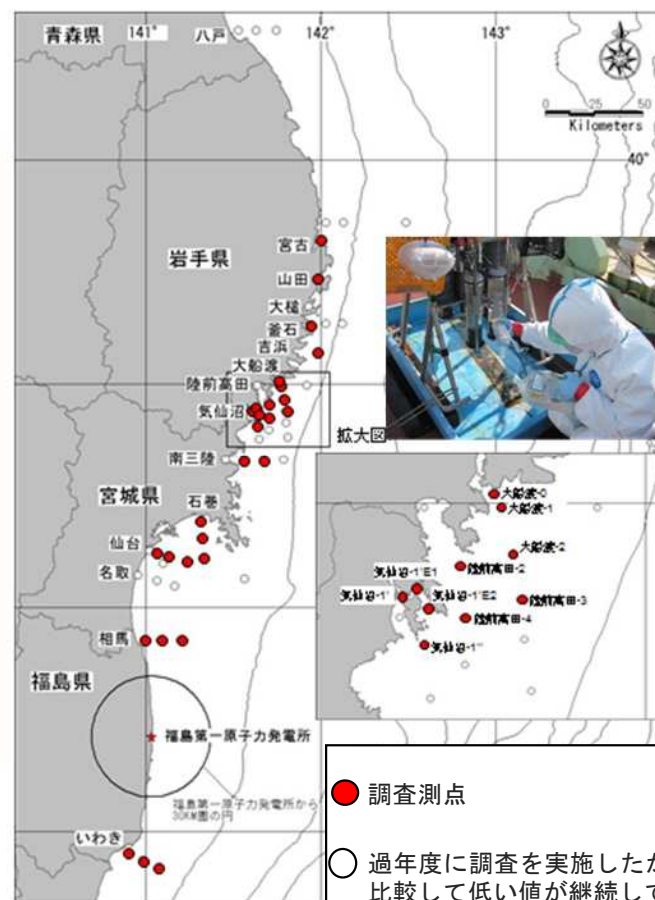
- ・発電所災害に伴う放射性物質
モニタリング調査
(河川、湖沼等)



②地下水



③海洋



- ④ALPS処理水放出に関連する
放射性物質モニタリング調査
福島県及びその周辺の沿岸海域



放射線健康管理・健康不安対策事業費



【令和5年度予算（案） 1,153百万円（1,171百万円）】



研究事業等を通じて、原子力被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会によるリスクコミュニケーション等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺検査に係る検査者等の育成を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等を行うとともに、風評払拭を図るための正確で効果的な情報発信を行う。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の一部先行解除を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和5年度は上記4事業の着実な実施に加え、以下の2点を強化します。
 - ① 学びの場・発信の場を積極的に展開し、本事業を発信する人材を育成するとともに、対象者に応じた情報発信を行う。
 - ② 福島県内外の大学や企業と連携し、放射線の健康影響に関する情報のアップデートを行うことにより、風評による差別・偏見の払拭を目指し、「誰一人取り残されることのない」持続可能な社会作りを実施する。

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|-----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業/請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成29年度～ |

4. 事業イメージ

【調査研究(公募)】

- ① 放射線健康管理に資する線量評価に関する研究
- ② 事故に係る身体面・心理面の健康影響及びそのメカニズムに関する研究
- ③ 事故による放射線不安への対策に資する研究 等

【リスクコミュニケーション事業】

- ① 自治体職員等への研修等
- ② 住民セミナー等を通じた住民の不安対策
- ③ 相談員支援センターによる支援

【甲状腺検査の充実等】

- ① 甲状腺検査に係る人材育成
- ② 甲状腺検査実施機関の質的・量的な拡充支援

わかりやすい科学情報を国内外へ発信

基礎資料の改訂と
情報発信



学びの機会・
発信の機会の提供



・ワークショップの開催等

住民等の
健康確保
不安解消

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 電話： 03-5521-9248

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



【令和5年度予算（案） 500百万円（500百万円）】



福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

2. 事業内容

（1）「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO2削減効果のある再生可能エネルギーや廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS（フィージビリティ・スタディー：実現可能性調査）事業を実施する。

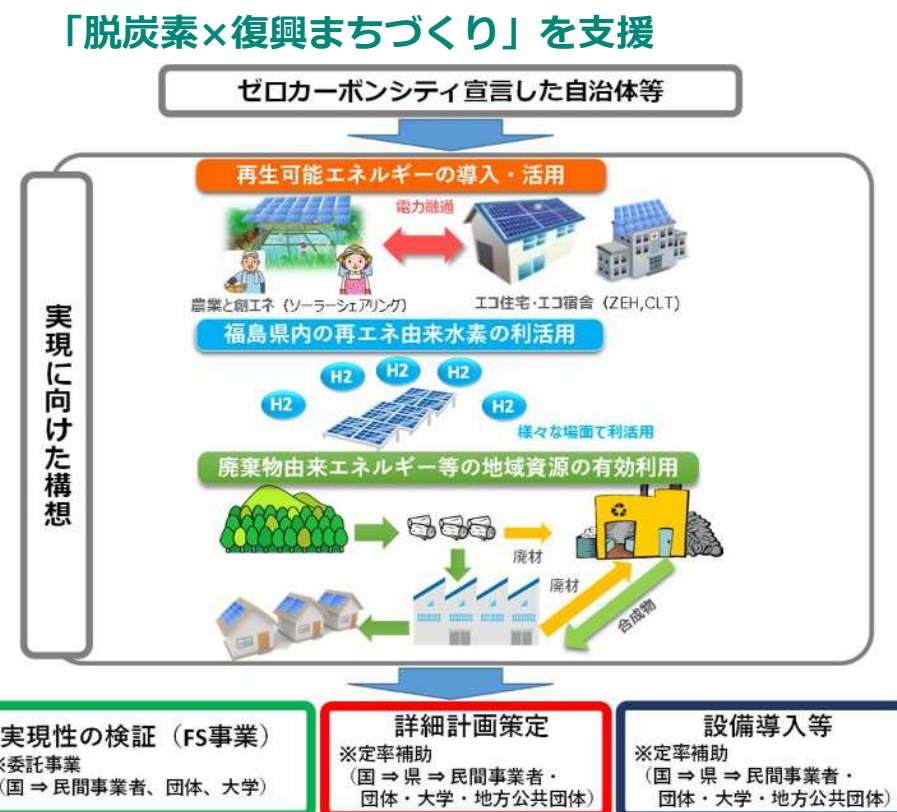
（2）「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - （1）委託事業
 - （2）計画策定補助（2/3 上限1,000万円）、導入等補助（1/3、1/2、2/3、3/4）
- 委託先・補助対象
 - （1）民間事業者・団体・大学
 - （2）民間事業者・団体・大学・地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

(参考) 令和5年度環境省重点施策 SDGs17のゴールとの関連一覧

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
<重点施策本文掲載事業>																	
1. 時代の要請への対応 ～新しい資本主義実現に向けた環境と経済の好循環～																	
1－1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組																	
(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジションの推進																	
① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施の加速化																	
地域脱炭素の推進のための交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金) 【エネ特】 【一部GX】							◎	○	○		◎	○	◎				○
地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業) 【エネ特】							◎	○	○		○		◎				○
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援 (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業) 【エネ特】							◎		○		○		◎				
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援 (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業) 【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				○
② 民間資金を活用した脱炭素型社会インフラの整備、中小企業をはじめとするサプライチェーン全体での脱炭素経営促進																	
(新) 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進 (株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投資促進事業)							◎	○	○		○	○	◎				○
(新) サプライチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化(サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業) 【エネ特】							◎	○	○			○	◎				○
中小企業をはじめとするサプライチェーン全体の脱炭素移行に向けた工場・事業場における先導的な脱炭素化取組の推進 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業)) 【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				
(新) コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進 (コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業) 【エネ特】							◎		○				◎				
物流に関わる空港、港湾、海事などの脱炭素化の促進(空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業) 【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				○
(新) グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備 (グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業) 【エネ特】							◎	○	○		○		◎				
ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信(ESG金融実践促進事業) 【エネ特】							◎		○		○		◎				
③ くらしの転換を通じた需要側からの経済社会システムの変革																	
住宅のZEH・省CO2化促進 (集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業) 【エネ特】			○				◎				◎		◎				
断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援【GX】 ※補正のみ			○				◎	○	○		◎		◎				
建築物のZEB・省CO2化促進(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業) 【エネ特】	○		○				◎	○	○		◎		◎		○		
(新) 商用車の電動化促進事業【GX】							◎	○	○		○	○	◎				
再エネ×電動車の同時購入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】 ※補正のみ							◎	○	○		○	○	◎		○		○
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進(食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費)		○		○				○	○			◎	○				○
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 (使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業)							○		○			◎	○	○	○		○
脱炭素型ライフスタイルへの転換促進 (ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業) 【エネ特】							◎				◎	○	◎			○	○
脱炭素型ライフスタイルへの転換促進 (ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業) 【エネ特】			○			○	◎	○	○		◎	○	◎	○	○		○

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
④ 自立した国産のエネルギー源である再エネ導入推進のための基盤づくり																			
再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備 （再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業）【エネ特】								◎		○		○		◎					
事業性評価等を通じた浮体式洋上風力発電の早期普及促進 （浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業）【エネ特】								◎	○	○				◎	○				
洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等 （洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業）【エネ特】								◎		○				◎	○	○			
⑤ 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素移行に必要な先導技術の早期実証・社会実装の推進																			
(新)	化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎	○				
	再エネ等から製造した水素の利活用推進（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎					
	CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築 （CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業）【エネ特】							○	○	○				◎	◎				
	潮流発電の実用化技術確立や商用展開に向けた実証（潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業）【エネ特】							◎		○		○	○	◎	○				
	ボトムアップ型の脱炭素技術シーズ開発・実証 （地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業）【エネ特】							○		○		○		◎				○	
	革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化 （革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業）【エネ特】							○		○				◎					
	脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証 （地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎					
(2) 成長志向型カーボンプライシングの取組																			
カーボンプライシング調査（カーボンプライシング調査事業）【エネ特】								○	○	○		○		◎					
J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】								○		○		○	○	◎					
(3) 森林吸収源対策等の推進																			
温室効果ガスインベントリの管理（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】								○		○		○	○	◎					再掲
J-クレジット制度の運営・促進（温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部）【一部エネ特】								○		○		○	○	◎					再掲
30by30達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進（国立・国定公園新規指定等推進事業費）															◎	◎			
民間取組の認定等によるOECM促進（OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業）												○	○	○	◎	◎		○	
(4) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進																			
熱中症対策の推進（熱中症対策推進事業）		○		◎	○							○		○				○	
気候変動影響評価・適応の推進（気候変動影響評価・適応推進事業）			○	○		○				○		○		◎	○	○		○	
1-2. 炭素中立型経済社会と循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成																			
(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化																			
(新)	プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化 （プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎	○			○	
	化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎	○				再掲
プラスチック資源循環の推進（プラスチック資源循環等推進事業費）								○		○		○	◎	○	○	○			
リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務												○	◎						
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進（食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費）			○		○				○	○			◎	○				○	再掲

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項																		
ファッションロス削減等によるサステナブル・ファッション等の促進 （使用済み製品等のリユース及びサステナブルファッション促進事業）							○		○			◎	○	○	○		○	再掲
（２）レジリエントな廃棄物処理体制の構築																		
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討						○	○		○	○	◎		○				○	
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】			○			○	○		○		○	◎	○	○				
浄化槽の整備【一部エネ特】						◎	○		○		○		○					
PCB廃棄物の適正な処理の推進等			○			○						◎						
産業廃棄物の不法投棄等の原状回復措置の推進（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金）						○						◎		○				
デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創成実証事業 （デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業）【エネ特】							○	○	◎		○	○	◎	○			○	
１－３．炭素中立型経済社会と自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成																		
（１）生物多様性国家戦略に基づく30by30目標や自然資本に配慮した経営等の実現																		
30by30達成に向けた国立・国定公園の新規指定等の推進（国立・国定公園新規指定等推進事業費）															◎	◎		再掲
国立公園等内の自然環境保全上特に重要な民有地の国有地化（特定民有地買上事業費）			○	○									◎		◎			
民間取組の認定等によるOECM促進（OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業）											○	○	○	◎	◎			再掲
生物多様性「見える化」（自然環境保全基礎調査費）			○				○						○	◎	◎		○	
自然生態系を活用した社会課題への対応推進（自然生態系を活用した社会課題への対応推進費）						○					○		○		◎			
経営に関する生物多様性・自然再興の国際的枠組推進（生物多様性と経済に係る国際枠組に関する実施及び交渉支援費）									○			○	○	◎	◎		○	
生物多様性国家戦略に基づく取組の推進（生物多様性国家戦略推進費）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	
（２）自然を活用した地域活性化の推進																		
国立公園満喫プロジェクト等の推進（自然公園等事業費を含む）【一部エネ特】【一部旅客税】			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	◎		○	
IoTを活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進 （地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業）【エネ特】（再掲）							○	○	○		○	○	◎		○		○	
里山未来拠点の形成支援（生物多様性保全推進支援事業）								○			○			○	◎		○	
(新) 良好な水循環・水環境創出活動推進事業				○		◎					○	○		○	○		○	
豊かさを実感できる海の再生（豊かさを実感できる海の再生事業）													○	◎				
１－４．GXと相乗効果を発揮する重点投資分野での取組																		
○ GX×「人への投資」																		
地域脱炭素のための人材づくり支援（地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業の一部） 【エネ特】							◎	○	○		○		◎				○	再掲
(新) 地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材の育成（サプライチェーン全体での脱炭素経営実践普及・高度化事業の一部） 【エネ特】							◎	○	○			○	◎				○	再掲
○ GX×「科学技術・イノベーションへの投資」																		
環境政策への貢献・反映を目的とした研究開発の推進（環境研究総合推進費関係経費）	○	○	○			○	○	○	◎		○	○	○	○	○			
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化 （革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業）【エネ特】							○		○				◎					再掲
脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証（地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業） 【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎					再掲

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項	1 人々の 健康と 福祉	2 質的 環境	3 気候変動 対策	4 資源の 持続可能な 消費と生産	5 ジェンダー 平等	6 清潔な 水と衛生	7 エネルギー の持続可能な 消費	8 産業、 イノベーション と雇用	9 産業、 イノベーション と雇用	10 人や国の 不平等	11 持続可能な 都市と地域	12 持続可能な 消費と生産	13 気候変動 対策	14 海洋資源 の持続可能な 利用	15 陸域生態系 の持続可能な 利用	16 平和と 公正な 社会	17 パートナー シップ	
○ GX×「スタートアップへの投資」																		
イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発の支援 (イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)		○	○			○	○	○	◎		○	○	○	○	○			
環境政策への貢献・反映を目的としたスタートアップによる技術開発の実証・実用化の推進 (環境研究総合推進費関係経費の一部)		○	○	○		○	○	○	◎		○	○	○	○	○			再掲
脱炭素化を目指すスタートアップへの支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部) 【エネ特】							○		○		○		◎				○	再掲
○ GX×「デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資」																		
デジタル技術を活用した工場等のリアルタイムモニタリングの推進(ICT等を活用した公害防止管理のスマート化検討費)			◎	○					○									
デジタル田園都市国家構想に資するデータセンターの再エネ活用等推進 (民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業の一部) 【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				○	再掲
1ー5. G7日本開催を契機とした世界・アジアのSDGs達成への貢献																		
(1) G7日本開催を契機とした環境外交での主導的な役割の発揮																		
(新) 2023年G7気候・環境関連大臣会合開催経費		○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
生物多様性条約等拠出金(SATOYAMAイニシアティブ等)		○										○		◎	◎		○	
海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備(海洋プラスチックごみ総合対策費)									○		○	○	○	◎			○	
GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化 (GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等) 【一部エネ特】							○		○		○		◎			○	○	
パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施(国連大学拠出金の一部)	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献する途上国の包括的な脱炭素移行支援																		
脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)の推進 (脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業) 【エネ特】		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	◎				○	
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備(アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業) 【エネ特】		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	◎				○	
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進(環境国際協力・インフラ戦略推進費)	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	◎	○	○		○	
国際メタン排出削減拠出金 ※補正のみ		○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎				○	
循環産業の海外展開支援基盤整備(循環産業の海外展開支援基盤整備事業)		○	◎	○	○	○	○	○	◎		○	◎	◎				○	
アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金						○					○	◎		○	○			
気候変動影響評価・適応の推進(気候変動影響評価・適応推進事業)		○	○		○				○		○		◎	○	○		○	再掲
2. 不変の原点の追求 ～公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～																		
2ー1. 人の命と環境を守る基盤的取組																		
(1) 公害等の健康被害対策と生活環境保全																		
水俣病総合対策関係経費			◎								○		○	○				
石綿飛散防止総合対策の推進(石綿飛散防止総合対策費)			◎								◎	○						
石綿読影の精度確保等に関する調査の推進(石綿読影の精度確保等調査事業)			◎															
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)			◎										○					
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援(化学物質の環境リスク低減対策強化費の一部)			◎			○							○					
(新) 水・土壌環境中の有害物質(PFAS等)対策の推進(水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費)			○			◎							○		○			

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項	1 人々の 健康と ウェル ビーイング	2 質の高い 雇用と 経済的繁 栄	3 持続可能な 開発のための エネルギー	4 質の高い 教育と 職業訓練	5 ジェンダー 平等	6 持続可能な 都市と コミュニティ	7 持続可能な 消費と 生産	8 持続可能な 産業、 雇用と イノベーション	9 持続可能な 消費と 生産	10 公平な 社会と 経済	11 持続可能な 都市と コミュニティ	12 持続可能な 消費と 生産	13 気候変動 対策	14 持続可能な 消費と 生産	15 陸域生態系 の持続可能な 管理	16 平和と 正義	17 持続可能な パートナーシップ	
（２）良好な環境の創出																		
(新) 良好な水循環・水環境創出活動推進事業				○		◎					○	○		○	○		○	再掲
豊かさを実感できる海の再生（豊かさを実感できる海の再生事業）													○	◎				再掲
ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョンの推進（海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費）												○		◎			○	
海岸漂着物等に関する地域対策の推進（海岸漂着物等地域対策推進事業）									○		○	○	○	◎			○	
（３）外来生物対策や鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等																		
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等（外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業）											◎		○	○	◎		○	
ニホンジカ・イノシシの捕獲事業支援（指定管理鳥獣捕獲等事業費）		○									○				◎			
離島における希少種の保全対策の推進（離島希少種保全対策事業費）											○		○		◎		○	
動物収容・譲渡対策に関する施設整備の支援（動物収容・譲渡対策施設整備費補助）			○				○				◎		○		○			
２－２．東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組																		
（１）環境再生に向けた取組等の着実な実施																		
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等（中間貯蔵関連事業）【復興特】								○			◎	○			○		○	
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施（除去土壌等適正管理・原状回復等事業）【復興特】								○			◎	○			○		○	
特定復興再生拠点の整備に必要な除染等の実施（特定復興再生拠点整備事業）【復興特】								○			◎	○			○		○	
放射性物質汚染廃棄物の処理等（放射性物質汚染廃棄物処理事業等）【復興特】								○			◎	○			○		○	
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査（ALPS処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む）【復興特】						◎								◎			○	
（２）未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～																		
放射線の健康影響の風評払拭を目指した取組の推進（放射線健康管理・健康不安対策事業費）			◎							◎	○					○		
「脱炭素×復興まちづくり」の推進（「脱炭素×復興まちづくり」推進事業）【エネ特】							◎				○		◎					
国立公園満喫プロジェクト等の推進（自然公園等事業費を含む）【一部エネ特】【一部旅客税】			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	◎		○	再掲